

に献納したり。幕府は兼て松山藩主久松勝成の功を賞し、少將に昇任せしめしが、更に献納の代償として、幕府の内意を受け、英商所有の蒸汽船チュサン船（三十二間大砲五挺据）を購ひ得たり。但し海南手記によれば、此船は明治元年二月長州人の爲めに分捕せらるゝ云ふ。

(は)洋式訓練。松山藩は洋式訓練の必要を認め、松平佐吉を師範とし、練兵を行はしめ、安政五年五月西洋流訓練場を松山法龍寺の裏地に設けたり。

(に)將軍家茂上洛並に京師の警備。松山藩は親藩たりし故を以て、幕府の信用最も厚く、文久三年將軍家茂上洛に際しては隨從を命ぜられ、尋で同年四月より六月まで京師の警備に任せられたり。

(ほ)定昭加判を命ぜらる。幕府は久松定昭が有爲の才幹あるを認め、(定昭は桑名藩主藤堂高猷の男にして養はれて久松勝成の嗣となり家を嗣ぎたるなり)慶應三年九月廿三日溜詰其儘加判の列上座を命じたり。幕府老中表には同年九月より十月まで老中の任にありたる様記載せり。

(二)御所南門御固三條通紙屋川邊御固。(蛤御門の變と松山藩) 文久三年五月十日攘夷決行の期に際し、幕府は敢へて實行の風なきのみならず、之より先男山行幸に當りては、將軍徳川家茂後見同慶喜總裁松平慶永等攘夷の節刀を拜受せざりしかば、天下の浪士之を慨し、就中眞木和泉(保臣)平野次

郎(國臣)等は三條實美以下の七卿と議し、親征の計劃を立て、神武帝陵行幸を機とし、京都を焼き、聖駕を下の關に迎へ奉り、以て親征の師を擧げ、攘夷を實行せむとせしに、薩藩士奈良原幸五郎會津藩士秋月悌次郎等其過激にして國家に禍あらむことを慮り、中川宮尊融法親王に詣り、其入朝を請へり。かくて同親王入朝の結果、俄に七卿の參朝を停止せられ、長州藩の宮門護衛を解かるゝに至り、長藩は七卿を奉じて國に歸れり。正に文久三年八月十八日のことに屬す。其翌元治元年六月に至り、長藩の三老益田親施國司親相福原元佃等兵を率ゐて伏見嵯峨山崎に屯し、國守父子及び七卿の宥罪を乞ふに際し、松山藩は御所南門御固後三條通紙屋川邊御固を命ぜられぬ。是れ天龍寺屯在の長人が入洛せむとするを拒止するにありき。已にして長藩兵は中立賣並に蛤門に於て、會桑二藩の兵と衝突し死傷あり。三老遂に敗走せり。此時に際し松山藩の行動を見るに、

七月十六日一の手として松山藩老臣奥平彈正兵を率ゐて着京したりしが、同月十九日未明より、京都動乱洛中大火に付、藩主(久松勝成)直ちに參内、終て紙屋川陣所に赴く。同二十日天龍寺追討軍として向ひ、其翌廿一日紙屋川陣所引拂ひ、大宮通妙蓮寺に入り、廿二日また參内せり。(池内家記による)

松山叢談には更に記して曰く、

堺町御門蛤御門等の砲聲絶間なく、無程九條館燃上り、堺町御門内外暫時に火災となる。同時に賊兵四方に散亂すといへり。未の刻比ならむ、紙屋川御出張の命あれど、市中漸々南に燃行、道なれば、二條橋を東に渡り、南河岸通より四條通を西へ、夫より紙屋川へ御入なり。此時高倉屋敷焼失最中なり。然れどもかへり見る者一人もなし。一の手は太秦に陣す。二十一日妙蓮寺へ御引上の時、賊軍山崎へよれりと聞え、命によりて一の手伏見へ下る云々。

長人等は紙屋川方面に來らず。間道より下立賣門に迫る。よりて松山藩は兵を分ちて、下立賣門に向へば、戰已に終れり。かくて其陣に歸り、即夜天龍寺の攻撃に向ふ。時に砲聲嵐山方面に當りて殷々たり。近づき問へば薩の重臣小松帶刀の賊を討ちて歸るなり。帶刀曰く、長人已に天龍寺を捨て去れり。今の砲聲は其伏匿せむことを慮り、之を檢せむが爲め我が軍より發せしなりと。松山藩はよりて天龍寺の陣營を點檢し、太秦に滞陣せしに、又山崎攻撃の命あり。直ちに之に向ひしに、大砲車臺破損の爲め、行軍稍遅緩したるを以て、其翌朝山崎に達せし時は、會藩已に長人を追撃せし後なりき。藩主勝成は此に於て妙蓮寺を發し、伏見を経て大阪に着し、海路松山に歸る。船明石に達せし時、長州征伐の命に接す。よりて家臣をして、其命を奉せしめ一旦歸國せり。(八月四日)

此時に際し幕威甚だ振はず。薩長土聯合の風説さへ行はるゝに至りしかば、松山藩は松下小源太藤野

正啓の二人をして、土佐に遣はし、松平容堂(山内豊信)に謁せしめたり。是れ土佐藩にして、若し長州藩と聯合するが如きことあらば、征長の役に於て後顧の憂なしとせざればなり。容堂親しく二士を引見し、酒を命じて曰く、貴藩幸に憂となすこと勿れ。我等豈長人に與し亂に乗じて、隣藩の虚を窺ふが如き怯を爲さむや。若し事を爲さむと欲せば、先づ貴藩を先駆とし、中原に出て、覇を争はむと欲するのみと。正啓對へて曰く、公の意氣眞に壯なり。然れども貴藩の地勢山嶽重疊道路險阻退嬰に便にして進取に難きを如何せむと。容堂慨然として曰く、誠に然り。予をして舊領掛川にあらしめば、則ち大に爲すあらむものをと憚然たること久しかりきと云ふ。思ふに土佐藩が勤王黨に與しなから松山藩に對して、多少庇護的態度に出でしは、之による所なしとせざるなり。

(三)長州征伐と松山藩。(第一役) 元治元年八月に至り、幕府は諸藩に對して、長州征伐の令を發したり。而して松山藩に對しては、

一筆令啓達候松平大膳太夫追討被仰付候に付其方儀は海路四國より先鋒被仰付候間徳山表を攻陥夫より山口表へ馳向大膳父子始誅戮可致旨被仰出候松平阿波守儀も同様被仰付候間可申合候。

とあり。要するに松山藩は、四國の先鋒として、徳山より山口へ出向を命せられたるなり。

よりて、松山藩は國老水野倍左衛門をして、藤野正啓と共に大阪に至り、征長總督尾張侯徳川慶勝に

見えて、合議する所あらしめ、藩主久松勝成は親ら中島（忽那島）神ノ浦に滞陣し、一の手二の手等の諸勢は、津和地に滞陣し、定昭は松山に留りたり。已にして長藩主父子伏罪し、三老の首を献したるを以て、こゝに征討中止の令を見るに至り、勝成以下歸城せり。時正に慶應元年正月十五日にして之を長州征討第一役とす。

（第二役） 已にして長州藩には、正論黨の興起あり。即ち高杉晋作松縣狂介等は所謂俗論黨の主魁椋梨藤太を殺して、斷然幕府と絶ちしかば、幕府復こゝに征長の令を發したり。

慶應二年六月六日幕府より四國勢指揮として、老中代若年寄京極主膳正高富來松して、大林寺に宿泊せり。而して松山藩は兵を防州屋代島大島郡に出しぬ其侍大將は一の手菅良弼二の手長沼朝彞にして、共に先づ發す。而して大隊將蜂須賀彦介別に銃手二百を率ゐて、應援として之に赴かしめ、世子定昭自ら中軍を率ゐ、服部正範後拒に備へ、皆三津に集る。總兵員一千五百人、幕府亦蒸汽船二隻を發して之を援く。六月八日大島に達し陣を安下莊に敷き、敵を誘ふ。敵敢へて應せず。衆明日を待つて戦はむとし、還て津和地に泊せむとす。菅良弼曰く我が藩祖封を松山に受けてより、未だ偉績あらず。世或は遲緩の目あり。吾常に之を遺憾とす。今他藩の出兵を俟ち事を共にせむとするが如きは、固より觀望逡巡進退人に因るものにして、是れ辱を重ぬるなりと。斥候菅傳三鑒察公莊三太等大に之を贊

す。會々中軍より進師の命あり。よりて彌々詰朝を期して、戦はむことを約せしが、風雨によりて之を止め、其翌十一日黎明津和地を發す。而して幕艦二隻は玖珂に嚮ふ。我軍安下莊に上陸し、先鋒は左方に次隊は右に、應援隊は其間に陣す。將に競ひ進まむとす。斥候報じて曰く、敵百餘山麓にあり。輕進すべからずと。公莊三太報じて曰く、次隊中に敵の兵島丹次と云ふ者を獲たり。よりて敵情を詰らむとす。暫く戦ふこと勿れと。然るに敵は其機に乗じ、巨炮を放つ。松山藩兵之に應戦して、敵を追ふ。然れども日已に晡なるを以て、軍を退く。已にして敵兵普門寺にありと聞き、將に之を攻撃せむとす。寺は此處を距る二里許、道路甚だ險なり。加ふるに敵地雷を敷設せるを以て、頗る戒心せしが、遂に其六所を發掘することを得、午時寺に至れば敵已にあらず。よりて食を喫して憩ふ。之より復安下莊に還り、土民を撫恤し、兵士をして劫掠を行ふことなからしめ、三日を以て略大島を略すと云ふ。然れども敵は多く嚴命嶺にあるを以て、十六日に至り兵を分ちて四道より進む先鋒は嚴命嶺より、次隊は普門寺より、吉田惣右衛門の新制二番隊は吹笛嶺より、應援隊及遠山環の一隊は間道より、進みたり。而して長藩は巨砲を嶺頭に列ね、以て待つ。菅良弼挺進之に當る。而して次隊應援隊猶未だ來らず。加ふるに地最も陰惡松山藩兵の創を蒙る者多し。良弼の臣黒川祐久之に死す。良弼急に令を傳へて軍を班さしめむとし、坂本主水をして之を布告せしめしに、又丸に當て死せり。良弼

乃ち公莊三太を留め、自ら軍を率ゐて、山麓に至る。此時に際して、次隊の戦始めて開け、卒將柳田市太夫年已に六十餘、身を挺して進み、丸を受くること三胃堅うして入らず。松山藩兵之が爲めに奮勵し、敵數十人を斃したれども、遂に退軍の止むなきに至れり。監察佐久間大學及び衛騎來宮傳左佐伯彌兵衛等遮り闘ひ、敵の騎兵細井某に遇ふ。松山藩銃卒三好某之を銃撃し、傳左側より躍出で、其首を斬る。大學も亦首二級を斬り、小阜に踞し以て憩ふ。長兵數人來つて之に迫る。大學笑つて敵中に突入し、丸に中て死し、傳左彌兵衛等亦斃る。唯三好某は脱することを得たり。時に日將に暮れむとす。よりにて再舉を期し復津和地に退き、遂に興居島に歸ると云ふ。(金子耕藏紀大島戦による)又當時松山藩よりの申告書に、

一昨十五日御届申候通、先手人數安下庄に滞陣罷在候處、公邊御人數の内より御示合有之、撤兵隊同所へ相越歸掛、普門寺越にて敵兵の誘打に逢ひ候趣申出、夕刻山上所々に敵兵相見候に付、夜討待備の手配に及、野陣相張り候處、敵兵相應じ不申、探索に及候處、防州地方より敵兵多人數竊に押渡後詰致候趣相聞、翌十六日普門寺越源命越家房越三方へ人數手分押寄候處、敵多勢にて山陰に手寄り發砲致候に付、砲戰に及線詰手詰に致候處、別紙之通手負討死等有之、敵兵二十人計打留候得共、已に暮に及候に付打捨に致一廳安下庄へ人數相揃へ夫より津和地迄引揚候處、未四國之諸

家出勢も無之孤軍にて敵境數日之働彼是兵力も相勞候に付一先興居島へ引取、休養致事機次第再討入候旨、

右別紙

- 討死 士分 三人 佐久間大學 來島傳右衛門 佐伯彌兵衛
- 足輕 九人
- 手負 士分 六人 大砲方 二人 徒士 一人 砲手 一人
- 鼓手 一人 足輕 十二人

以上述ぶる所の、金子耕藏の紀事並に松山藩申告書によりて、征長の役に於ける同藩の行動を察すべし。而して申告書中に「未だ四國の諸家出勢も無之云々」とあるに徴して、當時幕府の威令行はれず。従つて外様諸藩の如きは出兵を敢へてせざりしことを知るべし。而して松山藩は幕府に對しては、親藩の關係あれば其苦衷の情も察すべきなり。

己にして、松山藩は征長の兵を退け一の手二の手を三津ヶ濱に二番大隊を山西村に、一番大隊を久万村に、其他は辻村澤村江戸村等に滞在せしめたり。時に將軍家茂は諸軍を督して大阪にありしが、慶應二年七月病を以て薨去せり。同八月廿八日に至り「大樹薨去上下哀情の程も御察被遊候に付暫時兵

事見合候様可致旨云々」との勅旨によりて、之に第二役の終局を見るに至り、十月八日諸軍悉皆引揚を了へ、同月十六日四國軍總指揮官たりし若年寄京極主膳正は松山を發して歸府したり。

(四)薩長聯合と松山藩。長州藩は夙に攘夷に對して親征を主張し、薩摩藩は公武合體の論に傾きしが、土佐藩土坂本龍馬、中岡愼太郎等は到底二藩の聯合を劃するにあらずんば、幕府を倒す能はざるを知りて、薩長聯合の計を立て、先づ長州の木戸孝允を説き、尋で薩州の西郷隆盛大久保利通を動かし、遂に木戸西郷大久保等潜かに京都に會し、互に兩者の聯合を約するに至れり。是正に慶應二年正月なり。而して長州征伐第二役に際し、薩州始め勤王派諸藩の敢へて兵を出さざりしは、之に基くものと謂ふべし。されば佐幕派の諸士は坂本中岡兩士の所爲を惡むこと甚しかりしき。かくて新選組近藤勇の部下たりし、原田佐之助は慶應三年十二月十二日兩士を京都河原町の寓に訪ひ、自ら大和十津川の侍なりと偽り、面謁を求め、直ちに之を殺害したり。(坂本龍馬は年卅三歳なりき)而して原田佐之助は松山藩の人なりと云ふ。

(參考) 内藤鳴雪先生の談によれば、前略「私は昔江戸に生まれました者であります。弘化四年に松山藩の三田の屋敷に於て生れました。十一歳で松山へ参りましたのであります。そこで私が三田の藩邸に居りました時で、私の九つか十の年齢の頃と記憶します。即ち安政三四年であらうと思ひます。其頃私の親は目付と云ふ役を勤めて居ました。目付と云ふは家老の下に總ての政事に

關係する役であります。而して藩邸は上屋敷、中屋敷、下屋敷とあつて、上屋敷中屋敷の二つには、目付が幾人も住んで居ります。其内勤番の者もあり定府の者もありましたが、私の親は定府で、目付を勤めて居りました。私も他の家族と共に、其屋敷内の或る小屋に住んで居りましたのであります。處が此目付には當番と云ふものがありまして、其當番が其の日日の或る出來事に關係することでありました。其の當番の時に限りまして、公用を取扱ひます。便利の爲に小使と云ふ者が一名づ、宅へ参つて居ります。今で云へば士官の従卒めいた様なもので、其日だけは宅へ参つて、公用に屬した用辨をする者でありました。と申して朝から晩まで公用があるものでありませぬから、其用辨の暇には空しく手を束れて許りもゐられぬ處から、自然と私共のやうな子供と色々な話をしたり、又遊ばして呉れたりして、殆ど私は好い友達の様と思ひ、其當番の日を喜で居りました。且つ様々の小使が来るから、様々の人に接して面白く感じた事でありましたが、中には年取つた者には余り親しみませぬでしたが、私は其頃九つか十でありましたが、向ふは十五六歳位でもありましたらうが、一人の若い小使が時々参りました。是が原田佐之助であります。中々伶俐な男で且つ容貌萬端子供心にも美男子であつたと認めて居ります。家族杯も此男は他の者よりは何かなくそれを愛してゐたのであります。さういふ譯でありましたから、私共に接しましても中々うまく機嫌を取りまして、面白く遊ばして呉れますので、私は最も之に親しみまして、他の者よりは此男が親の當番の日の來る事を豫てより楽しんで居て、佐之助々々云つて、特別に面白う遊ばして貰ひました。そこでこの小使と云ふ者は、如何なる身分かと云ふと藩では最下等の身分で、藩では之をお仲間と唱へました。是は一刀のみ帯びて殆ど人夫の役、即ち力役をした者であります。それが矢張、江戸詰も致すことでもありまして、或る一部分は江戸の屋敷へ交代して詰めまして、それが人夫の役を致すのでありますが、其中で少し讀み書きの出來る者、聊か伶俐な者が小使と云ふ役をする。それが目付方に隸屬して用を達します。此際だけは、公用の書面を持つて往復し

たりしますから平生の一刀さしが此の小使役を勤める間は、二刀を許されて、他の者よりはいかめしく、纏うた者であります。そこで佐之助も身分は右に申す如く、平生は一刀を差す位な者であるが、小使として二刀を帯びて私の所に参つたのであります。處が或時の事でありました。私の親の住ひをして居る役宅より少しく離れた、お仲間部屋で、何か騒がしい物音が致します。私は其時小供の事でありましたから、外に遊んで居ましたが、それが非常に騒がしく、人の叫ぶ聲もする。一鉢お仲間部屋は大きな廣い長屋であつて、二階と下に大勢を入れて居ります。其のお仲間の小屋が二つあつて一組づ、大勢のお仲間が居る。一つは錠と言ひ、一つは大の字と言ふ號であります。此の大の字組の部屋に當つて騒がしいのであります。子供心に何かと思つて覗いて見ますと、或一人を裸体にして、土間に据ゑて後ろ手に縛して、口に猿轡を箝めて、全身に水を浴びせて居る。其内子供が見る所でないと言つて向から私を押し出しました。其水責に逢ふ本人は誰と言ふ事は十分に分りませぬが、どうしても私の親しんで居る所の佐之助の様であつた。そこで他の子供杯に話をしますと佐之助であつたと言ふので、私は可哀さうに思ひましたから、宅へ歸つて、今佐之助がひどい目に遇つて居る、どうかあれを止めてやる事は出来ぬかと申しましたけれど、家族は女許りでありますから、どうする事も出来ぬ、私はそれを非常に残念に思ひました。其夜内用方と申す者が参つた。これはお仲間より一等上の者で矢張り目付に隸屬しまして、機密に屬する事を取調べる役で、今で言へば探偵と云ふ様な者であります。これも常に私共の所へ幾人も出入りて來ます、是は別段内謁がましく來る譯でもありませんが、用が無くて時々機嫌伺ひ位には來るので、自然家族とも親しくなつて居ります。それが丁度参りましたから、それで家族も同情を寄せて居る、佐之助が、ひどい目に遇はされて居て、こんな事があつたと言ふ話をしました。そんな事があつてはならぬ。早速開合せませうと言つて歸りました。それから幾日が經つて、其内用方が参つての話を。イヤあれはあちらへ往て調べましたが、お仲間部屋に一の錠があつて、其の錠を行

つたので、どうもあの男は平常年の若いのに似合はず、目上の者に對して、傲慢で、おとなしく言ふ事を聞かず、萬事逆ふ様があつて憎まれて居た殊に、あの日は他から酒に酔つて歸つて來て、大分舉動が荒々しかった、目上の者より之を制したが、却つて反對に口返答をしたので、其結果此の如き錠に行つたので別に大した事ではない。それはよくある事でありませぬと言つて話しました。それで私共も只同情をした斗りで別段何等の救護をすることも出来ませぬのであります。これが一つ佐之助の事に付て私が最初に知つた事件であります。何しろ封建の時代でありますから上下共に先輩と長者と云ふ者には頭を下げて唯々諸々して居る際に、右の如く目上を憚らずして一醉の餘りとは言へ抵抗すると言ふ事は矢張り此男の本來氣概があつて、通常の羈絆に就き難い者であつたのだと言ふ事を私は今日から想像し得るのであります。

それから右仲間といふ者は時々藩地の者と交代しますから、佐之助も定めて松山へ歸つた事でありませぬ。親の當番の時も其後は参りませんでした。殊に親も役が變りまして、更に拔擢されて目付と共に松山へ歸りました。其頃江戸の藩邸では西洋流の蘭式の銃隊を拵へまして頻に操練をして居りまして、君公もそれに重きを置かれた事であつたが、實は私の親は少々固陋な主義を執つて居りまして、君側で重き役を勤めて居るに拘らず、蘭式を採用するに反對しましたので、免役になりました。そこで家族を連れて國へ歸るこゝになつたのであります。それから私共が松山へ歸つた後のお話であります。私の母の姉に當ります家は、中島と申します、伯母に當ります家でありますから、私も度々これへ遊びに参りました。すると、其處に一人の若黨が居ります。此家は三百石餘り取りました家でありましたから、家來も幾人が居りました。其中に一人の若黨が居りましたが至つて美男であつた、よく氣を付けて見ると豈圖らんや嘗て私共の家へ小使となつて参つた佐之助でありました。そこで再び又伯母の家で佐之助に出遇つたのであるが、其時は向ふも年を二つ三つ取りましたのだが、私杯の子供にはもう別に機嫌も取りませぬ。親

類の家でありましたが素知らぬ風をして居りました。これも其家に奉公をして居つて、其家の親戚の子供であると言へば少しは愛嬌を振つても宜しい譯であります。彼れの年を取るに従つて傲岸な性質は矢張り其邊にも現はれて居たと見えて、嘗て知つて居た私であるに拘らず、彼れは素知らぬ風で居ました。處で私の伯母の里方は交野と云つて、中島の家から半丁ばかりの所にあります。私も同じく母の里方だから其家へも行きましたが或る時に裸体で贖鼻禪一つで頼冠りをしまして其頃専ら習ひました蘭式の銃隊に用ひます太鼓を革帯を以て肩から左の腋へ下げて撥を持つてドン／＼鳴らし乍らやつて来る者がある。誰かを見るに佐之助であります。勿論其頃は今の世の中の如く裸体を禁じるといふ様なやかましいことはありませぬから、下等の者は随分裸体で荷擔ぎをする者もございます、けれども、士族の家へ奉公して二刀を差す若黨を勤める者が、裸体で外へ出るに云ふ事は全くないことである。それを彼れは裸体で主人の太鼓を態々肩へ掛けて、主人の家内の里方へ太鼓を打ち乍ら遣つて来る。これも一寸珍らしい事で、余り人の爲し得ざる事を致しました。これも今日から考へれば、一の放縦なる奇行であります。私が彼れに接して覺えてゐますのは此二つの事件である。其後佐之助は中島より暇を取りまして、私も遇ふ事はありません。處が其後何かの機會で承はりましたので俄かに自分の家を脱して他へ行つたと云ふ事で、それは何か少々位は尋常の行爲でない事をして去つたのか、又特別に思ひ立つ事でもあつて去つたのか、其邊の事は聞き洩しましたが、兎に角松山には居ないと言ふことを聞きました。其後は佐之助の行衛は分りません。藩中の者は誰も其消息を聞かなかつたのであります。

それから遙か年を経まして、元治慶應の頃となりまして、彼の壬生浪人と言ふ者を幕府へ採用されました、そこで新選組と言ふものが出来まして、さうして類に攘夷黨と反對の側に立つて人を捕つたり殺したりして、幕府の味方をする壯士があるといふ事を聞きました。其新選組の或る部長となつて居るものに原田佐之助と云ふ者がある。それは嘗て我が藩から出た者であるといふ事を聞きました。そこで私共はそれでは嘗て出遇つて知つて居る、アノ佐之助であつたか、アノ者にそれ丈の事は出来まいと思つて居つたが中々エライ奴であつたと申して、私共の家族一同が驚た事でありました。そこで前に申した二事件の如き行ひもあつた者で、新選組の部長となつて居たといふ事であれば坂本龍馬刺殺の下手人であつたこと云ふ事は私共も想像して有り得ない事とも思はぬのであります。尙此佐之助は、戊辰の伏見の戦争では、伏見の奉行屋敷に引取て居るのを、薩州から不意打ちを喰つた、アノ時亂軍の中で討死したと言ふ事を、誰かが申して居りました。若しそこを免れて江戸に落ちて行つたとしても其後少しも名の出ぬ處を見ればいづれ討死か、又は他に殺されたのでありませう。此者の終りに就ては、長屋忠明氏が色々調べて居るのであります。今に分らぬこと云つて此頃も話しましたやうな次第であります。(以上雜誌伊豫史談による)

然るに多摩産業新報社渡邊欽城氏の談によれば、原田佐之助は、維新の際新選組に入りて、近藤勇の部下となりて坂本龍馬等を殺害したる後、満州地方に赴きて馬賊の首領となり、日清日露の兩役共皇師に多大の援助を與へ、爲めに皇軍に貢献する所大なりしが、明治四十年頃松山に來り先づ其弟たる大原某の居住せる温泉郡石井村星の岡を訪ひ、其姪大原丑太郎に面して、久瀨を叙し、維新後に於ける自家の行動を談じ、又松山市魚町大原大次郎同豊坂町白石鹿次郎を訪ひ(共に佐之助の姪なり)直ちに去て鐵嶺方面に行けり。而して此時已に白髮童顏の老人たりきと云ふ。

(五)鳥羽伏見の戦と松山藩。薩長聯合成立してより、幕威益振はず。殊に第二征長の役失敗に歸してより、討幕派の勢力其強きを加へ、三條岩倉の兩卿並に薩長二藩の計略遂に成功して、討幕の密勅を下し賜はらむとせしが、幸にして土佐藩主山内豊信並に其臣後藤象二郎及び宇和島藩臣都築温等幹旋

其宜しきを得て、將軍徳川慶喜は政權を奉還し爲めに事なきを得たり。時正に慶應三年十月十四日なり。然るに之よりして薩長と舊幕府との衝突は益甚しく、江戸に於ける薩幕衝突事件は、慶應三年十月廿日を以て、大阪城なる前將軍慶喜に報告せられたり。會桑二藩（松平容保松平定敬）並に旗下の士大に奮慨し、慶喜を擁して討薩の表を上り、伏見鳥羽二道より入京せむとし、大に薩長の兵と戦ふ。時正に明治元年正月三日なり。此時會桑二藩の兵は敗れて大阪に走り、慶喜も亦勿々として江戸に歸りぬ。思ふに會桑二藩は曾て久松定昭を老中とし共に幕運の挽回を計りしが、定昭在任一ヶ月にして之を辭したれば、二藩喜ばず、よりて松山藩は寧ろ疎外せらるゝの傾ありき。此際に當り、梅田村警衛の任に當りし、松山藩は事の唐突に出でたると共に、其處理に就て、或は江戸に出で、徳川氏と運命を共にすべしと云ひ、或は松山に歸りて審議すべしと論ずる者あり。議漸く歸國に決したれば、情を朝廷に具し、正月七日堺を發し、同十日高濱に歸着したり。（明治元年正月十一日）やがて朝廷は慶喜以下隨從諸藩征討の令を發したまひしかば、松山藩主久松定昭は、

（前略）豈料今般の舉動に立至る段奉對朝廷深奉恐縮候。乍併私方一卒も妄舉に相加り候儀一切無御座候得共、下阪罷在、且梅田迄警衛等之嫌疑も可有御座歟と重々心外之至奉存候云々。

の書を朝廷に奉呈して、其逆意なきを明らかにせしが、當時松山に於ける藩論は區々として歸着する

所を知らず、一部の論者は、梅田村に於ける國老の措置其宜しきを得ず、當に國老を斬て罪を闕下に謝し奉るべしとし、或は論じて曰く、我が藩は徳川氏の姻戚たり當に其舉動を一にすべし。或は議して曰く、薩長二藩故らに徳川氏に不利ならむとす。宜しく之と戦うて正義の存する所を明らかにすべしと。而して恭順論者は多く老候（勝成）を奉せむとし、主戰論者は藩主（定昭）を奉せむとするの風ありき。時に藩臣藤野正啓は最も恭順に意あり。治も舞鶴より歸國せし、崎門學者三上景雄（是庵）を推薦したり。

定昭よりて是庵を松山城三の丸に召し、善後の策を諮ふ。是庵對へて曰く、今や何ぞ多言を要せむ。速に封土を朝廷に納れて、他意なきの衷情を披瀝し、以て宗家たる徳川氏の祀を存せむことを懇請すべし。是れ正に朝廷に對して奉すべき正道にして、即ちまた宗家に報ゆるの正義なりと。定昭頗る之を容る。此議夜を徹し、景雄は其翌正月廿三日の曉を以て漸く退出せり。而して其議に參せしものは、景雄の外戸塚徹也、大原武右衛門（號觀山）藤野正啓（號海南）の數人に過ぎざりきと云ふ。

當時勤王諸藩の中、土佐藩は比較的幕府に同情したりしが、（土佐藩は慶喜をして政權を返上せしめ尋で之を總裁たらしめ以て維新の政績を挙げむと期せりと傳へらる）先づ藩使金子平十郎小笠原唯八を松山藩に遣はして、勅命を傳へ、且つ恭順事を處理すべきを説けり。是れ正月廿二日の事にして定昭

が景雄を三の丸に召したる日なりき。而して此時の朝旨は松山藩は舊幕府の親藩にあり乍ら慶喜大政奉還後之が諸般の匡救をなさざりしこと、並に梅田警衛後直ちに入朝して天機を奉伺せざりしのみならず、其儘歸國したるは、慶喜の暴動を援くる爲の不審免れ難く、畢竟其心得の宜しからざるの致す所なりと云ふにありき。

景雄はよりて、藩主定昭養父勝成に居城を退きて、祝谷常信寺に謹慎すべきことを説きしが、定昭之を容れて正月廿五日遂に城を出でたり。而して景雄は更に父子の同室に居住せられむことを説きぬ。蓋し藩士中會桑二藩と去就を共にせむとする一派は、恭順説に平かなる能はざるにより、或は定昭を擁して事を爲さむとするの慮ありしによれり。景雄は藩主父子に赤心報國の四大字の合作を希ひ、以て益融和を計り、併せて恭順の意志を鞏固ならしめたり。

かくて土佐藩は朝旨を奉じ、正月廿八日を以て松山城の受領を了しぬ。長州藩兵も亦入松し（長藩は始め其一隊を北條に上陸せしめしが、松山藩の恭順を知り全軍を三津より上陸せしめたり）隊長杉孫七郎は二月朔日常信寺に来て、兩侯に面し其恭順の状を視察せり。景雄此時兩侯の傍に侍し大に戒心する所ありき。蓋し長藩にして侮蔑を加ふるが如きことあらば、一死以て事を處せむと期せしによれり。然るに杉氏以下措置よろしきを得て、幸に事なきを得たりと云ふ。此時に際し朝旨を奉じて兵を

松山に進めたるものは單に土州長州に止まらず、宇和島藩は老臣櫻田出雲をして兵を率ゐて郡中に次せしめ、大洲藩は石河孫左衛門等百七十四人をして同驛に屯せしめ、新谷藩は橘口三津濱の守衛に任じ、且つ以上諸藩士中には松山藩の動靜を探らむが爲め、或は商工に身を粧ひて、入松したるものもありき。加之長州藩は松山藩とは兼て征長の役に於ける舊怨あり。松山藩の處置にして若し機宜を失するが如きことあらば、其藩の存亡知るに難きものありしなり。之より定昭は蟹居の身となり、養父勝成に本領を與へて再勤を命せられ尋で軍費十五万圓の上納を課せられぬ。かくて八月廿三日之を完納したり。又定昭は東野吟松菴に入りて謹慎の意を表せしが明治二年三月六日に至り、赦免の命を蒙りたり。後勝成は入京して、天機を奉伺し、更めて住吉警衛を命せられ、藩兵一大隊を出し、尋で明治元年九月車駕東幸に際しては、國老服部丹後をして之に供奉せしめたり。

(六)王政維新後の松山藩。松山藩は明治元年十一月二十日に至り、大に職制を改革し、左の諸司を置きたり。

執政局監察司社寺司書記司市政司會計司出納司郡政司營繕司文武局事務局外習文場國學場洋學場醫學場操練場主船司兵器司閑廐司刑法局鞠獄司捕亡司廣聞司内制所侍衛司内殿司羞膳司

又兵制は源家古法と英式とを參酌折衷して二大隊を編制し、尋で英式によりて干城折衝彰效報效練卒

の五隊を編みたり。かくて明治二年二月に至り更に職制を左の如く改めたり。

爲政局監察方刑法方社寺方市政司書記司總教局皇學所洋學所會計局郡政司船艦司營繕司軍務局輜重方築造方操練場方閑廐方廣開場宗局公議局

(七) 版籍奉還。 明治二年六月十八日久松勝成版籍を奉還し、更めて松山藩を置かれ、勝成其知事に任せられぬ。よりて大參事以下の官吏を任命し、左の諸局を置きたり。

藩政局會計局民政局市政司刑法司廣開所學校兵制局馭術司劍術司陸軍海軍公務方宗政寮

又兵制は、新に散騎狙撃の二隊を設け、更に四大隊を編成したりしが、明治三年閏十月に至り、従前の隊伍を解き、常備豫備の二大隊とし、六十人を一小隊二小隊を一中隊五中隊を一大隊としたりき。又士族卒族の常務を解き、一般非役に歸せしめ、給祿を二等に分ち、卒族二千四百二十八人を解放し、明治四年より同八年まで五年間一人半扶持若くは一人扶持合計一万一千三百八十七石七斗を給與して、農商に歸せしむることとし、士族の郷市住居隨意の令を布きたり。

明治四年正月十四日久松勝成退隱し、定昭代て松山藩知事に任せられしが、同年七月十四日に至り、松山藩を廢して松山縣を置かれ、定昭本官を免せられたり。(愛媛縣誌稿による)

(參考) 鈴木重遠 は松山藩士にして夙に和漢の學に深し、幕末多難の時に際し、藩の執政となり、處理宜しきを得たり。維新の

際權大參事より進んで大參事に至る。後板垣伯の自由黨を組織せし時、入て其牛耳を執りしが、後進歩黨に入り、最も其重きをなす。衆議院議員に選舉せらる、事四回、其全院委員長に擧げられたり。晩年心を東亞の經營に致し、講究企畫愈ることなかりき。明治廿九年七十六歳を以て逝く。

山本忠彰 は松山藩士にして、維新の際權大參事に任ぜられ、晩年第一師團法官部長に任ぜらる。又松山同郷會を興して青年の修養に資したり。明治卅一年逝く。

今治藩

(一) 幕末の活動。 今治藩は幕末に際して、多く宗藩松山と氣脈を通じて、事を處したりしが如し。而して藩主久松定法の時、安政二年十月六日金千兩を松山より借りて財政の整理に資したるのみならず、頗る海防の設備に精勵したり。現今臺場の跡の海岸に残れるもの、櫻井濱に二ヶ所今治濱に三ヶ所ありて、票示の碑に文政二年巳卯六月成御臺場の文字あり。(玉田榮二郎氏の調査による) 而して幕末に至りては、外交問題興りて攘夷の論喧しき有様となりたれば、今治藩は更に海岸防備としての砲臺を造築し、文久三年三月を以て落成したり。國老久松長世才幹あり。よく藩主定法を援け有爲の子弟をして諸方に遊學せしめ、又軍隊には洋法訓練を行はしめたり。

(參考) 久松長世 和漢の學に通じ兼て武道に達し火攻全軍錄十二卷を著す。幕末よく王事につとめ畫策する所多し。維新の後今治藩大參事となり、明治三年十二月廿四日四十二歳を以て逝けり。

已にして、長州征伐の擧あるに際しては、出師を命せられ、一番手は御手洗に、二番手は小浦乗出夕

七時に至り大洲預り領中島粟井村大泊に著船の旨今治拾遺に見ゆれば、以て其當時に於ける大概を察すべし。

かくて、元治元年十二月に至り、國老服部和泉久松一學等は廣島旅館に於て、松山藩國老鈴木七郎右衛門目付藤野立馬（正啓）と會談して、向後の方針を協議したり。之より今治藩は一意朝廷に對して恭順の途に出でしが、大洲藩五百木庄官高橋助右衛門盛芳の編せる軍鑑簿と稱するものには、

今治藩天幕兩端之運之趣にて、軍師久松一學と申仁去冬京攝探索に相成、逗留中度々被召捕、漸勤王之志に罷成、歸國の上、周旋にて、一藩殆正義に押移、晩春に至久松彦兵衛と申大夫上京にて、君侯は未だ御登城無之由、但し右に付御領内宇摩郡七千石之御用金五十兩被仰付處、不受に而今に上納不致越。

是れ果して何時のことを云へるならむ。又他藩士の筆になれるものなれば固より誤なしともすべからず。要するに今治藩が恭順の實を擧げしは、朝廷より京都市中巡邏阿蘭陀公使館南禪寺警衛或は華頂宮警衛の命を受けたると、又甲府城守衛の爲め、藩兵百卅八人を派遣したるとに、徴することを得べし。やがて明治元年五月廿五日に至り、命を奉じ奥羽征討應援として戸塚政輝等をして藩兵二小隊を率ゐ、七月朔日東京に抵り、進んで下野國今市に次し、尋で兵を分ち、一は會津に向ひ、一は日光山

を成らしめたり。而して前者は九月二日を以て大玉峠に至て轉戦し、十四日遂に會津城下に薄りて、奮戦し其後復官命によりて、會津を發し日光なる後者の部隊と合したり。かくて奥羽平定の後今治に凱旋したるは、明治元年十二月朔日なりき。（此役に於ける重傷者は士族一人卒二人なりき）

因に云ふ、今治藩の兵制は延寶四年太田道灌の兵法と稱するものに法り、十七小隊を編制し、其員數四百三人なりしが、文久三年五月洋法を參酌して、五隊を編成したり。後明治元年に至り、之を改めて十二小隊を編成し、兵卒十人を一分隊とし、四分隊を一小隊とせり。後明治四年正月更に改めて、佛式を用ひ、六十人を一小隊とし、二小隊を編成したりと云ふ。

(二) 版籍奉還後の今治。久松定法は明治二年六月二十日を以て藩籍を奉還したり。こゝに於て更に今治藩を置かれ、定法其知事に任せられ、左の職制其他の改革をなしたり。

一 神祇館藩政館藩學軍務局劍檢司兵船司民政局公務局。
一 克明館に和漢洋筆算の五課を分置す。

一 藩兵を士隊卒隊の二となし士族の祿制を二十三石十九石十四石十二石の四級とす。
明治四年七月十五日に至り、今治藩を廢して今治縣を置かれ、舊藩知事久松定法は、藩務を權大參事城所方に交付し、同年十一月十五日更に、今治縣を廢して松山縣に合併せられたり。

宇和島藩

(一) 伊達宗城の嗣立。伊達宗城は宇和島藩主伊達宗紀の養子にて、實は山口相模守直

勝の二男なり。年十二にして宇和島藩の嗣となり、弘化元年七月十六日廿七歳にして封を承く。之より安政五年十一月廿三日致仕し封を嗣子宗徳（實は宗紀の子）に譲りて後、猶國事に精勵し、其逝去（明治廿五年十二月廿日年七十五歳）に至るまで、終始一日の如く、偉勳赫々として、聲望中外に隆かりき。今其事蹟の概略を述べて、宇和島藩が幕末に於ける活動を明らかにせむとするに際し、先づ其年譜の概略を抄録せむとす。

文政元年八月廿日江戸牛込逢阪山口邸に生る。父は山口相模守直勝母は蒔田河内守廣朝の女。

文政十二年三月十一日伊達宗紀の養子となる。

天保十一年七月四日佐賀侯鍋島齊直の女益姫を娶る。

弘化元年七月十六日宗紀致仕。宗城封を承く。

文久二年十二月十八日内勅により入京す。

明治元年正月九日議定に任せられ、尋で外國掛仰せ付らる。

同 月廿二日大阪鎮臺外國事務兼職。

同 二年九月十四日民部卿兼大藏卿に任せらる。

同 三年七月十日大藏卿專任を命ぜらる。

同 四年四月廿八日欽差全權大臣として條約締結の爲め清國に派遣せらる。

同 九年五月廿三日華族第一部長仰せ付らる。

同 十六年十二月廿六日修史館副總裁に任せらる。

同 廿四年四月廿三日勳功により嗣子宗徳に侯爵を授けらる。

同 廿五年五月三十日宗城の男宗倫に男爵を授けられ、尋で十二月十七日從一位に叙せられ、同月二十日薨す。年七十五、廿五日谷中に葬る。

(二)伊達宗城の偉績。

(イ)高野長英を宇和島に庇護す。高野長英は陸中水澤の人、本姓後藤氏、父を惣助と云ふ。外叔父高野玄齋に養はる。玄齋壯にして杉田玄白の門に學びしことあり。其故を以て長英も亦江戸に出で、玄白の嗣たりし伯元の門に入りて、蘭學を修め、後更に長崎に遊びシーボルトに従學せり。シーボルトは獨乙バイエルンの人醫學を修め和蘭東印度會社に入社社員となり、文政八年長崎に來り、事務官附の醫員となるものにして、外科並に眼科の醫術に熟達せし人なり。シーボルトは頗る長英の材を愛し、長英も亦刻苦精勵せり。長英業成りて江戸に歸り、醫學樞要等の書を著はせり。偶々天保九年英船モリソン號來航の風説あり。但しモリソン號實は米國の商船にして、和蘭風説書に之を英船と誤

りたるものなり。長英は更に之を英國の東洋學者ロベルトモリソンの事なりと考へ、夢物語を著はして、之を斥攘するの無禮なることを論せし爲め、捕へられて獄に投せられ、遂に永牢の身となりて、終身を錮せられぬ。然るに弘化二年小傳馬町獄舎の火あるに會し、逃走して或は相模國足柄下郡に或は府下麻布敷下に潜みしが、遂に身を宇和島に隠すに至れり。其事情に就ては、

(A) 弘化度の事なりしが、一旦入牢申付けられし高野長英が、火災に乗じて逃亡したる事あり。其時鍋島侯の侍醫伊東玄朴宗城公に謁して申すやう、高野は全身を置くに所なく、非常に窮し居れり。島津齊彬公に御話申したれど、内輪の混雜(廢嫡一件の内訌)中にて、監督も行届かねば、隠まうとても不安心にて、如何も引受難し。費用の處は、如何様にも致すべければ、外に適當なる人物を選びて保護を依頼せよとお話なり。公に於て何かと良き御工夫はあるまじきかと申し出でぬ。宗城公も元來高野の人傑にして用ふべき事を承知せらるゝのみならず、曾て三宅邸に於て數回會見せられし縁故もあれば、夫は嘸困るならむ。如何にも盡力して遣すべしと、快諾せられ幕府の嚴密なる窮追を意とせず、直ちに高野を引き取られたるは、公の眼中已に幕府なきが如く、其豪膽驚くべきに似たり。(鶴鳴餘韻)

(B) 初め長英が夢物語を作りし時古賀侗庵一部を寫して、江戸城中にて之を宇和島藩主伊達宗城公に示したり。宗城公之を借りて歸邸し、一讀して長英が海外の事情に通曉なるに感歎し、側用人松根内藏に長英に面せむと欲する意を洩らされたり松根謀る處ありしに長英獄に入て其事止みたり。松根氏の晩年の話に(松浦玉圃之を聞く)幕臣の數學家某(内田五觀ならむか)長英を其家に隠せり。此數學の門人に宇和島藩醫某あり。師より其人に長英潜匿の事を打明けて託せし事あり。醫某後歸國せむとて、師家に來て告別せし時、師再び長英を宇和島に伴はむことを囑す。醫某一考する所あるべしと諾す。時に長英次室にありしに、此話を聞きて、直に自ら障を排して座に出で、端然として坐して、我れ長英なり、同行せられよと云ふ。醫驚きしかど、諾して遂に宇和島に到れりと云ふ。

大槻如電が宗城公の直話に聞けるは、松根内藏一日竊に公に申すやう、先年面會し給はむとありし長英實は云々の事情にて、江戸に潜伏せり。御國許へ召連れらるべくやと云ふ。公領して曰く、宜しきに計らへど。是に於て君公が歸國の行列中に加へ、駕籠にて藥籠など持たせ、東海道を堂々として西行したりとなり。(以上公の話)……復軒雜纂

かくて、醫師富澤大珉の歸國するを幸ひに、長英を其弟子となし、名を伊東瑞溪と改めさせ、會計方兼保護人として、足輕三人を付けられしが、長英は資性豪放の人なれば、何の憶する所もなく、無事

に宇和島に入れり。時正に嘉永元年四月二日なりき。而して幕府は始め之を知らず。長英は露西亞に走れりとの風説さへ行はれたり云ふ。(佐々木省吾が松本元順に與へたる書翰)

長英は宇和島到着後、同町會所に在りしが、四月七日國老櫻田數馬の別邸に移り、四人扶持を給せられ、専ら外國の書物の翻譯に任せしめ又藩士土居直三郎山内光宣大野昌三郎をして之に従ひ學ばしめたり。而して此時に於ける長英待遇の一端は、若黨一人僕一人婢一人を附せられたるによりて、其大概を推知すべし。若黨は名を昌次郎と呼び三州吉田の人僕は名を新吉と云ふ。宇和島の人にして、其未亡人は宇和島裡町一丁目に、魚屋を營み、婢は名を豊と呼ぶ。横新丁裡丁御番所前結髮床の娘なり。又學僕二宮逸二は卯之町醫師二宮敬作の男なり。

長英は此時砲家必讀並に知彼一助と題する一書を著はし又三兵衛久知幾を譯したり。砲家必讀は大砲小銃並に其操練のこと及び砲臺建設に關せるものにして、後宇和島に來り、村田藏六(長藩士大村益次郎のことなり)は此書に則りて、砲臺を築きたりと云ふ。又長英自ら土居直三郎と御莊邊に赴き、砲臺築造の下調べをなしたることありき。而して長英の教を仰ぎたる、土居山内大野谷二宮の五人は、始め文法を習ひそれより西洋兵法を學習し、歸宅後之を日本文に譯し、翌日持參して、校正を仰ぐことを常どしたりと云ふ。

(參考) 長英に教を受けたる者は以上の外に齋藤丈藏もありき。丈藏は學を森田節齋に受け、歸て大に國事につさめむ志し、先づ西洋の事情を明らかにせむとして、夜中長英を訪ひ蘭書を學びたり。明治九年二月五十四歳にして逝く。

因に云ふ。長英の宇和島にありし當時の狀況に就ては、鶴鳴餘韻に(前略)最初江戸に於て、然らば宇和島へ隠まひ遣はさんと申し渡したるに、長英は左程嬉しさうな顔もせず、お隠まひ下さるに就ては、自分に一の願ひあり、御聽き下さるべきやと、反問したり。其願の筋を尋ねれば、拙者は常に浪花酒と島田女を放すことの出来ぬ性分なれば、之に事を欠がぬやうに願ひたしこの所望なりし、刑餘の身として有るまじき、我が儘ながら、公は之をも聽届けられ宇和島に來りし以來、始終酒を給し、且つお豊といふ妾をも與へたれば、長英はそれに満足して、朝より酒を飲んで悠々として、其日を暮し居たりとなり。後にお豊の語る所に據れば、長英は如何なる時にも一口の短刀を放す事なく、而して常に何時如何なる變ありとも、自分は只は死なぬ積なりと語り居たりといへり。長英が後年江戸に於ける最後に見ても、其言の妄ならぬを知るに足るべし云々。

又同書に曰く、宇和島の和靈神社と云へば、有名なる神社なるが、其側に在る三島神社は、多く人に知られざる社なり。然るに長英一日門人と共に、其社殿に詣で、詩を作りて素懷を漏らしたる事あり。又家老桑折氏の宅にも屢々出入し居たるが如し。其外山野を跋涉し、海邊を逍遙せし事、度

々にして、山に入れば草根木皮を取つて之を藥にするの法を説き、海に出れば魚鼈介藻を見て之が効をなすの所以を明かにし、未だ人の知らざる奇法妙術を傳へたり。其一例として今日まで傳はりたるものは、蟹の脱殻俗にボヤ蟹といふをば、藥に製する法なり。長英の記念として見るべきものは、宇和島を南に距る十里ばかり、御庄村にある砲臺の跡にして、其地理上より見ても、最要衝を占めたる砲臺なるが、皆是れ長英の設計監督の下に築造されたるものなり云々。

又復軒雜纂に、宗城公の直話を記して長英を國へ連れ歸りし上は、面會も自由ならんと思はれたるに、案外にて、先づ家老共第一に今度御召連の醫師は、何者なるにか召し抱へられたるにかなど伺ひ上ぐ。公も返答に窮して、萬事松根が承知してありなど答へらる。家老共松根に聞けど松根も返答に詰りて、實は云々の人物なりと白す。公儀の御尋物を途方もなき事など云ふ。評議となりしかど、今更せんかたなしとて、終に長英を伊東玄瑞と稱せしめ、城下の藩醫齋藤某に特命ありて、内弟子として預け置かれたり。然れども國侯と醫者の内弟子と面會の機を得ず。よりて鷹狩に事寄せ、出先の農家などにて、申合せて長英に會せられ、度々西洋の事情を聞かれたりとなり云々。

又同書に松根の談話なりとて、(前略)此時砲臺の圖なども作りしとなり。又長英は女と酒となくては、一日も居れぬ性にて、常に君公より供せられたりと。又金も時々賜ひしと見えて、江戸の妻

子に毎月送金することありき。其後長英も内弟子扱にて、任用とならぬに厭きてか、去らんことを申出でたり。藩にても幸のことなれば許せり。然れども公も江戸へ歸ることは控へよと、云はれたれども、妻子も居れば一先づ江戸へ歸らんと云ふ。又其去らんとする時君公より短刀一口を長英に賜へり。長英拜戴して是れあらば急に臨みて五六人位は刺して死せんと云ひたりとか。宇和島に居たりしは、足掛三年なりき云々。

かくて長英は嘉永二年三月十四日の夜を以て、宇和島を去れり。或は實は正月頃宇和島を去れりとも云ふ。蓋し幕府に於て、長英宇和島潜在のことを探知せりとの情報宇和島に達したるによれり。而して長英は此時一書を遺したり。其書中に「是迄伊東瑞溪と變名し宇和島に罷り越し全く伊達家を欺き居候段何共申譯これ無従つて私身の上に付公儀より如何様のお尋有之候ども、伊達家に於ては、私本名を御存じ無之事、此の證書を以て御明白相立可被下云々」と云へり。かくて長英は宇和島より直ちに東宇和郡卯之町に出で、舊友二宮敬作の所に立ち寄り、それより喜多郡長濱に至り船にて廣島に赴き、四月上旬鹿兒島に達し、五月末更に此處を發して江戸に歸れるなり。江戸に歸りて後は青山百人町にて醫を業とせしが、遂に幕府の知る所となり、幕吏に捕へられむとして自殺せり。實に嘉永三年十月晦日のことにして、長英年四十七歳なりき。

(ロ) 大村益次郎來て宇和島藩に仕ふ。大村益次郎は長州の人にして始め村田藏六と稱す。緒方洪庵に従うて蘭學を修めしが、シーボルトの高足二宮敬作の名を慕ひ、其門に出入し、宇和島藩より十五人扶持を受け、専ら蘭書の翻譯に従事せり。(宇和島にありし時譯述したる書にタクチック……戰術學……等あり) 大村益次郎の遺業として、今に跡を留むる者は、樺島の臺場並に御庄の砲臺にして、全く其考案に成れりと云ふ。益次郎は又當時宇和島にありしシーボルトの女伊篤に就て、外國語を學びたりき。後宇和島藩士として、東上し蕃書取調所の教授に任せられ、令名漸く天下に布くに及び、長藩より其取戻しの交渉ありしかば、宇和島藩は止むことを得ずして、其要求を容れて、歸國せしめたり。時正に安政五年なりき。其他中井弘(當時田中弘助)藤本鐵石等も宇和島に寄寓すること一年に及び、京都事情探偵の任に膺り、大に幕末の立功に貢献せりと云ふ。

(參考) 中井弘 は薩州の人櫻洲山人と號す。文久年中脱藩して宇和島に來りしなり。後土佐藩士が堺にて佛人を斬りたる件に付、後藤象次郎の依頼を受け、土居通夫と神戸に赴き、佛人と應接したる事あり。明治維新の後諸官に歴任し、晩年京都府知事に任ぜられ、明治廿七年十月五十七歳を以て逝く。

藤本鐵石 は文久三年九月大和五條に於て中山忠光を奉じて、兵を擧げ節に死したるを以て世に知らる。もま備前の人語をよくす。嘉永三年秋郡中に來着し、それより大洲に入り、更に宇和島に至れり。此處に留るこま十ヶ月、去て土佐に赴き、遂に京都に上れり。而して其伊豫にありしは前後四年なりと云ふ。

(ハ) 宗城大に國事につとむ。宗城は始め薩藩主島津齋彬の女(天璋院)を近衛家の養女として將軍家定に入與することに周旋し以て幕薩の聯和を計り大に阿部正弘(老中)の治を援けたるのみならず。將軍家定の嗣を定むるに際して一橋慶喜を推すべきことを主張したり。蓋し宗城は攘夷の到底行ふべからずして、開國の止むべからざることを知ると雖も、先づ陽に攘夷を唱へて、朝廷の許可を得、後に其開國の大義を立つべしとなし、之を遂行するには、慶喜を推すを良策と思考したるが如し。而して宇和島藩臣吉見長左衛門は、常に其意を奉じ、安島帶刀橋本左内日下部伊三次等の志士と相往來したり。已にして家茂嗣となるに及び、宗城も一時退隱を命せられ長左衛門亦幕府より重追放に處せらるゝに至れり。

後文久二年長左衛門其罪を赦さるゝに及び、再び宗城を援けて、國事につとむること大なりき。而して長左衛門の外林玖十郎僧晦巖等共に宗城を援けて偉績ありき。

かくて宗城は近衛關白によりて、内勅を傳へられ、(文久二年)十月積年憂國の忠誠を賞し、入京を促されしかば、文久三年參内して、親しく天顏を拜し奉り、天盃を下賜せられたり。

次て蛤御門の變に際しては、藩士松末奎兵衛を金剛山和尚と共に、長州に使せしめ、又長州征討第二役の際は、幕府より再度出兵を促したれども、應せざりき。是れ薩長聯合已に成りて、天下の大勢革

まれるによりてなり。慶應三年二月薩州の使者を乗せたる汽船宇和島に入港せしことあるに徴しても、宇和島藩の態度を察することを得べきなり。其後將軍慶喜政權を返上するに及んでは、特に松平慶永鍋島茂正山内豊信島津久光等と共に宮中に召されて諮問に備へられたり。

(参考) 吉見長左衛門(伊能友鷗)安政の初めより、諸藩の有志と國事に奔走し、戊午の變に遭ひ、重追放に處せらる。文久二年赦にあひ、藩主宗城に従うて、京都に詣り、會計兵員整理等の事に任ず。後藩の執政となり、明治八年四月三十日五十九歳を以て逝く。宗城の勤王事蹟は、長左衛門に負ふ所多しと云ふ。而して宗城が長左衛門をして、伊能と稱せしめたるは、伊達家忠能の臣と云ふ意に出でたるなり。以て兩者の關係を察すべし。明治卅六年十一月正四位を追贈せらる。

林玖十郎(得能亞斯登)は、吉見長左衛門の罪せられたる後、主として宗城の帷幄に參し、兼て天下の志士と交り、殊に慶喜の政權返上に對して、後藤象次郎都築温等と共に奔走盡力せしは、世の知悉する所なり。後征東の師興るに際しては、總督有栖川宮の下に參謀に任ぜられたり。後更に甲斐鎮撫使參謀兼監軍となる。明治二年函館府判事に任ぜられしが、同四年病を以て、其職を辭し、郷黨の爲めに盡すこと二十餘年、明治廿九年十月十日病て卒す。年六十。明治卅六年十一月從四位を追贈せらる。

僧晦巖 は、諱を道廓と云ひ、別に萬休の號あり。宇和島金剛山大隆寺の僧にして、十八歳の時筑前博多聖福寺の仙崖に侍し、更に圓覺寺の誠拙に參す。後京都に入り、諸宗の學林を叩く、「五條橋邊回首望。東西南北愚僧多」と咏せしは此時のこゝなり。其歸郷して大隆寺に入り、藩主伊達宗紀宗城の歸依を受け、殊に宗城の王事に勤むるや、晦巖常に公卿並に勤王諸藩の間に往來し、秘密の使命皆其任に膺らざるはなかりき。元治元年征長の令下るや晦巖は宗城の命を受けて防長に使じ徳山侯に謁して順逆

を説きたり。又藤本鑽石の宇和島に來りし時、深く晦巖の學徳に服し、推重措かざりきと云ふ。明治五年八月二十三日七十五歳を以て寂す。

上甲芳亭 諱景貞よく宗城を援けて樞機に參す。維新後宇和嶋藩大參事となり。明治七年七月廿四日逝く。

井關齋右衛門 は、明治元年徴士を以て、外國事務係となり、長崎に留り、後島根縣令に任ぜらる。明治廿三年二月正五位に叙せられたり。

(二)宗城大に殖産興業に意を注ぐ。宗城英邁の資を以て、夙に勤王の義を唱へ、薩長土肥を始め、有爲の諸侯と交を訂し英俊の士を招く。而して度々上京して劃策する所あり。こゝを以て其費費られず。よりにて老臣松根圖書の議を用ひ、大に殖産興業の道を興せり。即ち海産物及び木蠟茶其他の製造輸出を計り、又銀札引替の準備を充たし、財政の基礎を鞏固ならしめむが爲め、藩の用達たる大阪の豪商加島屋作兵衛を斥け、更に井上市兵衛に資金の用度を命じたり。

又民業を興さむとして、土木を興し野村井堰の修築岩松河線の變更を行ひ、灌漑を便にし汎濫を防ぎぬ。かくて松根圖書は屢長崎に使用するを好機とし、八幡濱の商賈高橋長平菊池某等を伴ひ往きて、外人と直接貿易を営ましめ、一は以て財政を贍し、一は以て文化の輸入に資したり。

(参考) 松根圖書は、通稱を三樂と稱す。宇和島藩の老臣にして、藩の會計と市郷を司る。常に宗城の帷幄に參し、殊に經營の功其多きに居ると云ふ。明治廿七年三月四日病卒す。大正八年正五位を追贈せらる。其子權六(内藏)、其孫豐次郎(俳號東洋

城)共に世に知らる。(以上宇和島吉田兩藩誌による。)

(ホ)泰西文明の輸入。宗城心を泰西の文化にとどめたり。種痘を其愛妹に施さしめしが如き其一例なり。猶宇和島藩が泰西文化に對して施設せし例を示せば、

慶應二年正月より英式ライフル銃稽古英式訓練。

同年三月二十日より小隊以上英式大隊被仰付。

同年六月十一日松根圖書長崎より歸着、御買入汽船參着代金二万六千兩。

同年六月二十四日英船及英軍艦來る。三ノ丸にて英人訓練。

同年七月十六日より訓練等悉皆英式となる。小隊以上ライフル銃御渡し云々。

同年十二月十三日八幡川原にて大隊訓練。

慶應三年正月二十九日軍制變革。

(三)王政維新前後の宇和島藩。明治元年正月鳥羽伏見の戦あり。前將軍徳川慶喜東走するに及んで、之が與黨討伐の勅命あり。宇和島藩は松山藩征討の應援を命せられ、(正月十五日)正月二十七日藩兵を出して、伊豫郡中驛に次せしめたり。然るに松山藩主久松定昭恭順の意を表せしを以て、二月六日兵を班しぬ。此際に於ける出師總督は櫻田出雲にして、其總勢九百五十餘人、正月廿九日郡中に

着し、暫くこゝに滯陣したるなり。(大洲藩士高橋盛芳の記による)

かくて又宇和島藩は關東追討の命を受け、藩士林玖十郎北陸鎮撫高倉三位の參謀となり、藩兵一小隊を率ゐて隨行したり。同年九月七日に至り函館征討の應援として兵員五百人の派遣を命せられ、汽船雇金一万九千八百兩を賜はりたり。かくて横濱にて汽船を雇ひ、函館に至らしめむと欲し、先づ三机港に次せしめしが、雇船の約定成ること稍遅れしを以て、出師に及ばざるに、函館平定せしかば、出兵愆期の責を負ひ、宗城(軍務官知事)宗徳共に謹慎を命せられ、重臣松根圖書櫻田出雲小島備中は藩地に於て蟄居に處せらる。其翌明治二年二月十三日宇和島藩は東京築地外國人居留地取締を命せられ、藩兵百十五人を出し、が又五月三日に至り東京市中取締を命せられ藩兵卅六人を出したり。

(四)版籍奉還後の宇和島。宇和島藩主伊達宗徳は、上表して、版籍を奉還し、更に宇和島藩知事に任せられぬ。是に於て、大參事上甲定一以下の官吏を選任し、左の職制を定めたり。

政廳、公用寮、民政局、會計局、軍務局、刑政局、文武館、衆議院、

又士族卒族を八等に分ち、給米の制を定め、士族卒族には藩費償米として、實祿十分の一を課出せしめ、適宜農商に歸して、各其生計の途を啓かしめたり。

明治三年に至り、野村にける暴徒の一揆あり。今其由來を尋ぬるに、奥野郷諸村凶歉にして、細民困

窮す。よりに蠟商に對して榷實の加直を求め、之が爲に葛藤を生じ、村吏之を救解すれども聽かず。却て藩廳に對し強訴する所あらむと聲言し、檄を隣村窪野土居古市等に傳へ、糧食斧鎌を携へ、且つ各巨繩を持ち、我命に従はざる者は、其家を巻き崩さんと揚言し、沿道の豪農を威嚇し、兇暴彌甚し。良民恐怖し止むことを得ずして尾行するに至る。其數一千餘人十四ヶ村に及び、遂に野村に屯集し、上書して減租其他數條を訴ふ。吉田藩領内の民並に西宇和地方のもの、之に倣ふものあるに至る。權參事告森周藏野村に至て懇諭し、大參事上甲定一尋で至り、本年に限り、減租且收納の延期を許す。こゝに於て、一揆始めて退散したり。實に明治三年四月三日なり。

此年兵制を改革したり。

常備兵……歩兵十二中隊六百八十三人、砲兵一隊三十六人。

砲隊人員二百五人、……大砲三十二門、（後砲隊を解き更に五小隊の銃卒を置く）

士族卒共戸主服役に堪へざる者は、代任を許可し、祿高一分五厘の軍資米を出さしめたり。

又明治四年正月徴兵二十六人を大阪鎮臺に入營せしめ、又藩兵一小隊を東京に送りたり。

明治四年二月復職制を改む。

會計、軍事、刑法、學校、山林、驛遞、水利、開墾、布告、傳達、訴訟、式禮の諸課設置。

權大參事政廳を總統し、少參事權少參事政廳に參與す。別に史生廳掌等の職を置く。

明治四年七月十五日宇和島藩を廢し更に宇和島縣を置かれ、宗徳は事務を權大參事成田忠順に交附したり。然るに明治四年十一月十五日に至り、吉田大洲新谷の三縣を合併管治する事となりしが、翌明治五年六月宇和島縣を廢し、神山縣を置かれ、六年二月之を愛媛縣に合せられたり。

吉田藩

(一)伊達宗敬。伊達宗敬明治元年封を承け、唐御門並に壬生官務文庫の警衛を命せらる。尋で函館討平の爲め、宗藩宇和島と共に、出兵の命に接し、藩兵百人を發して三机に次せしめしが、宇和島藩汽船を得ること遅緩し爲めに出兵の機を失したり。

明治二年三月軍制を改革せり。

銃隊一大隊及び砲隊並に豫備隊を置く。……始め吉田藩は武田氏の兵法に従ひしが、文久三年蘭式を參酌して赤隊黒隊中隊の三隊とし、慶應二年練兵場を設け、銃隊は英式に砲隊は蘭式に則り今又かくは改めたるなり。

(二)版籍奉還後の吉田。宗敬は明治二年六月十八日上表して版籍を奉還し、更に吉田藩を置かれ、其知事に任せらる。此時文武館を興し、米五十俵を附して、其學資とし、八歳以上の子弟を入學せしめ、又士族の知行扶持米を廢し祿制を二十等とし、十五歳以上五十歳未満のものは皆兵伍を離るゝこ

とを得ざらしめたり。

明治二年八月職制を改む。

神務職、政廳、民政局、會計局、事務局、文武局、糺彈局、集議局、を置き、大參事秋野矢治馬以下の官吏を選任す。

已にして、郷民の一揆あり。山奥郷民租税の軽減を名とし、隊を結び、各郷を横行し、竹槍銃砲を持ち、良民の家を破壊す。よりに豫備兵三中隊を發し、三間郷谷村に屯せしめ、山奥三間其他の諸郷に入り、暴擧の主動者數百人を縛し、其首魁を斬に處し、其他百二十六人を准流以下の刑に處し、明治四年二月遂に平定したり。

明治四年七月十五日吉田藩を廢して吉田縣を置かる。舊藩知事伊達宗敬事務を大參事飯淵直澄に交付せり。同年十一月十五日吉田縣を廢して、宇和島縣に合併せられたり。

大洲藩

(一)幕末に於ける大洲藩。大洲藩主加藤泰幹文政九年を以て封を襲ひぬ。泰幹才識あり。宇内の大勢を察し、藩士を拔擢して洋學を修めしめ、兼て江川太郎左衛門に就て、洋式の練兵を習はしめたり。加之心を民治に注ぎ、小田郷(今の上浮穴郡浮穴村)の民の困苦を憐み、免租を行ひたる上に、大豆の良種三十俵を下附して栽培せしめ、又嘉永四年歸藩の途次藩吏二名を甲斐國に遣は

し、養蠶の状況を視察せしめ、桑苗を栽植せしめたり。村民感激し元旦と祭日との外は禁酒を誓ふものあるに至れり。泰幹嘉永六年正月十五日卒し、次に泰社を経て、泰秋元治元年封を承け、益育英の要を認め、大に其道を講し、又英俊を選びて、外に出て、天下の志士と交らしめたり。又汽船いろは丸を購入し之を航海に用ひぬ。かくて藩士武田龜五郎(敬孝)は江戸の大儒大橋訥庵に従ひ、歸て明倫堂學長となり、又中村俊治は同じく教を、大橋訥庵に受け、歸て藩事に鞅掌し同藩をして、勤王に傾かしめたり。加之大塚敬も大橋訥庵の教を受け、維新の後陸軍中尉に進み征韓論に關して退職し、晩年帷を大阪に垂れて、育英に従事せり。大正九年四月廿四日七十五歳にして逝く。武田斐三郎(成章)は大阪の名醫緒方洪庵に従ひ、矢野玄道は平田篤胤の門に學びて、盛に勤王の大義を説き、人見極馬は江戸の碩學藤森天山に學びて、至誠報國の大義に殉したり。幕末に際して此藩より、偉人の輩出せしは、眞に欽仰すべきなり。

(参考) 武田龜五郎(敬孝)は、熱軒又修古堂と號す。大洲中村の人なり。始め大洲藩學に入り山田東海に學び、學成りて、藩主の侍講となり、明倫堂教授を兼ね、後出て、大橋訥庵に學びたり。藩命により京師に出張し、諸藩の志士に交り、大に國事に奔走す。討幕の令下るや、有栖川征討總督宮の帷幄に參し、東征の軍に従ふ。廢藩置縣の後、贍澤縣權知事に任せられ、尋て和宮内親王家の家令となり、宮内省に出仕し、明治十九年二月東京に卒す年六十一歳なり。

中村俊治 は慶應三年兵を率ゐて西の宮を守りし時、長兵に大洲藩の符節を與へて容易に入京せしめ以て鳥羽伏見の戦勝を得し

めたり。維新の後大參事となり、明治六年六月五日逝けり。

武田斐三郎 名成章竹塘と號す。大洲藩士武田敬忠の二子なり。始め學を藩儒山田東海に受け、浪速に出て、緒方洪庵に學び、更に江戸に赴き、伊東玄朴に就て、蘭書を講じ、兼て英佛の學を修む、後幕府に徵されて、箱館諸術調所教授となり、砲臺を辨天岬に、五陵廓を龜田に、鑛鑪を尻岸内に築く。安政六年船長として、汽船に乗じ、本邦の沿岸を視察し、文久元年汽船に駕し、露西亞に入り、黒龍江を溯つて歸る。元治元年開成所教授となり、鑄砲局を監す。明治維新の後、徵されて兵部屬となり、(明治四年)士官學校學科提理となり、從五位に叙せらる。明治十三年一月廿八日五十四歳を以て逝く。

得能淡雲(人見極馬)は幼名を龜吉と云ふ。大洲藩士人見十郎左衛門の子なり。學を近藤篤山並に春熙に受け、後出で、藤森天山に従ふ。時に米繼渡來し、尊攘の論天下に喧し。淡雲自ら誓を斷ちて僧となり、諸國を巡視して、大に勤王の義を鼓吹す。已にして天山歿し更に大橋訥庵に師事し、共に身を國事に致さむことを誓ひ、文久二年訥庵義舉のこゝあるに及び、輪王寺官守衛の事に任せしが、幕吏の爲に捕へられ、文久二年八月七日獄中に死す。年廿八歳。明治卅一年七月正五位を追贈せらる。

(二)明治維新當時の大洲藩。 明治元年正月鳥羽伏見の戦あり。尋で松山藩亦追討の命を蒙る。大洲藩は人を松山に遣はし、其狀況を偵察せしめたり。大洲藩士高橋助右衛門盛芳の記述せる、軍鑑簿と稱するものによれば、忠助の伴久次郎といへる者松山に入り、米搗或は日雇となりて、其動靜を探索せり。尋で兵を松山に出し、藩士石河孫左衛門惣人数百七十四人を率ゐて、之に向ひたり。軍鑑簿を抄記すれば、

一松山關門御當藩にも、一二箇所御受持被下度、兼て土州總督より内話有之に付、御城下御評議の

上、大洲へ一箇所、新谷へ一箇所、御受持に相成、左の御人数二月十七日御繰出に相成、

茅町口關門一箇所、 大洲、

但し下陣久徳寺(以下數字不明)新屋某之所也。

惣頭一人、應接方二人、衛士二人、

小頭一人、足輕十五人、若黨 又者凡十人、

ノ三日目三日目代り。

橋口、關門一箇所、 新谷、

惣督として、加藤虎五郎殿出張人数凡十四人之由。

之によれば、大洲藩は萱町口を、新谷藩は立花口を固めしことを知るべし。而して大洲領なる郡中には、宇和島藩兵も宿陣せしが、松山藩恭順にして、他意なきを以て、其兵を班したり。

明治元年三月泰秋は京都にありしが、大阪行幸の供奉を命せられ尋で甲府守衛の命を蒙り、藩兵一小隊を出しぬ。又官命により、甲府守兵を發して奥羽追討軍應援の事に従ひ、陸奥今泉駒峯等に轉戦し尋で藤崎を成れり。かくて奥羽鎮定と共に、京師に凱旋し、同二年正月歸藩したり。朝廷金二千圓を賜ひて、其勞を賞せられぬ。泰秋恩を拜し請ひて東京の行幸に供奉したり。

(三) 版籍奉還以後の大洲藩。 明治二年六月十九日泰秋上表して、版籍を奉還す。乃ち更に大洲藩を置かれ、泰秋其知事に任せらる。是に於て從來の職制を革め、大參事山本尙徳以下の官吏を選任し、又喜多郡柚木村字竹ノ下に、招魂所を創建し、奥羽出征の際王事に斃れし、大野傳太夫北山薫の靈を祀り、又勤王の志士得能淡雲を合祀したり。

明治三年十二月士族卒を六等に分ち、給祿現米二十三石より九石に至ることとし、藩債償還の爲め、二石乃至一斗六升を祿米の中より課出せしめたり。

明治四年六月二十二日從來の明倫堂並に錦聚堂を合併して、一となし、(名を明倫堂と稱す) 皇漢二學を學修せしめたり。

明治四年七月十五日大洲藩を廢し、大洲縣を置かれ、大參事山本尙徳事を攝したり。已にして民衆一揆の蜂起あり。

一 揆蜂起の由來。 を按するに、大洲地方には新政を喜ばざるもの多かりしが殊に廢藩置縣と共に舊藩主は此地を去りて、東京に赴くと聞き、藩民驚異し、明治四年八月初旬喜多郡手成戒の川の兩村民黨を組み、凶器を携へ、諸村を煽動し、同月九日夕城北若宮嶺に屯集し、十二日に至ては、一揆總數四万人に垂んとし、喜多浮穴兩郡七十餘村伊豫郡十餘村に波及し、或は銃丸を放ち、或は竹槍を携

へ、大洲城下に亂入し、市街を横行す。而して彼等の云ふ所は、固より無根の流言たるに過ぎざれども、今之を列記すれば。

一 舊知事の東歸は全く大參事の奸策に出でたる事。

一 戸籍調は生血を絞り取る材料に供する事。

一 種痘は毒を植うる方法たる事。

一 蘭法醫は人を害するものたる事。

一 大洲縣の政事は故らに縣内の疲弊を企つる事。

一 大豆年貢は地相場に定めたるを、大阪相場を以て徵收するは、役人が人民を誑くものたる事。

之を要するに、彼等は舊知事の歸京を止め、維新前の政體に復し現今の吏員を黜け、舊吏員を登庸せむことを主張するもの、如し。同月十五日に至り加藤泰秋は若宮に出で、親しく懇諭したれども、猶解散の色を見ず。大參事山本尙徳責を一身に負ひ舊藩士西谷正道に、左の一書を託して、自盡す。

大參事山本尙徳不才の身にて、辱大任、聊盡力致度志願候處、豈圖今般民間沸騰に到り團結の疑念何分氷解に難至、從來朝旨に基、織毛の私心無之存意に候得共、退て推考仕候得者、元來謫劣背人望候故と、奉對天朝震悚の至、依之表微衷候段臨終の際申殘候に付、從私共御届申上候以上。

辛未八月十五日

大洲縣士族

西谷正道

大洲縣廳御中

かくて尙徳自刃の報傳はるや、一揆は遂に自ら報散するに致れり。かくて權大參事口分田成美事を攝し、泰秋は東京に移れり。

(参考) 山本尙徳 は、通稱源五郎後襲名して加兵衛と稱す。弘化二年九月十九にして家を承け、馬廻勤仕となる。之より後藩學司讀郡奉行家老等に歴任し、明治三年十一月權大參事に任せられ、翌十二月大參事となれり。尙徳夙に勤王の義を主張し、啓行隊を組織し、武術を習練し、心術を鍛練し、一藩の嚮ふ所を知らしめ農商の子弟を募りて、武事を習はしめ、一朝有事の日に備ふ。又藩政を執るに至ては、江州より桑苗を輸入して、之を無償にて配付し、城濠の周圍士卒の邸内に栽植せしめ、自ら養蠶を行つて、絹を示したり。是れ大洲地方養蠶の創始なり。又茶樹を栽培し、職人を宇治より聘して、製茶の業を習はしめたり。又寺院の廢合を行ひ、徳正寺西方寺の墟址は、臥竜の深淵に臨み、富士(トミス)の高峯を仰ぎ、風光明媚なるを以て、民衆娯樂の地となさむとせし、之を神樂山と改稱、こゝに久米神社を創立して皇祖の神靈を奉祀し以て、報本反始の大義を明らかにしたる等、美績頗る多かりき。加之藩費を以て、山本節三下井小太郎等に英語を學修せしめ、蘭法醫を登用し種痘法を普及せしめむとしたるは、當時の民情には相背反したりと雖も、其善政の勳績は、今猶大洲地方に遺れり。其自刃せし時年四十有五なり。壽永寺山上に葬る。大正九年正五位を追贈せらる。

明治四年十一月十五日大洲縣を廢して宇和島縣に合せられ、權大參事の口分田成美は舊縣事務を宇和島縣權令間島冬道に交附したり。

新谷藩

(一) 幕末の新谷藩。 加藤泰令文久二年を以て封を承け、明治元年正月三日官命を奉じ、家臣數名を伏見に出して、五條少納言の隨兵たらしめたり。又南門内御旗守衛を命せられ、尋で松山藩討伐應援の命を受け、藩兵を出して、橘口三津ヶ濱の兩所を守衛せり。(軍鑑簿中に新谷勢人數正月二十七日夜郡中着津。總督加藤弘人以下十八人足輕十六人郷兵十二人又者三人仲見一人あり。)

(二) 版籍奉還後の新谷藩。 加藤泰令明治二年六月二十五日上表して版籍を奉還し、新に新谷藩を置かれ、泰令其知事に任せらる。此時給祿を十一等に分ち特に家族増員毎に扶助米一石五斗を給與する事とし、求道軒を擴張して求道館と改名したり。

明治三年十月に至り、藩債償却の爲め、知事家祿十分の二士族祿十分の一官祿十分の二を減じ、又士卒は随意に農工商に適歸せしめ、授産資本として、士族には五年間米八石卒には五石宛を給するごとく定めたり。

又藩の重臣香渡晉は、兼て天下の大勢の歸趣する所を察し、京師に出て、天下の志士と交り、又十万

石以上御親兵を出すの制あるに拘らず、新谷藩よりも親兵を奉るの列に加はらむことを請願して容れられたり。又藩の財政を整理したるの美績最も著しかりき。

明治四年七月十四日新谷藩を廢し新谷縣を置かれ、泰令は舊藩事務を、大參事徳田儀一に交付したり。尋で同年十一月十五日新谷縣を廢し、宇和島縣に合併せられ、徳田大參事は、事務を宇和島縣權令間島冬道に交付せり。

西條藩

(一)幕末に於ける西條藩。西條藩はもと、紀州藩の分封なれば、自ら幕府の與黨たるは言を俟たざる所なるが、藩臣妻木唯右衛門等勤王の義を唱へ、同藩士長谷川元右衛門土佐に赴き、互に談合して、益恭順の意を明らかにせりと云ふ。(軍鑑簿による)かくて明治元年三月廿三日藩主頼英は、京都猪熊口柵門守衛を命ぜられ、尋て東京吹上御門警衛の命を拜したり。

(参考) 軍鑑簿に曰く、西條藩兎角勤王の志無之、然る處、妻木唯右衛門と申仁餘程周旋の上、此節漸く精義に傾き、先達而土州へ長谷川元右衛門と申仁、御使者に罷越し、彼是嘶合に相成、君侯爲御迎人數六十人江戸表へ御繰出之由、但定府之藩三百軒も有之に付、定而君侯御歸り御六ヶ敷、左候時は、土長杯の蒸汽船御借受に而、是非御迎申上候心得之趣云々。

已にして西條藩は、兵法を改め從來の眞楠流を廢して、蘭式を用ひ、三十二人乃至四十人に至るを一隊とし、十隊を編成し、侍衛士銃準士砲狙擊撤兵進擊等の名を附せり。然るに明治二年二月更に英式

に改め銃隊一大隊を編成し、四十人を一小隊とし、二小隊を一中隊、五中隊を一大隊としたり。又宗藩和歌山より、西條藩に附屬せしめし、士族卒合せて六十八人を復歸せしめ、一代抱の卒百七十三人を解放して、農に歸せしめたり。

(参考) 神保竹逸 諱茂成は西條の人なり。長崎に赴き高島流の砲術を修め安政六年歸つて西洋式砲術の教官となれり。明治十九年六月廿六日五十二歳逝く。

(二)版籍奉還後の西條藩。明治二年六月二十日松平頼英上表して、版籍を奉還す。よりに更に西條藩を置かれ、頼英知事に任せらる。吉岡正忠大參事に任せられ、職制を改革したり。

政廳、神祇局、事務局、訓練所、主船司、兵器司、廐牧司、育英局、學習所、好生所、刑政局、租稅司、掌山司、社倉司、會計局、修理司、商法司、賑貸司、

明治二年九月西條の人藤村隼人に賞典祿を下賜す。隼人は明治元年三月京都に赴き、新兵に加入し、伏見練兵所にあり。明治二年車駕東幸に供奉し、函館の役分隊長として殊勳あり。六月某日先鋒となり、夜に乗じて賊と戦ひ、重傷を被つて歿せしなり。

明治二年十一月西條藩は、奥羽に出師の命を受け、二小隊を派遣せり。奥羽鎮定の後、兵を東京に留め、官命によりて、淺草門の守衛に任じたり。

明治四年七月十四日、西條藩を廢し、西條縣を置かれ、賴英は其事務を大參事吉岡正忠に交付し、尋で東京に移れり。然るに同年十一月十五日、西條縣を廢し、松山縣に合併の命あり。同五年三月吉岡正忠は舊縣事務を石鐵縣參事本山茂任に交付せり。

(參考) 三浦安 是、西條藩士なり。少にして江戸に出で安井息軒に學ぶ。歸つて藩の軍奉行となり、後京師に出動し、畫策する所あり。爲めに一時禁錮せられたり。王政維新の後藩の小參事となり、尋で大藏省出仕元老院議員東京府知事等に歴任し、從二位勳一等に叙せらる。明治四十三年十二月八十二歳にして逝く。

小松藩

(一) 幕末の小松藩。 天保三年一柳賴紹封を襲ふ。天保十三年近藤春崧(篤山)老を以て、其職を辭し、子春熙繼ぎて參政となれり。而して春熙の弟春憲亦育英に功あり。

(參考) 近藤春崧 字は駿甫篤山と號す。明和三年十一月九日宇摩郡小林村に生る。後大阪に赴き業を、尾藤二洲に受け、享和二年小松侯一柳賴親の聘に應じ、頗る優遇を受く。弘化三年二月廿六日卒す年八十一歳。(藩政時代の教育の部に詳傳あり)

明治元年八月奥羽征討出兵の命を奉じ、藩兵一小隊を出す。越後に至つて所々に轉戦し、又諸軍と共に出羽國鶴岡城を攻め、城主酒井左衛門尉を降し、九月遂に奥羽平定せるを以て、十二月六日京都に凱旋す。

此時に際し、小松藩よりは、勤王の士田岡俊三郎を出したり。俊三郎は文久二年京師に出でしが、至

誠憂國の情抑ふるに由なく、遂に三條以下七卿の西下に從ひ、又澤宣嘉を佐けて、兵を生野に擧げしが志を得ざりしかば、宣嘉を擁して伊豫に通れ、宇摩新居の間に潜伏せり。かくて復出て、長州に投じ、長藩國老福原元佃久阪通武と共に、京師に入らむとして、會桑二藩の兵と戦ひ、敵丸に中て斃れたり。實に元治元年七月年卅六歳なりき。(勤王思想の發達の章參照) 軍鑑簿に小松君侯並に一藩一致の勤王にて、去る霜月下旬君侯御上京思召之所眞の御不例にて、御延引少々、御人數爲御登、至當春未御快復不被爲在に付、正月十五日大夫北川掃部と申仁、人數五十人引卒上京云々とあり。

(二) 版籍奉還後の小松藩。 明治二年六月二十四日、一柳賴紹上表して、版籍を奉還す。更に小松藩を置かれ、賴紹其知事となりしが、同年八月五日東京に卒し、嫡子賴明其後を承く。職制を學問所、講武所、軍防所、家政等を置き、英式訓練の常備兵三小隊を編制せり。明治三年四月に至り、二小隊を編成し、兵員を各百二十人とせり。

明治四年七月十五日、小松藩を廢して、更に小松縣を置かれ、大參事喜多川久徵事を攝し、同年十一月十五日に至り、松山縣に合併の命あり。よつて喜多川久徵は同縣事務を石鐵縣參事本山茂任に交付したり。

明治以後

第一章 松山、石鐵、神山縣時代

松山縣

明治四年七月十四日松山藩を廢し、松山縣を置かる、管地職制等は舊制に従ひたり。而して久松定昭は舊藩事務を大參事菅良弼に交付して歸京せり。時に明治四年九月なりき。

之より先頑民の蜂起あり。浮穴郡七鳥村外二三村の者各銃槍を携へ、久万町に屯集し舊藩知事の再任を願ふを名とせり。蓋し初め藩廳は各郡に令して、神佛混淆を正し、淫祠を毀たしめしが、民情之を厭ひて、實行せざること數月に及びしかば遂に村吏に命じて堂宇一二を焚毀せしによると云ふ。縣廳は吏員を派して説諭せしが、暴徒抗論して止まず。却て縣吏を毆打するに至れり。定昭手書を致して諭止したれども聽かず。進んで久米鷹子兩村に移り、浮穴久米二郡を煽動し、猶他郡に波及せんとす。定昭遂に親臨して解諭せしかど、猶凶暴を逞うし、久米郡官舎を焚くに至れり。こゝに於て縣廳は隊兵を出し、之を鷹子村に邀へ撃たしめ、罪魁數名を捕へ事始めて平らざたり。

明治四年十一月十五日に至り、松山縣を廢し、今治西條小松各縣を合併し、更に松山縣（明治五年二

月石鐵縣と改稱す）を置き、之を管轄することとせり。よりにて明治五年三月菅良弼は舊藩事務を石鐵縣參事本山茂任に交附せり。

（參考）明治四年十二月の調査によれば、舊高十五万石新調査高十四万六千二百六十四石四斗四升六合、現石十一万七千四百四十八石餘なりき。

又祿高人員は一万千七百七十四石の華族一人、二十石七斗の士族八百三十一人、十石八斗の士族八百六十四人、十三石一斗の士族一人、一石八斗の士族一人、合せて三万九千六百二十二石八斗、士族千六百九十八人なり。

石鐵縣

石鐵縣は初め松山縣と稱す。（明治五年二月九日改稱）西條小松今治松山の四縣及び

宇摩新居桑村越智風早五郡の中、丸龜大洲兩縣所轄地を併せ管轄し、縣廳を松山に置き、新居郡西條に支廳を設けたり。（明治五年九月廢止）管内は宇摩新居周布桑村越智野間風早和氣温泉久米浮穴伊豫の十二郡五百六十一村九十七市街にして之を十八大區二百七十七小區に分割したり。

但し明治五年五月十五日に至り、浮穴郡の内四十五村久米郡一圓伊豫郡の内重信川以北五村の地は本縣に轉轄し、伊豫郡の内重信川以南は宇和島縣に轉轄の命ありき。

又明治五年五月第五軍管大阪鎮臺高松分營所管分屯を松山に置かれたり。

始め本山茂任（舊高知縣大參事）本縣參事に任せられ、銳意治績を擧げんことを計り、學校を松山西

條小松今治に開き、皇漢數警筆等の諸科を課し、又川の江關之峠西條今治北條松山に郵便所を開き郵便取扱人及び切手賣捌人を置き、又陸運會社を川の江三島豊田關の峠岸の下大町西條小松來見中村櫻井今治濱村北條堀江三津松山久米松瀬川井門惠原久谷東明神久万町有枝七島東川の廿七所に開設せしめぬ。尋で民間の風俗を矯正すべきことを令したり。今其概略を摘記すれば、

裸體袒裼して、或は戶外に出で、或は往來するを得ず。路傍便宜の所に尿所を設くべし。途上立ながら尿するを得ず。乞食門芝居等其他門戸に傍うて乞丐する者は官禁に照し取締をなし、若し之を忽にする者あらば、其罪を戸長に歸すべし。又市中往來心得としては、牛馬は必ず路傍に繋ぎ、中道に當り往來を妨ぐるを得ず、牛馬を率くものは、長手綱を禁ず、平常裸馬に乗り且つ出火の場所は騎馬を禁ず。荷車夜間無燈を禁ず。深笠覆面を禁ず。路上遺失物を拾ふ時は、直ちに戸長邏卒等へ差出すべし云々。(以上明治四年七月)

又正月門松飾は畢竟無用に屬す。自今之を廢す。正月元日より三日間商家閉店の例あり。自今元朝より開店し、益商業を盛にすべし。上巳の雛端午の幟は一切虚費に屬す。是を移して學費に供せば、子弟に益あること少からず。因て自今之を廢すべきを告諭す。(以上は明治五年十一月發令なり、之によりて當時の意向を察すべし)

又寺院の門牌路標は一切取除け、街路橋梁の修繕に用ふべし。廢祠は之を毀ち燒棄すべし。水流に架する家屋は漸次取除くべし。招牌高行燈は軒下に掲ぐべし。河溝は専ら疏通を要す。塵芥汚穢物を棄擲するを得ず。鍛冶職のもの街上にて炭を槌摧するを得ず。街路に木材を積置くべからず。各戸毎朝其構分の街路を掃除すべし。六日毎に徴役夫を雇ひ街上遍く掃除すべし。此規則を犯すものは罰金を科す。(明治六年一月)

大師講月待講の名目を以て、社寺或は自宅に集會するを禁ず。(明治六年一月)

河豚を賣買し及び之を食ふものは罰金七圓を科す。(明治六年一月)

民間に於て種々の流言を唱へ、人民を疑惑せしむるは、施設の妨害たるを以て、嚴に處分すべきに因て、右等の者を目撃せば直ちに捕縛し置き地方の取締所へ訴へ出づべし。(明治六年一月)

人民産業上、時勢の變遷に注意し、士族は各營業を開き、永久活計の基を立つべし。農工商は常産ありと雖も、舊業に安んぜず、勉めて前途を洞察し、有益の事業を興すべし。小唄三絃胡弓等營業者の外は之を禁ず。謠稽古は夜を以て學ぶべし。圍碁將棋は平日玩弄するを禁ず。歌舞伎狂言は淫風醜態を止め、忠孝節義の跡を演し、晝は家業の妨なれば夜中興行すべし。(明治六年一月)

犬を飼養する者は木札を附し、一疋に付税金一ヶ月十二錢五厘を課す。(明治六年一月)

諸招牌或は、提燈等に御用御免の文字或は菊の御紋取締の文字等を記するを禁す。(明治六年一月) 明治六年一月縣廳内に公議所を設けたり、其際の告示の略に曰く、

縣官は人民に代て事を司るものにて、人民の總代と云ふべし。因て人民の利益を興さんとする時は、官民親議するに在り、然るに人民の衆多なる、人毎に議及すべからず。人民に代て議すべき權あるは戸長等の村吏及び富豪人等なり。故に之を議員と定め毎月十五日を會期とし、廳中に議場を開く。人民の意見ある者は何人にも出席を得。若し事故あらば書面を以て建議するも妨なし。

以上によりて當時爲政者の意向を察すべきなり。之より先明治五年五月縣廳に於て、七日の日に衆議會を開設し、管下士民の意見あるものは、出頭して建議すべきことを布達せしが、今改めてこゝに及びしなり。又之より先明治五年九月四日、本縣參事本山茂任の上京不在に乗じ、賊徒松山宮古町大林寺中に侵入し、九等出仕植村德昭を刺殺せり。德昭は本山參事の姪にして、高知の人なり。其何の故にこゝに至りしかを詳にせず。又其翌十月管下各區戸長等廳下に會し、新に發布せられたる、貢納米俵制規則を不便なりとし、舊制に依准せんことを乞ひぬ。縣吏堅く公布の旨を執りて解論すれども聽かず。竹槍の暴擧を敢てせんとするの風あり。七等出仕中村一鶴之を憂へ獨斷を以て其乞を容れ之を上京中なる本山參事に急報す。本山參事謂らく獨我が一縣に於てのみ政府の公布を遵奉せしめざる

は不可なり。是れ人民頑固封建の習氣を脱せず、縣吏を輕蔑するの致す所にして、植村德昭の横死の如きも、其基づく所こゝにあり。今に及んでは一動亂を期し、司法省選卒を假り歸縣して事を處するに如かずと、乃ち歸縣し司法省選卒六十四名も亦松山に着す。よりて一に公布の旨を遵奉せしめ、且つ各戸長を徴して之を論しこゝに戸長等前非を悔い、敢て抗する者なかりき。かくて明治五年十一月廿九日更に地租納方改正の令を布き、俵制粗惡なるものは之を卻け一切石代金納の法に従はしめたり。

(參考) 明治五年十二月の調査によれば、草高二十六万八千四百二十二石二升三合三勺五戈、現石十四万二千二百三十三石六斗六升五合、大豆現石二十九石一斗六升四合、金百九圓五十五錢三厘、雜稅三千二百六十三圓四十錢一厘にして、支出高は金二万八千七百十圓、華族祿一万五千四百六十六石六斗、士族祿五万四千八百五十三石四斗なりき。戸口は九万五千八百六十八戸四十二万三百三人なりき。

已にして明治六年二月廿日に至り、石鐵神山二縣を合して、愛媛縣を置かれたり。

神山縣

明治四年十一月十五日神山縣(始め宇和島縣と稱す明治五年六月廿三日改稱)を置き、舊宇和島吉田大洲新谷四縣を合併して之を管す。平岡四郎參事に任せられ、縣廳を宇和島に置き、支廳を喜多郡大洲に設けたり。其管區は宇和喜多全郡浮穴伊豫二郡の中總て七十町四百四十村にして、

之を十一大區七十小區に別ちたり。

因に云ふ。平岡四郎は明治四年十一月依頼本官を免せられ、井關盛良之に代りしが、尋て名古屋縣權令に轉じ、間島冬道本縣權令に任せられたり。又其管區中久米郡一圓浮穴郡の内四十五村は明治五年五月十五日より石鐵縣へ轉轄し、伊豫郡の内重信川以南三十村は神山縣に屬することゝなれり。明治五年二月浮穴郡白杵村の頑民蜂起し、其黨二百餘人に及ぶ。皆村吏の不正なるを揚言し、貢納を拒めり。蓋し去る明治四年八月舊大洲管内の人民蜂起せしことありしが之と相通するものゝ如し。縣廳よりて吏員を派し、又縣兵を遣はし、其巨魁以下數十人を捕へ之を罰し、事鎮定するに至れり。因に云ふ。明治五年十一月二日元本縣十等出仕たりし、二宮儼柱根（儼柱根は舊大洲藩士にして舊藩少參事の職を奉せしものなり）其自宅に於て賊の爲めに殺害せられ、舊大洲藩士族一柳宣弘森脇正明其嫌疑者として逮捕せられしが、宣弘は遂に獄中に死し、正明は大坂上等裁判所に於て無罪の宣告を受け、遂に賊の踪跡を知ることを得ざりき。

其他施政に關しては、愛媛縣沿革誌に左の記事あり。

明治五年三月郡中山内ノ子大洲八幡濱卯ノ町吉田宇和島の八個所に郵便所を設け、同取扱人同切手賣捌人を置く。

明治五年四月從來の三升米豆座頭扶持收納を廢す。因て座頭に限らず不具等にて活計の道なき者は、人民相救ひ三升米豆取立教育すべし。尤座頭に限らず、従前救助を受けるもの人の救助を頼まず自主活計を立つべきやう、注意勉勵すべきを告諭す。

明治五年五月鬮網株所有者網代渡切を廢止し、株の新古に拘らず輪番曳を許す。又魚類積出は自今願に及ばず、定額の税金既納の後は便宜に因て輸出すべし。

同年同月舊藩以來の制たる紙蠟を他方へ私に輸出するの禁を解きたり。

同年六月商品及び晒物を街路に布列するを禁す。

同年同月鬮牛の禁を解く。

同年同月上畑地村庄屋杉本逸平外四ヶ村庄屋より十戸内外を一組とし、一組の總代一人づゝ庄屋役場に出て、諸布告類を受け、一組中へ讀聞かせ又は理解し、一同誤解等の過なからしめんことを請ふ、之を許可す。因て他の各郡町村も之に準し、組合を立て此規律を執行せしむ。

同年七月孝行奇特者農商業出精者八十以上の高齢者を調査す。

同年同月皇太神宮大麻頒布に因て、八月朔日産土神へ參拜、一戸へ一體づゝ受くべきを告示す。

同年九月自今乞食へ給與を禁す。遍路他縣より入込漂泊中出生の者、歸るべき原籍なく、殊に廢疾

不具にて窮迫の分は其地公同に救恤すべし。在籍の者は村内中等以上富有の者へ委託し方法を設け救養せしむ。

同年同月従來所課せし、諸港入津船舶帆別税を廢す。

同年同月管内各村浦に於て宿と唱へ、少年の男女混宿し、猥褻の行あるの舊習あり。庄屋等地方の長者たるものは、厚く教誡して此汚俗を一洗すべし。若し悛めざるものは、之を摘發して罪に處すべきを令す。

同年同月富は素より公禁たれども、其名を異にして其實の異らざる所業を禁す。又大弓を翫ぶ者賭博に等しき所業あるに因り、自今其射術を禁す。

明治五年十月神降し賣卜家相人相墨色占等を業とし、又之に占卜を依頼するを禁す。

明治六年一月一、六日の休暇を廢し、日曜日をして休暇と定む。

同年二月五節句廢止の公布あるに因て、上巳の雛端午の幟は自今一切之を廢し、其費用を移して子弟の學資に充つべきことを諭告す。

同年三月陸運會社を郡中山内ノ子新谷大洲長濱八幡濱卯ノ町吉田宇和島岩松柏村平城宮ノ下松丸の十五所に開設せしむ。

以上は唯施政の一斑を記するに過ぎず。而して明治五年六月宇和島學校を建て、童學寮青年塾寄宿寮を置き吉田大洲新谷にも學校を設け大屬肝付兼弘を學務專任とし、學區取締三名を置きぬ。又宇和島病院を再興して患者に資したり。

因に云ふ。宇和島病院は明治三年の創立なりしが、廢藩と共に井上商會に於て之を維持せしものなり。

已にして舊宇和島大洲吉田三縣の卒千六百四十五人を士族に編入し、切に遊惰を戒め、修學活計に勉勵し、飢寒に迫らざる様注意すべきことを諭したりき。

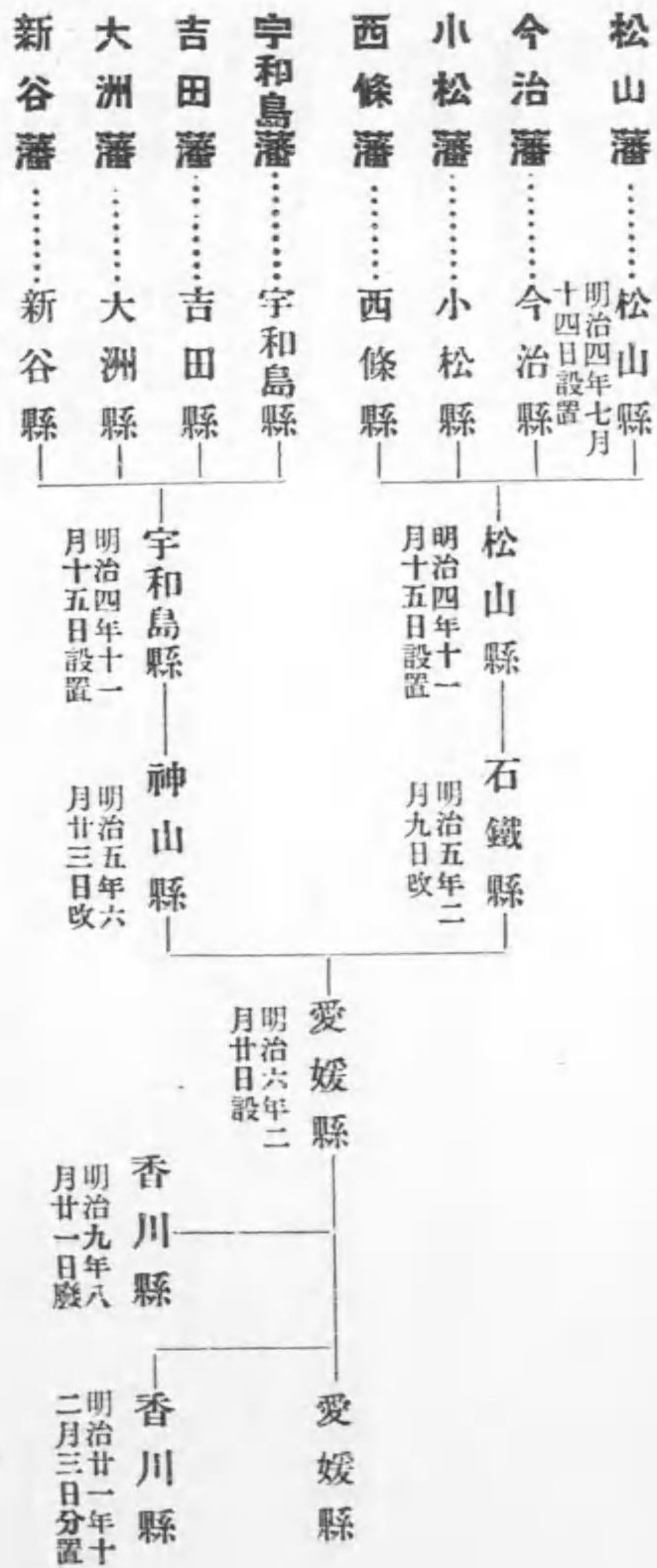
かくて明治六年二月廿日に至り本縣を廢し、愛媛縣に合せられたり。

(參考) 明治五年十二月の調査によれば、戸數七万五千五百五十五戸人口三十五万八千二百五十五口、寄留四十九戸二百六人なりき。

又草高十七万四千九百九十九石四斗六升五合七才、現石高米七万八千八百八十一石一斗八升二合、大豆二万七千八百三十三石一斗六合、金八百九十三圓九十七錢三厘五毛雜稅未詳なりき。

華士族の祿數は華族祿一万二百五十一石士族祿三万六千四十七石九斗六升五勺九才、藩卒賦與米千百三十五石二斗三升八合二勺九才賞典米三百七十石なりき。

縣治略表



第二章 佐賀の暴動と西南の亂

佐賀の亂に就て

明治七年二月佐賀の暴徒、二千五百餘人兵を擧げ、前司法卿江藤新平を擁して其主領となし、二月十五日佐賀縣廳を襲撃す。

由來、佐賀縣士族には、征韓憂國の二黨あり。前者は同縣士族朝倉尙義香川桂五郎山中一郎西義賢中島鼎藏等其主なるものにして、後者は副島義高重松基吉村山長榮福地常影等其主魁たり。而して共に征韓論の行はれざるを慨し、時の政策に反抗したりしが、前者は江藤新平を東京より迎へて、之を主と仰ぎ、後者は島義勇（前秋田縣令）を黨首としたり。而して二黨合して此舉に及びしなり。

（参考）江藤新平は佐賀の人世々鍋島氏に仕ふ。身分甚だ微なりしが、新平剛毅果斷、頗る俊邁の風あり。三條實美以下七卿の太宰府に謫居するや、藩を脱して之に従ふ。又書を藩主鍋島直正に上り、時務を論究す。直正之を奇とし、遂に新政府に推薦す。新平文部大輔左院副議長に進み、明治五年司法卿參議に任せらる。よりに新律綱領を改定して、改定律令三百十八條を定め、六年六月を以て之を頒布したり。已にして征韓論の興るあり、新平盛に之を主張したりしが、岩倉大使の一行歐洲より歸朝するに及んで、遂に議行はれず。新平憤然職を辭し、快々として娛じます。七年一月に至り板垣副島等民選議院設立の建白あり。新平主之を賛したり。偶々佐賀征韓黨の人々新平を迎ふる。こと切なりしかば、東京を去つて、其郷里佐賀に下り、遂に擁せられて、亂黨の巨魁となるに至れるなり。

朝廷東伏見宮嘉明親王を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋を參軍とし、近衛及び東京鎮臺兵を發して赴き討たしむ。内務卿大久保利通また博多に至り、鎮撫につとめしかば、賊軍潰散し、新平義勇は鹿兒島に走り、西郷隆盛に投せしかど、其容るゝ所とならざりしかば、遂に土佐に遁れて逮捕せられたり。（島義勇は鹿兒島にて縛に就く）總督宮典刑を正し、四月十三日新平及び義勇を梟首し、其徒十

人（或は十一人）徒黨一百卅六人を懲役以下の刑に處し亂始めて平ぐ。

江藤新平の末路と伊豫

佐賀電信録によれば、佐賀の逆徒脱遁の後、さまざまに變名せり。江藤新平は加藤太助、船田次郎は勝井十三、江口十作は安井五八、榊山彌助は平山兵助、山中一郎は山本一助と仮りに稱し、各四國に遁逃せるが、（中略）去程に江藤主僕は、一度宇和島に着すと雖も、茲にも足をさめ難く、直ちに此所より乗船し、三月廿四日といへるに浦戸より、上陸なし、東方をさして奔走し、同二十八日の黄昏甲浦に到りしかば、今宵の宿所を定めむと、同地の番人浦正胤を欺きて、副戸長濱谷清澄の家に案内させ、其身岩倉卿密事探索の命を蒙り、竊に出張せし者と詐り、一泊を依頼するにぞ、清澄心中惟らく是なん前に寫眞を以て布達ありし、佐賀の巨魁江藤主僕に必定せりと、微細を糺さず崇敬し、同所の逆旅に請待し、此旨斯くと出張所に忠告せり。此期高知縣廳より當地に派出なし居たる、細川小屬併に捕吏川野鍬馬石本繁善其他番人北川信通岩崎義定の數名不時に馳付け、同廿九日拂曉該地の士族若干を募り置き、新平主僕を戸長の家に賺し寄せ、直ちに捕縛を遂たりけり。新平始めは氏名を偽り、其實を吐露せざりしも、終に自ら名乗しとぞ。此間一封の書翰を出し、竊に副戸長濱谷に託し、之を郵便に附せむと乞ふ。清澄陽に諾ひつゝ、收て細川少屬に呈しければ、細川之を得て、再度本廳に遞送せり。（中略）斯て江藤主僕甲浦より高知縣廳まで護送せらるゝ

の路次、之を觀る者群をなし或は譏り或は嘆じ、褒貶毀譽の各心に喋々囂々。口善惡なく里聲の大耳に入らざるも、江藤は獨り竹橋の透より、虚空をうち望み、

ほとゝぎす聲ましかねて、遂にはた月をも恨む、人心かな。

斯く口吟して過ぎたりけるとぞ、時正に四月十三日兇徒の處刑決定し、佐賀縣に於て、江藤島の兩氏を始め、其他十名死刑に處せられ、其餘輕重により、除族懲役等の審判ありて、九洲全く鎮靜に及ぶ云々。

又江藤新平の口供書中、伊豫に關係ある分を抄録すれば、

（前略）明治七年三月廿三日諸口の防禦悉く敗績し、收むべからざるに至り、佐賀城に走り、島（義勇）副島（義高）等に面會、東方の敗を告げて、依つて自ら薩州に趣き、西郷に頼り援兵を請ひ、或は肯せずとも、又幾分の周旋も致し呉れ可くと談じ候得共、其儀は當社の者を差遣すべくと申に付、弘道館に歸り、猶山中生田山田香月中島昇藏林等と相談し、遂に西郷に依頼可致に相決し、同夜右人數俱に、佐賀海道丸目村より乗船、同廿五日薩の米の津上陸、同廿七日鹿兒島に到り候處、西郷は宇奈木の温泉に在りと聞き、三月一日行て面會し事情を告げ、其末東京へ出で、自訴可致申置、鹿兒島に立歸り、竊に相考候に、土州には音の知者も有之、彼地に赴き候はゞ、又如何様に

か東上の策も可有之と存じ、同國を志し、同三日江口村吉俱々出立致し、日向國飢肥に行き、知る人小倉處平に倚り、外の浦にて、漁船相雇候中、外五名の者も追々到着同十日俱に乗船同十五日宇和島に着し、同行三手に別れ、高知縣にて再會を約し、自分は江口一同宇和島藪町（原文のまゝ）家名不覺旅亭に宿し候。同十六日愛媛縣出張所へ呼出され、身柄取糺しを受くるに付、東京の商人加藤某と偽稱し候得共、印鑑なきを以て、縣廳の指圖を請ふ由申に付、不得止相留まり、同夜深更に入り、荷物捨置脱逃し、晝夜兼行山野を経て、同二十日竟に土州幡多郡下田浦に到り。舟を雇ひ、上げ、同廿四日浦戸港の傍なる桂濱より、陸へ上り、黄昏の頃高知に着し、割烹亭に立寄り、江口をして、縣廳の様子を伺はせ候處取締甚嚴重に有之、逆も身を寄すべき手段無之形勢に付、尙東京へ登り自首可致心得にて、潜行し、同廿八日阿州に犬牙する甲浦に至り候處、巡邏の人に咎められ候に付、岩倉公の内命を受け佐賀の情を探索に赴き、騷擾の際荷物等奪却せられ辛うじて此に至ると申偽り候へども、遂に嫌疑解せず。依て岩倉公宛にて、自首の書狀差出し候處、同廿九日於同所捕縛せられ候、外は一身の言行記憶致し居不申、委細は本營掛り、其外當該より各申立候通相違無之儀と存候事。

右之通相違不申上候以上。

明治七年四月

江藤 新平

前掲二者を對照して、江藤以下の末路を知ることを得べし。而して口供中にも見えたる如く、江藤新平は宇和島旅館（口碑には八面屋と云ふ）に投宿し、夜中逃遁したる後、江藤なる事分明したれば、其旅館の主人を先導として、追捕に向ひたりき。是れ主人が江藤の面貌を見知りたるを以てなり。江藤就縛の後、旅館主人は、其希望によりて選卒に任用せられたりと云ふ。又罪人を追捕するには寫眞による事と謀叛罪の巨魁は之を梟首すること、は、江藤新平の司法卿として頒布したる、新律綱領に規定せし所なりと。加之時の斷獄官は新平が兼て推薦任用したる河野利鎌なりき。かくて世人は其事蹟が秦の商鞅のそれに似たるものあるを憐むと云ふ。

西南の亂に就て

征韓論の破裂以來西郷隆盛等を始め、薩州出身の武官多く、職を辭し國に歸り

私學校を鹿兒島城内御廨址に設け、生徒を薰陶す。生徒千を以て數へ支校を設くる事、十三ヶ所に及ぶ。時に政府は鹿兒島なる、陸海軍所轄の彈藥を大阪に移さむとす。私學校生徒之を見て、意平かならず。火藥庫に入つて彈藥を奪ひ、又櫻島なる砲兵屬廠及び海軍造船所を掠奪す。會々鹿兒島出身の警視廳警部等歸省するに際し、私學校黨之を見て政府の探偵なりとし、捕縛し、桐野利秋篠原國幹、別府晋助村田新八逸見十郎太等にすゝめて兵を擧げ西郷隆盛を推して其將とす。其徒一万五千、鹿兒

島を發す。時正に明治十年二月十五日なり。熊本藩士池邊吉十郎等兵を擧げて、之に應ず。又鹿兒島縣令大山綱良官金十五万圓を出して、軍資に供せり。

かくて、賊黨の勢一時は非常の優勢を示したりしが、九月廿四日城山總攻撃其効を奏し、西郷桐野村田以下悉く、岩崎谷に戦死し、亂全く平定せり。而して此際陸奥宗光大江卓片岡健吉等、薩長藩閥に不平を懷けるもの、賊に通せし形跡ありて、處刑せられしものを始め、山口愛媛福岡大分等諸所に於て、暴徒蜂起せむとせしが、是亦相次で、鎮定に歸したり。

又此役に際し兵を出すこと、六万餘人戦病死者六千人、軍費四千二百万圓に達したり。

伊豫に於ける聲援

伊豫に於ける西郷等に對する聲援者は吉田藩士飯淵貞幹大洲藩士武田豊城全

永田元一郎等數十人なりしが、大事に至らずして止みたり。今其人々の氏名を列記すれば左の如し。

宇和島藩士

- 上甲震吉景耀 (一年半) 鈴村讓良讓 (三年) 本城 政恒 (一年半)
- 吉田藩士
- 飯淵 貞幹 (五年) 國府寺信敏 (二年半) 久德 重愛 (二年)
- 鈴村 敬成 (二年) 藤井 慎一 (二年) 井上 定國 (二年)

- 阿形 正俊 (一年半) 荻野 廣居 (一年半) 宮川 充美 (一年半)
- 土居 卍 (全) 河野 通治 (全) 出科 貞吾 (全)
- 田中 貞友 (全) 藥師寺貞治 (全) 柴 白米 (全)
- 伊東 勇 (全)

大洲藩士

- 武田 豊城 (五年) 永田元一郎 (五年) 上月 正郁 (三年)
- 築山 弘毅 (三年) 谷山 正名 (三年) 土居小治郎 (三年)
- 橋村 廣連 (三年) 本多 誠 (二年) 杉江 安忠 (二年)
- 瀧野 重敬 (二年) 小林 資典 (二年) 加藤 赴 (二年)
- 稻垣 干雄 (二年) 向井 儀則 (一年半) 得能 通虎 (二年半)
- 石河 頼一 (二年)

其他

- 除族放免 野中重遠 (宇和島) 尾田重馬 (禁錮卅日……吉田) 松下勝利
- 除族放免 飯淵真正 中村三綱 (禁錮五十日……大洲) 宇都宮登 (禁錮五十日)

放 免 二宮宗衛 加藤良顯 (禁錮五十日) 神山政勝
 嫌疑中病死 渡邊八尋 (大洲) 箕島正隆 (全) 吉見近太郎 (全)
 之等の輩は、一旦松山監獄に投せられ、後勝山城麓の北廓に移されたり。其罪跡に對する申渡書は左の如し。

其方儀武田豊城の謀議に同じ、朝憲を紊亂せむと時機を窺ふの科により、除族の上懲役(何年)申付る。

明治十一年一月十五日

松山裁判所

此時舊熊本藩士庄野景治以下三十三人も、松山に護送せられ、同所に投せられたり。又以上の事蹟は黨與の一人なる、舊大洲藩士得能通虎の手記なる、後感録に明らかなり。

(参考) 飯淵貞幹字は伯固樸堂と號す。吉田藩執政飯淵徹月の長子なり。八歳にして藩學時觀堂に學ぶ。後僧晦巖上甲振洋に従學す。學成りて藩の參政に擧げられ、維新の後吉田藩大參事となる。西南の役罪を得て幽囚せらる。後赦にあひ、海南書院教授となる。在任半歳にして郷に歸り、悠々として老を樂めり。明治廿五年七月四日逝く。

此戦役に於ける伊豫の戦死者

明治六年一月徵兵令の發布と共に、全國を六軍管に區畫し、一軍管を二師管に分ち、各師管に營所並に分營を置きたり。伊豫の壯丁は總て、丸龜歩兵第十二聯隊に編

入せられ、廣島鎮臺司令官の指揮に屬せり。故に此戦役は伊豫に於ける聯隊創設以前に屬し(歩兵第廿二聯隊は明治十七年創設せらる)たり。戦死者の氏名を擧ぐれば、

歩兵大尉吉田陳三、同中尉星加居綾、同中尉淺井正修、歩兵少尉加藤成顯、三等軍醫米倉純一郎、陸軍少尉試補志賀忠篤、警視廳大警部平野正行、歩兵少佐宇都宮茂敏(但し明治十一年竹橋暴動の際戦死)下士卒七十一人外病死七人。

第三章 憲法の制定と香渡晋

香渡晋略歴

香渡晋 諱は正重、矢川と號し、又默齋の別號あり。天保元年二月二日を以て伊豫國新谷に生る。少にして學を藩儒兒玉暉山に受け、長じて江戸に遊び、藤森天山大橋訥菴に師事す。尊攘の論盛なるに及び、京師に出で、廣く天下の志士と交り、國事に奔走す。先づ高松三位保實を介し、三條以下の諸卿と結び、新谷藩をして護衛親兵を出すの典に與らしめ、以て王事に勤むることを得しめたり。

已にして公武合體の議起るや、岩倉具視も亦之に與ると聞き、晋大に怒り、之を暗殺せむとせしが、

具視の執事西川甫より其眞意を聞くに及んで、深く悔い、其邸に至て罪を謝す。具視却て晋の爲人を愛し、且つ有爲の才に感じ、共に結託する所ありき。王政維新の後晋は新谷藩大參事となり、庶政を理むると共に、育英の途を啓く。明治七年岩倉具視の召に應じて上京し、宮内省御用掛となり、兼て岩倉公の顧問となる。時方に大政進展の運に屬し、國論紛擾す。晋は内岩倉公を補佐すると共に、外木戸大久保大隈伊藤等の元勳と交り、陰に献替匡濟する所あり。又國立第十五銀行日本郵船會社、日本鐵道會社の創立に力め、尋て第十五國立銀行監督に任せられき。

明治十二年明宮（今上陛下御幼時）御用掛を拜命し、親しく傳育の大任に當る。時恰も憲法論朝野に起り、或は佛に倣ひ、或は英に擬せむとす。晋以爲らく我國は建國以來万世不易の國體あり。之に基づきたる**欽定憲法**ならざるべからずと。依つて具に岩倉公に建築したり。公之を嘉納し、廟議に附し、遂に欽定憲法の綱領を定め、之が聖斷を仰ぐ事を得たり。實に明治十四年十月十二日なり。後致仕して郷に歸り専ら後進の指導に力む。明治卅五年四月三十日病みて卒す。年七十三。大正四年御即位の大典に際し、生前の功勞を御追念あらせられ、祭祀料若干を賜ふ。晋著はす所、尊攘錄十七卷あり。嘗て宮内省に上納すと云ふ。其爲人剛毅恪勤忠誠其職に盡す。而して其畢生の功績中其最も大なるものは明宮に奉仕せしこと、欽定憲法制定の献策とに歸せざるべからず。今之を詳説せむとす。

晋明宮御用係となる 晋が明宮（今上天皇陛下御幼時）御用掛を拜命せしは明治十二年八月にして柳原權典侍猶御懷妊中に屬せり、明宮御降誕の後御用掛は數十名の多きに達したりしが晋は特に傳育の大任を辱うしたり、是れ晋が一生涯中最も光榮とせる所なり。されば明宮御成育あらせられし後毎月朔望の日參内して、明治天皇に拜謁せさせ給ふに際しては、晋は親しく扈從して内殿に祇候し奉りたり。

因に云ふ。香渡家什寶の中に一個の懷中時計あり。こは元岩倉公が明治四年歐米を巡遊して歸朝せし時齎し歸られたる瑞西製の金時計にして公薨去前五日之を晋に與へられたるものなり。晋は常に之を佩用して明宮御殿に奉仕せしが當時御幼少の明宮殿下は其鎖にすがせたまひしこ度々ありきと語り傳へて晋の光榮を記念し特に珍藏する所なり。

晋が岩倉公薨去後官を辭して老を故山に養ふに至りしは明治十八年四月にして、聖上陛下御年七歳の時なりき。之より後は毎朝必ず東宮御所を遙拜し奉りぬ。其卒去に至るまで、終始一貫一日も之を缺きたることなかりき。又聖上陛下御幼時御大患にかゝらせ給ひし時、晋は其御全癒を神明に誓願したり。其一生梅實を食するを絶ちしは、全く其御健康を祈り奉るの誠意に出で、之を神明に誓ひしにより。猶晋は書を中山一位局に献じて、東宮の御機嫌を奉伺し奉るを常とせしが、其稍御不例にわたらせらるゝと承るや、直ちに御全癒を鎮守の神に祈願し、毎日參拜を怠らざりき。（晋の書簡による）かくて土方宮内大臣より晋の小照を差出すべき旨を傳へられ晋は無上の光榮として寫眞一葉を奉獻し

たり。又明治三十三年五月東宮妃御冊立に際しては、記念品の御下賜あり。大正四年十一月御大典御舉行の時に祭祀料として、金若干を下賜せられたり。而して下賜の光榮に浴したる者の氏名中晋は正に其第五位に居ると云ふ。

日本憲法史上の一大偉人 香渡晋を以て日本憲法史上の一大偉人となす所以に就ては、先づ我國の立憲政治成立の事情より説かざるべからず。

江戸時代に於ける學問の興起は、人をして國史の回顧に心を注がしめ、國史の回顧は即ち國體の自覺となり、國體の自覺は勤王の論となり、維新の宏業こゝに成れり。而して立憲の宏謨は實に明治元年三月十四日の五箇條の御誓文に備はる。尋て政體書の發表となり、太政官の權力を立法行政司法の三權に分ち、後諸藩藩籍奉還の請を許し、更に廢藩置縣を斷行したり。明治五年以來左院に於ては、國憲制定の論議盛となり、其翌六年に至り、左院は國憲民法編纂を其主要なる職務とすることとなりぬ。かくて明治七年に至り、板垣、副島、後藤、江藤氏民選議院設立の建白書となりたるのみならず、以上の諸氏は愛國公黨を結び、大に世論を煽動す。加之廟堂には征韓論の興るあり。其結果或は佐賀萩の亂となり、又岩倉右大臣要撃の擧となり、遂に西南の大亂を見るに至れり。

政府また大に鑑みる所あり。之より先上下二院を設け、貴族及び勳勞學徳あるものを選び上院議員に充て、立法院に擬し、下院は即ち地方官會議所と爲し、以て民選議院の端を開かむとの主旨に基づき、元老院大審院を設置せられたり。是正に明治八年四月十四日なり。而して地方官會議は同年六月を以て、開始せらる。然れども西南の役鎮定の後は天下皆言論を以て其雄を争ふべきを知り、殊に慷慨詭激の論を逞うして、人心を動かすものあり。此徒概ね歐米急進の學說に心醉し、直ちに之を我が國に行はむとし、民權自由の論益盛にして、國會開設の要望甚だ切なり。此事明治十二三四年頃に至つていよく甚し。

朝廷よりて、在廷の諸參議に勅して、國會開設に關する意見を徵せらる。山縣、黒田、山田、井上、伊藤の諸參議の對ふる所は皆漸進に傾きしが、獨大隈參議は頗る急進の趣あり。其要旨は、英國風の政黨政治の實況を模寫し、直接に其の儘を我が憲法の條規となさむとするものにして、明治十五年の末に議員を選擧し、其翌十六年を以て國會を開設せむとするにあり。こゝに於て閣議沸騰し上下擾々たり。

北海道官有物拂下問題 此時に際し天下をして一層騒然たらしめたるものは、北海道開拓使官有物拂下事件なりとす。按するに北海道の開拓は江戸幕府時代よりの問題たりしが、維新の始め（明治二年七月八日）開拓使を置き、年額金四十餘萬圓を國庫より支出することとし、明治四年に至り黒田清隆

を開拓長官に任じ、明治五年以後十年間に一千萬圓を國庫より支辨することに決し、着々其實績を擧げしが、明治十四年は方に滿期の年なりき。よりに其官有物（明治二年以後十三年まで國庫よりの支出總額一千四百〇九万六千四百四十二圓餘のもの）拂下の議あり。黒田長官と元薩州の人にして前の參與たりし五代友厚等との間に、授受の契約成立し、其價額僅に三十萬圓無利息三十年賦の定めなりき、蓋し五代等は時の開拓使大書記官安田定則同權大書記官折田平内等と議し、在官者は一同辭職して、關西貿易會社を興し、兼て政府の計劃せし事業を繼續せむとせしなり。民衆其不當をせめ、且つ拂下規則に違ふを論じ攻撃の論盛に興る。而して揚言して曰く是等皆官公吏の私曲を取へてするは、國會の開設なきが爲めなり。宜しく早く之を設置して、其私曲を鑑察せざるべからずと。遂に明治十四年八月廿五日の新富座に於ける政談大演說會となりぬ。辯士は福地源一郎、沼間守一、高梨哲四郎、肥塚龍等の諸氏にして皆盛に政府の措置を攻撃し、併せて國會開設の必要を高唱したりしが、聽衆五千人の多きに達し、其影響頗る大にして、天下轟然たるの状態なりき。此時に際し政府部内に於ては、薩長出身の參議多くは拂下に賛意を表したりと傳ふ。獨參議大隈重信は斷乎として之に反對したり。又巷間には聖上奥州御巡幸の爲め本年七月廿九日車駕東京驛を發し給ふに際し、某々參議は扈して千住驛に至り、強て拂下の聖斷を仰ぎ奉れりと傳へ、益其擅越を憤るもの多く、京濱毎日、郵便報知、東京日々、朝野、

曙の諸新聞筆鋒銳利に之を攻撃したり。

當時天下の騷擾を極めたること上述の如し。而して此際岩倉公は會々病を養うて京都にあり。由來公は明治四年歐米を視察してより、我國をして立憲政治の國たらしめむことは夙に希望を抱きたれども、最も深く我が國體の歐米と異なる所以を慮り、常に曰く我が憲法は我が固有の國體に觸れざる所に於て之を定むべきなりと。されば決して躁急を喜ばず。かの明治八年四月十四日元老院大審院を設置するの詔書を發布し給ふに際しても、前途を危懼するの餘、諸參議と稍其見を異にする所ありきと云ふ。さて公の信認最も深く、且つ常に其左右にありて機密に參したる晋は當時東京にありしかば、遙に書を京都なる公に寄せて曰く、

一寸申上候新富座政談演說後の形况人心自然に動き、（明治十四年八月二十五日のことを云ふ）一つの證を云へば、是迄國會論を蛇蝎を嫌ふ如くに申居候者も、中には國會論を主張するも尤之事歟と聊雷同するものも相見え申候、晋義右演說を承候後は、切齒に堪へず、安眠難仕爲政府遺憾此事に御座候。

岩倉公之に挿記して曰く……巨細御申越世上景况分明いたし、大に參考に相成忝存候。（以下一字下げて岩公曰く云々とするものは皆之に同じ）

一 扱街談巷議のみにては、實事相違之事有之、且は隔地にて 殿下（岩公を云ふ）に於て、只々御

配慮のみ被遊候ては、御養生之御不爲と、今朝三條公へ拜謁相願、當時之街説不穩候得共、或は事實相違之事も可有之、右府公にも隔地にて新聞紙或は街説御耳に入、御心配なされ候はむ乎と、推察仕候、素より政府の御評議等を伺ふ譯には無之、世上の説と事實相違之事有之哉、或は世上にて申程之政府御心配は無之哉、御一語拜聽仕西京へも申上度、申上候處、幸之義故相咄可申との御答にて、左に

岩公の挿記に曰く 三條エ出頭、内外懇話ニテ始メテ、内閣様子相分リ、分明致シ候事共有之候。

此一段應接順序ヲ立テラレ認故、萬端明ラカニ分リ忝候。三條ヨリ廿九日出ニテ香渡ニモ云々申置候、是非々々速ニ歸東ノ様申被越候事ニ候。

一此度の事無根之事に無之、併五代才助へ賣拂と申名義には無之、黒田より開拓使廢せられ以後、折角是迄着手之事も水泡に屬するのみならず、人民の迷惑に可相成、就ては兩三名之書記官共一社を組み、是迄着手之順序を追うて、悉皆擔當し、成功を遂げ度精神にて、歎願に相成、尤千住驛迄驅け強迫して許可を乞ふ杯と申事は、決而無之、御發輦前より既に御評決の事なり。此事を許可するや、世間利を争ふ世の中故、他より聊苦情は可有之と存居候處、意外に世上へ影響を醸し、内閣にも甚心配、隨分世上に論ずる如く先年布告に相成候拂下げ規則に戻り候義故、之を種として論ず

れば政府の越度とも可申筋なれども、實は是も特別之事より許可に相成候譯なり。世上に申立候五代へ拂下げ或は御巡幸先きへ強迫して許可を得し様と申事は全く事實相違なれども、無根之事には無之、且政府に苦慮する處の一點は右等の越度を付込國會でなくてはならぬと此舉に乗じ人心に動くに甚だ心配致す。依て評議官中には開拓使丈廢し之事を今兩三年（此年限は碇と記憶不仕候）位延期に致し可然との論も有之との御内話あり……晋伺ひ候に、既に許可之御指令相下り候哉……御答内々許下に相成候……伺右は御取消には難相成哉……御答取消は難致何ぞと名を付政府より相止め候之外無之云々。右御咄之序に去る廿五日演説の模様等並晋所聞之街説等細々上申仕候。一右伺候御答相濟候後、西京之御模様も委しく承度渴望する處へ參り貫幸之事、當時御容態如何との御尋に付、御頭痛は別而御變りの義は無之御様子、殘熱の爲或は御餘病を發し、御安眠等不被出來且つ御好物之御酒等一滴も御用ひ無之日多く有之趣隨從の者より報知仕候。」定し再度之御追願満期にて御歸出來であらうとの御尋に付、此上の御追願有無は未だ承り不申候得共、前言の御容態にては、御歸り遅速如何哉と想像仕候。何れ家令不日歸着仕候間、其節彼地情實等相分り可申と奉存候。若し御追願に此上相成候はば、誰歎遣し御歸京を促す心得なり。扱當節之狀態と云ひ彼是痛心す。其元より細々西京へ前件も上申。且

還幸までには是非御歸京相成様、拙者より申入候趣申上吳この御命御座候。
右御解し兼候はむと奉存候得共、大意右之御咄に承候間御承知可被成下候。

岩公の挿記に曰く吳々分明なり。

以上によりて開拓使官有物拂下條件の真相を窺ふことを得べし。即ち晋の間に對し三條公が「内々許可有之」と答へられしは、明治十四年八月一日のことを云はれしなるべく、又三條公の言に「兩三名の書記官共一社を組み、(關西貿易會社を云ふ)是迄着手の順序を追うて、悉皆擔當し、成功を遂げ度精神にて、歎願に相成」云々、とあるに徴して、三條公の如き爲政の主腦的人物が拂下に關する意中を察すべく、又「尤千住驛まで追驅け強迫して許可を乞ふ杯と申事は決して無之御發輦前より既に御評決之事なり」とあるによりて、此一事は當時の噂たるに過ぎざりしことを知るべし。又最後に注意すべきは、三條公の言に「政府の苦慮する處の一點は右等の越度を付込國會でなくてはならぬと此舉に乗じ人心に動くに甚だ心配す云々」とある一節なり。由來此拂下問題の沸騰は問題其物のみならず。之を口實として益國會開設の必要を説き、急速に之が實行を期するにあり。現に大隈參議の如きは斷乎として拂下問題に反對し、明治十六年を期して、國會を開設せむとするの意見を持したるのみならず、天下躁急の徒は或は佛國の法令に鑑みむとし、或は英國のそれに則らむとす。三條公、岩倉

公等の最も憂ふる所は我が金匱無缺の國體を碍ふの一點にあり。よりて必ず事を質し、順を逐ふべし。之が爲めには相當の年月を藉さざるべからず。この意見を保持せられたり。就中岩倉公の固く此意見を持せられたるは、其徵證乏しからず。今其一例を擧ぐれば、明治九年九月六日勅旨を以て元老院議長熾仁親王に對し、我が建國の體に基き、廣く海外各國の成法を斟酌して、憲法の草案を起草せしめ給ふに際し、岩倉右大臣は親王に對し、按成らば上奏の前先づ内示を得むことを協定せられたりき。扱草案は成れりと雖も、遂に採擇に至らずしてやみたり。岩倉公が憲法に關して最も慎重の態度ありしは、之によりて明らかなりとす。然り而して公をして終始此態度を維持せしめたるものは、果して如何なる事情によれるか。

憲法制定 晋が右府に寄せたる書簡(前節掲げたるものゝ續き)に曰く。

一是より井蛙の管見を以て

殿下へ上陳仕候。扱此度之義世間紛議を生せし日より、既に數日を經候、然るに今以是と御確定も無之、人心は益動き、政府自ら顛敗を招かるゝに同じ。

岩公の挿記に曰く、世上の景況は尙十分心掛け見聞する所御申越頼み候。

一殿下の深意懸冠の御下地歟と想像す、晋に於ても功成身退之御時機と窺かに奉存候。

岩公の挿記に曰く、推察當れり。併し一朝夕に子細申出がたし期面會するのみ。一歩退て考ふるに、殿下御退職に相成候はば、俄然顛覆するは掌上に視る如し。是は晋の考のみならず有志者は同論なり。

岩公の挿記に曰く、此以下の事に至ては、復市代筆にて申入候。井上三木より建言書被取下一覽の上足下寫取本紙御廻し可給候。

一然る時は政府顛覆するも不構、御退職被成、

天皇陛下へ對せられ如何と思想を生ず。如何となれば政府を國會家が自由にし、或は其黨類廟堂に立て政權を取ることも決て治る道理無之、益國を亡すに至らむ。

岩公の挿記に曰く、此所に着目、昨年来切迫申立候得共、今日に至れり。實にいつも後の祭りのみなり實に困却の事云々。

一此際の機會に乘じ、實に是にては亡國の兆顯然たり。政府の組織を改革せずしては、身は安逸になるも、國亡ては臣職を失ふに當ると、自ら御發言御奮發被遊所謂立憲政體の眞實なるものを速かに御組立て、粗確實なる政憲を御立て置、然る後御退職相成度奉存候。實は愚案之賤見は此儘にて

岩公の挿記に曰く、是等は追々世論御申越の上厚く考慮意見可申入候。

は土崩之勢となり、國會主義黨に託すれば益々國を亡すべし。故に

殿下此機會に際し、政府を鼓舞し立憲の眞實なるものを御立置然る上御退職相成候はば無上の御功績と奉存候。

右は餘り苦辛の儘、泣訴仕候。敬白

八月廿九日

晋(殿)……岩公挿記)

上

同紙請

對(岩公の號對鶴の略にして公の筆なり)

之によれば、晋の書簡中に「殿下の深意懸冠の御下地歎と想像す云々」に對し、岩公の挿記に「推察當れり併し一朝夕に子細申出がたし期面會するのみ」云々とあるにより、公は國會開設急進論勢を得て、動もすれば公の意見容れられざらむとするを慨し、懸冠の意ありしを知るべし。然るに晋は第一に拂下問題の速に解決すべきを訴へ、第二に「立憲政體の眞實なるものを速かに御組立て、粗確實なる政憲を御立て置然る後御退職相成度と諫めたるに鑑みて、晋もまた憲法制定に對しては岩公と所見を同じうせることを知るに足れり。加之、岩公の憲法に對する意見は、寧ろ晋の上言によれるにあら

すやと察せらる。香渡家に傳へたる岩倉公が晋によせられたる書簡に、「憲法に關する足下の意見は最も同感なり。よりにて三條にも話したるに是亦同様の意見なり」との意を認めたるものありきと云ふ、（此書翰今其所在を逸す。思ふに晋は内秘の書翰は決して人に示すべきにあらずとて、火中に投せられたること度々なれば、此一紙も亦其厄にあひしにはあらざるか、ともかくも其所在の逸せるは遺憾なりと謂ふべし。）

扱又岩倉公は更に書を東京なる晋に寄せて曰く、

七月廿九日書翰内示何も承候、三條出會云々憲法論云々承候、今日返事と存候所無據差支明日可及返書段々延引之處、一筆斷候、三十日具綱書狀も正に一見是以同斷一言御斷書入置可給候、當方凡て無事御放慮早々以上。

九月四日

具 視

香 渡 殿

返々三條より來書歸東之事懇々被申越候早々。以上

とあるによりて三條公が岩倉公の歸東を促されたることを知るべし。而して更に又

昨五日及御答候國事件足下段々配慮實に尤に存候。小生進退素より輕易に致すにあらず。御見込箇

條中憲法判然と立てられ然る上と申事、實に大切なる事にて、此目的を達し度斗に、昨年來苦心之事に候。今度迎も十分其運びに至る所を肝要と密に企望の事に候。若萬一も一々不取行と云ふに至ては、夫迄の事と存候事也。是には主義二つに分れあり。緩急二つに分れり。政黨にも二論あり、右等内閣の形行は種々にて、一朝夕の盡す所に非ず。併し大意此書面の通に候間、閑夜別席にて具綱、具定、具經、内話置可給候。無左候而は、世論の爲め、疑惑生じ候事も、無用の事と存候事に候。草々以上

九月六日

具 視

香 渡 殿

内 秘

猶々本文件如何様にも歸東之上、各内意申聞け而して後の事也。只開拓使云々一事出來此事に後より關係は頗る困難、又本文の件にも差支困居る事に候也。

右の書面によれば岩倉公は頗る晋の上言する所を容れ、所謂確實なる政憲を立て、後懸冠と決心せられたる事明らかなり。而して其所謂確實なる政憲とは果して如何なるものを云へるならむ。

確然たる政憲 穂積八束博士の「憲法制定之由來」中に曰く、

(前略) 將に則らむとする所の憲法は、大權を中心とするの組織を取るべく、議院を中心とし、政權を政黨に委付することを許さざるの主義方針を確定せるに於て、我が立憲史上の一大時期を畫せるものなり。抑も立憲の宏猷は既に維新の初より決する所あり。而して其の主義方針は固より萬機大權を中心とし傍ら議院を開き公議輿論に詢ふことに外ならざりしに、中途より英國の議院政治の例に倣はむとするの論を生じ、民間急進の徒は、憲政とは、英國風の政黨政治の事なりと誤解し政府内部亦之に應ずる者あり。一時其の論勢力ありしなり。

以上によりて其の大體を知ることを得べし。猶同博士の研究によれば、岩倉公は初より世風の西洋に心酔し、我を忘るゝを憂ふるものゝ如く、既に明治二年正月廿五日の政體建定の建議に之を切論せり、されば公は前述の如く始めより憲法は我が固有の國體の基礎を離るべからずと主張したるなり。後の山田參議、大木參議等の憲法制定の意見書中また深く之を論ず。是れ當然言ふに足らざるが如きも、當時の形勢人心激變の際に於て、此の大義を鞏固に主張したるは時宜に當れりと謂はざるを得ず。又當時は世論西洋に心酔して、彼我の別を忘れて一意之に倣はむとするの傾向あり。且つ之に加ふるに政府に反抗して、以て壯とするの風あり。民間に國約憲法の論起る。福澤一派の交詢社の國約憲法案なる者、世上に流布したりと覺ゆ。又志士大阪に會し過激の憲法案を作りしとも謂ふ。岩倉公

等の方針は初より欽定憲法の論にして國家の大典は一に大權の親裁專斷に由りて、之を定め之に依りて國會を開くべく國會を開きて初て憲法を議定せしむべきものに非ずとするなり。(以上穗積博士憲法制定之由來による)

因に云ふ。穗積博士の「憲法制定之由來」中に當時論争の主要点を説明して、第一國會開設の時期如何なり。第二憲法は我が固有の國體の基礎を離るべからずとする論なり。第三憲法は欽定憲法たるべきの論なり。第四將に定めむとするの憲法は大權内閣の制に則るべきか、英國風の議院政黨内閣の制を取るべきか、是れ重要な問題にして、云々と説き、更に大隈參議の論を説明して曰く、大隈參議の論は立憲の政は政黨の政なりとし、立憲政體の妙所は其實に在り。其形に存せず。立法行政司法の三權を分離し、人民に參政の權利を附與するは、是其の形なり。議院最盛(最多數の意)政黨の領袖たる人物を延用して、之を顯要の地位に置き、庶政を一元に歸せしむる者、其の實なりとし、輔弼の大臣は議院に對して其の責に任すべく、議院の信任決議に由りて進退すべきことを憲法の條規と爲さむとし、詳細に憲法の綱目を具して主張したり云々と説かれたり。誠に要を得たる叙述にして流石世に碩學を以て聞えたる穗積博士の著書と稱すべし。以上は岩倉公香渡晋等の所論と大隈參議の所論と、相距ること霄壤たることを知らむか爲めに同書を抄録したるなり。

次に又飜て晋が岩倉公に寄せたる書簡(前に掲ぐ)を見るに、
政府を國會家が自由にし、或は其黨類廟堂に立て、政權を取るとも決して治る道理無之、益國を亡すに至らむ。

と云ひ岩倉公が之に挿記して、

此所に着目、昨年来切迫申立候得共、今日に至れり。實にいつも後の祭りのみなり。實に困却の事に候。

とあるは抑も如何なる事情によれるならむ。皮相の見をなす者は或は公も香渡晋も共に頑冥なる立憲政治排斥論者なりとするものあらむも、是れ決して然らざる事にして、かの英國風國會論者即ち急進派の論に従ひ輔弼の大臣は議院に對して、其責に任すべく、議院の信任決議に由りて進退すべきが如きに至らば、我が國體は根本より壞れて遂に如何ともする能はざるに至らむことを憂悞したるなり。要するに日本の憲法は必ず欽定憲法ならざるべからず。從て大臣以下文武重官の任免は天皇の親裁によるべく、決して議院の左右する所に任せざるべきなりとは、公及び晋の切に主張せる所なれば、晋は稍激越に近き語をなして「國會家が政府を自由にせば……國を亡すに至らむ」と歎じたるなるべし。欽定憲法の綱領定まる 晋が北海道官有物拂下問題に附帶して、國會開設急施設論となり、我國體の如何をも願慮する邊なきが如く、喧々囂々として抵止する所なきを憂へ、度々書を京都靜養中の岩倉公に致し、早く其問題の解決を促すと共に、國憲制定の基を劃すべきことを説き、此事成りて後に懸冠の念を果すべきことをすゝめたることは、已に縷述せる所なるが、公も亦頗る危惧の念を抱き、着

々善後の策を講せられたるは、晋より公に呈したる左の書簡によりて明らかなり。

九月五日の御代筆御封中、井上への御封書晋書翰へ御加書御報論御本翰右之通正に落掌仕候。

一井上參議へ御示し置之御秘書受取、大綱領を寫置、拜見の上、慥なる者に託し、回呈可仕旨奉畏候。早速御封翰井上へ持參右秘書の事申入候處云々。(以下略す)

一九月六日御直書昨夜拜見仕候。其前五日の御代筆共併せて御深慮の御目的御内諭之御主意拜承難有仕合に奉存候。素より國事の事を申上べき身分に無之候得共、御進退上且皇國如何相成哉を案すれば、寢食安し難く、叨りに管見を上陳仕候處、一々御口口の所御内諭御聞せ被下、且御書中に曰く、伊藤來狀にては餘程動き來り内閣略同論に纏るべく哉云々拜讀此に至て咽喉始て物の通するを覺ゆる心地に相成難有、何卒此順序政府御運び兼ての御苦慮の御卓説相行はれ度事と渴望相待申上候。(下略)

九月十二日

晋

之によれば、公は先づ書を井上參議によせて其旨を通し、伊藤參議が頗る國體論に賛意を表するを以て、共に謀て國憲制定の大方針を立つるの礎地を劃せられたるなるべし。前書翰中「伊藤來狀にては餘程動き來り内閣略同論に纏るべくや云々」とは正に此消息を語れるなるべし。而して晋も「拜讀此

に至て咽喉始めて物の通するを覺ゆる心地に相成難有云々」と云へるは眞に憂國の至情玲瓏として光ありと謂ふべし。

かくて十月十一日に至り、車駕東京に還幸あらせ給ふや、即夜御前會議を開かせ給ひ、開拓使官有物拂下を取消することに決すると共に、明治廿三年を以て國會開設の期と確定せられ、大隈參議は其職を免せられたり。此時岩倉公は、明らかに憲法の綱領を定めむことを奏請し、各大臣參議と共に左の要綱を定められたり。

一 欽定憲法の體裁を被用事。

一 漸進の主義を失はざる事。

一 聖上親ら陸海軍を統率し、外國に對し宣戰講和し、外國と條約を結び、貨幣を鑄造し、勳位を授與し、恩赦の典を行はせらるゝ等の事。

一 聖上親ら大臣以下文武の重臣を採擇し及進退せらるゝ事。

一 立法の權を分たるゝ爲に元老院民選議院を設けらるゝ事。

(憲法制定之由來より摘録す以下數條は之を略す)

猶岩倉公は之に意見書三通を添へ、英國政黨政治の我に移すべからざる所以を斷じ、普魯西の如きは

大權名實共に國王にあることを説き、且つ前に成りたる元老院の憲法草案と交詢社の私擬憲法の條文とを評論辯駁したり。穗積博士は曰く今にして此の憲法綱領及之に伴ふの意見書を讀み之を現行の成典に比して考ふる時は憲法の大綱は全く此の時に於て確定したるものと視ることを得べし。是より以後憲法制定の歴史は流水の如く滑かに進むと。誠に要を得たるの言と謂ふべく、岩倉公の我が立憲史上に於ける功績の至大なるは固より言を俟たざれども晋が公を援けて之を遂行せしめたるのみならず、度々献替して其方略を定めしめたる功も亦大なりと謂ふべきなり。

因に云ふ穗積博士は全書に憲法制定の隠れたる功勳者として故井上千爵(毅)を挙げられたり。全千爵の該博達識加ふるに忠誠謹嚴なるよく諸元勳を援けて憲法制定の礎地を踏せられし功績固より欽仰すべき所なれども、晋の功勳も決して之に譲らざるなり。

晩年老を其郷に養ふ 明治十四年十月十二日の勅諭によりて、政府の憲法制定に關する方針決定し、尋て伊藤博文は旨を奉じて歐洲に至り、憲法取調に従事し、着々其歩武をすゝむ、蓋し岩倉公並に晋の志成れりと謂ふべし。

之より後岩倉公は病を得て或は熱海に或は京都に靜養最もつとめたれども、其効なく、年五十九歳を以て東京に薨す。實に明治十六年七月廿日なり。晋の哀痛察すべきなり。而して公晩年の事業は益晋の翼賛に俟つもの多かりきと云ふ。晋は公の遺囑を受け、公務の傍公の家事を監せしが、明治十八年

四月宮内省御用掛を辭し、決然故山に歸り老を其舊邸（喜多郡新谷村）に養ひ専ら後進を指導す。遠近其徳を景仰し、相親しむこと慈父の如く、教を乞ふ者甚だ多かりしが明治三十五年四月三十日病に罹り溘焉として逝く享年七十有三なりき。晋爲人學を好み讀書に耽り詩文に長ず。己を持すること恭謙、人に接する寛厚、決して其功に誇らず。故に壯時郷を出で、王事に盡し岩倉公の顧問に侍して公をして大勳を致さしめ、殊に憲法制定の礎地を劃したる等の諸事蹟は決して之を他に語らざりしのみならず、之に關係ある往復文書は之を筐底に秘し人に示すを許さず。其最も機密に屬したるものは多く之を火中に投じたりと云ふ。

嗚呼晋の一生之を始めにしては郷を出で、交を天下の志士に訂し、以て天下大勢の赴く所を察し、新谷藩をして、勤王の誠を致さしめ、之を中にしては、王政維新の後、大參事として、地方經營の任を全うし、之を終にしては、職を宮内省に奉じ、親しく三條、木戸、大久保、西郷、大隈、伊藤、井上、山縣、大木等の諸元勳と議論を上下し、相提擲して、陰に大政を翼賛しかくて又岩倉公の左右に侍し、公が事業の機密大抵參與せざるなかりき。こゝを以て或は公と共に暗殺の厄に罹らむとせしこと一再ならざりき。而して第十五國立銀行の創立、日本鐵道會社の創開等、晋が献策經營に成れるもの頗る多し。殊に國憲の制定に關しては、夙に一大卓識を抱有し、之を公にすゝめて、公をして我が

國憲制定の礎地を立てしめ、以て我が金匱無缺の國體を磐石の安きに致したり。又

明宮に奉仕して、親しく傳育の大任を辱うしたりしが、岩倉公薨去の後は、我が事遂に終れりとし、斷然骸骨を乞ひ、老を故山に養ひ、悠然文筆を樂しむの傍ら、郷閭の後進を指導誘掖したり。而して忠誠君を思ふの至情忡々として、一日も東宮御所遙拜の典を缺かず。或は鎮守の神に參詣して、尊體の萬安を祈願し、或は里民を集めて皇室の尊嚴と國體の重んずべきことを説きぬ。

加之功を其主者に譲り、多く語るを喜ばず。機密にかゝる文書多くは之を火中に附す。其韜晦する所以は即ちその謙徳ある所以にして、眞に欽仰の至なりと謂ふべし。

述懐に曰く

有感

我生如夢世 長在犬羊群 涓滴未酬國 何顏拜聖君

七十歳の賀諸子に示す

古へも稀なる年を重ねきて。成せる事なき心恥かし

因に云ふ。晋が岩倉公を翼賛して立てたる功勳は決して國憲制定の事のみならず。かの征韓論より始めて西南戦争の際に於けるが如き、語るべきもの固より多かるべきも、常に公の左右にありしを以て、公の往復文書其他記録の徴すべきものなし。國憲制

定の一條は公病を養うて京都にありしを以て、往世書簡の今に存するなり。晋は亦本願寺、中山侯爵、嵯峨侯爵等名門の家政改革の議にあづかり大に刷新の實を挙げたり。

第四章 明治二十七八年並三十七八年戦 役及シベリア出兵

明治廿七八年の役

明治廿七年八月一日清國に對し宣戰の詔勅を發せらる。此役に際し、松山第二十二聯隊は、第五師管第十旅團に屬し、第十旅團長（松山第二十二聯隊高知第四十四聯隊）陸軍少將立見尙文に統率せられたり。而して當聯隊並に十旅團の行動大略左の如し。

明治廿七年八月三日松山聯隊第二大隊は在京城混成旅團に合する爲め先づ出征の途に上る。……

同月五日元山上陸、十五日京城着。

同 八月十四日―十七日松山聯隊（第二大隊を缺ぐ）出征の途に上る。……同月廿一日仁川上陸廿三日京城附近龍山萬里倉に集合して、師團に合す。……廿五日第一軍に編入せらる。

平壤攻撃 かくて、第五師團長陸軍中將野津道貫は平壤攻撃の命を受け、第三師團の一部なる第十

八聯隊の元山に上陸したるを元山枝隊とし、（陸軍大佐佐藤正之を統率す）平壤の北方に出でしめ、朔寧枝隊（松山第十旅團之に屬し旅團長立見尙文之を統率す）をして平壤の東方に出でしめ、野津中將は大島混成旅團長（義昌）と共に、本道より進撃することとし、中ごろに至り、大島少將をして、本道の正面南方より進みて、敵を牽制せしめ、師團本隊は大同江を渡りて、平壤の西方より薄りぬ。かくて大島混成旅團は、明治廿七年九月十二日平壤の對岸に着せしが、敵は平壤より大同江に船橋を架し、船橋里と稱する地に、橋頭堡を築き、我軍を防ぎたり。大島少將は之と戰鬥をつげつゝある間に、元山朔寧枝隊共豫定の如く平壤東北方の城外近く薄進することを得、九月十五日の總攻撃に際しては、朔寧枝隊（第十旅團）は、平壤第一の要害と稱へられたる、牡丹臺を陥れ、元山枝隊も亦玄武門を破りて、突入したりしかば、守將左寶貴は砲丸に中つて戦死し、殘兵は城を脱して、西北方に遁れしに、師團本隊の兵、深夜之と衝突して大に之を撃破し、翌十六日曉天には平壤城頭旭旗の翻るを見るに至れり。

かくて第一軍第二軍の編制成り、陸軍大將山縣有朋第一軍司令長官に任せられ、（後野津道貫之に代る）第五師團は第一軍に屬したるを以て、其管下たる第十旅團は第一軍として進撃することゝなりぬ。

かくて九月廿四日を以て隊伍整々平壤を發し、十月廿二日に至り鴨綠江頭に達したり。

九連城占領 清兵江を前にして、我軍を遮る。我が軍直ちに之に迫りしかば、敵兵敗れて、九連城方面に走れり。立見少將の第十旅團は、虎山の左翼を迂回して、敵の背後に出で、烈しく其側面を衝き、他の諸隊（第三師團の兵を云ふ）齊しく進みて、遂に九連城を占領することを得たり。時正に九月廿六日なりき。又立見旅團は更に鳳凰城を取り（十月卅一日）猶北方に進み、滿洲將軍依克唐阿の軍と草河口雪裡店に於て、雪中に激戦したり。かゝる中に第一軍は柞木城海城を占領することを得しが、敵は海城に向つて、逆襲を試むること三度に及び、我軍缸瓦塞等に於て奮戦したり。已にして、第二軍（陸軍大將大山巖之が司令長官となり、盛京省大孤山に上陸せしものは是なり）が、蓋平を占領するに及んで第一軍は之と互に連絡を通ずることを得たり。

田庄台の戦 第五師團は、岫巖より先んで、鞍山店を略し、更に第一第三兩師團と共に、田庄臺を陥れたり。時正に明治廿八年三月九日の事にして、此戦役に於ける最後の大戰なりとす。日清戦役を通じて戦死者松山聯隊に三十一名負傷者百三十二名なり。

凱旋 かくて清國遂に和を乞ひ、馬關條約成立し、我軍漸次凱旋せり。我が廿二聯隊本部は、明治廿八年七月十三日を以て凱旋し、順次續行し、同月廿七日を以て完了したり。又此役に於て豊島の

海戦に於ける俘虜八十餘名は、温泉郡御幸村山越長建寺に收容せられ平和克復の後送還せられたり。

（附記）明治卅三年の北清事件に際し、當時歩兵第十一聯隊第一大隊長たりし、陸軍歩兵少佐服部正は明治三十三年七月十三日天津城總攻撃に際し、部下の兵士を指揮し南門に闖入し、機器局を攻陥せむとするに當り、溝渠に架せる鐵橋を渡らむとする一刹那、敵彈の爲めに頭腦と肺部とを貫かれて壯烈なる戦死を遂げたり。少佐は喜多郡新谷村の人にして、西南の役日清戦争共に武勳ありし人なり。其男眞彦（陸軍少將）現に東宮武官たり。

明治卅七八年の役

明治卅七八年戦役は、明治卅七年二月十日露國に對して、宣戰の勅語を下し給ひしに始まる。此時に際し、我が松山なる第十旅團は、旅團長山中陸軍少將（信儀）の統率により、乃木大將の配下に屬して、旅順攻撃に参加し、之を陥落せしめたる後は、更に鴨綠江軍に投じ、奉天の大會戦には、敵の左翼に向ひて、攻撃を續行し、總攻撃作戰上に至大の効果を呈したり。其概要左の如し。

四國師團出征す

明治卅七年四月十九日四國師團に動員の令降下あり。かくて五月廿二日に至り、歩兵第十旅團（松山歩兵第廿二聯隊高知第四十四聯隊）は高濱より乗船し、旗鼓堂々として出帆し、數日の後蘆大澳に上陸したりしに、此時已に南山陥落の後なりしかば、強行軍を以て、金州街

道を前進し、五月卅一日南沙河口水頭子に亘るの線に到着したり。

かくて、十一師團は劍山（フインサンと云ふ、標高三百六十八米突）を占領したり。此時第四十三聯隊の働きは、最も著しかりき。それより師團は、大白山老坐山邊に集合し、非常の苦戦を重ねて、遂に大白老坐大小孤山を占領したり。

第一回總攻撃に於ける東鷄冠山の戦 尋で八月十八日に至り、乃木大將の率ゐたる、第三軍は擧つて、旅順要塞總攻撃を開始するに決し、山中少將の率ゐたる第十旅團は、其右翼となりて、東鷄冠山同北砲臺を占領するを目的とし、第廿二聯隊は、東鷄冠山に向て突撃することとなりたり。此時磐龍山東砲臺に向て突撃すべき、第九師團は第十一師團と相隣接して進撃すべき筈なりしに、鐵條網切斷等意外の困難に遭遇して、隣接して進むこと能はざりき。よりて第十一師團は、非常の苦戦に陥り、殊に第廿二聯隊第二大隊の如きは、現員の五分の四を失ひ、安井北村二中尉以下四十四名の生存者のみ、僅に壘下三米突の地隙内に潜入し、負傷者は敵の目標となりて、各所に轉輾呻吟し、松岡大尉の如きは、壘下五米突の地に負傷して起つこと能はず。苦悶の餘り手足を動かせば、敵は之に向つて猛烈に射撃するより、部下の三勇士は決然躍り出で、負傷者を援け起し、之を地隙内に運び入れしも、大尉は程なく絶息し、玉中尉も敵彈に中り、自ら刃を抜いて自殺したり。

又曹長大内重木は重傷を負ひ、空しく敵手に委するに忍びず。安井中尉に向つて、願くは小官の首を刎ねられよと云へり。慘憺たる一場の光景眞に筆紙に盡くすべからず。（四國兵團征露記念帖）かくて攻撃の目的を達することを得ざりきと雖も、我が聯隊の壯烈なる行動は、鬼神をして泣かしむるの概ありと謂ふべし。

第二回總攻撃に於ける東鷄冠山北砲臺の戦 尋で第二回總攻撃（十月三十日より十一月二日に至る）に際しても第廿二聯隊は主として、東鷄冠山北砲臺に向ひしが、同砲臺上の戦は、最も激烈を極めたり。四國兵團征露記念帖に曰く、

此砲臺に向ひし青木縦隊（第廿二聯隊長青木助二郎）は、第五第六中隊及び、工兵の一小隊にして、悉く此れ決死選抜せし勇士の面々なれば、砲彈爆藥何者かと、武者振勇ましく、敵壘に突入したるなり。斯くて待ち受けたる、敵は我前面に聳えたる、望臺其他附近の各砲臺より、我兵目蒐けて、大小銃砲を雨下せしめ、殊に敵よりは爆裂彈を投擲するより、我兵も携へ來りし爆藥を、敵兵目蒐けて投げつけ、彼我の爆藥戦は銃砲聲裡に行はれ火光閃電は硝煙爆發の間に燦めき、凄烈なる光景は敵の砲火と共に、總べての視線を此内に集めしめぬ。而して我勇敢決死の將士は、實に此間にありて、一步も退かず。最も猛烈に戦ひしも、如何にせむ。敵は堅固なる堡壘と、諸砲臺の砲火と掩

護して、我に向へる事なれば、我死傷は此一刹那の間に續出して、死屍縦横に狼藉し、最も慘憺たる光景を演ずるに至りたり。苦戦の状察すべきなり。

第三回總攻撃に於ける第廿二聯隊の苦戦 かくて又十一月二十六日より、全軍第三回の總攻撃を開始したり。同書に松山聯隊の戦闘状態を記して曰く、

松山聯隊の第三第四の二個中隊は、東鷄冠山北砲臺に向つて、突撃を開始し、同砲臺左方の斜面より、胸墻を乗り越え、獅子奮迅の勢を以て、内壕に侵入せむと企てしが、内壕の入口狭くして、我が兵士は全身を露出するの悲境に立ちしも、初めより萬死を期したる忠烈勇敢の兵士等少しも躊躇せず。益勇を鼓して、奮進接戦せしが、此時福地少佐（守太郎）は、自ら先登に立ちて、勇敢に部下の將卒を指揮し、頻りに敵壘を突破せむと、奮戦し居りしに、遂に敵の爆發彈の爲めに、壯烈無残の最後を遂げて、戰場の花と散り果てたり。斯くと見たる第一第二の二個中隊は、味方の苦戦を救うて、大勢を挽回せむと、共に相携へて突撃し矢襖なせる、敵彈を冒して、猛進せしが、此時中隊長松川大尉は、先頭に立ちて、部下を督勵し、阿修羅の狂ふが如く、奮闘せし時、彈丸來りて、左頬より右頬に貫通したり。大尉は瀧の如き鮮血兩頬より迸り落つるを物ともせず、益々奮戦せしが、血は全身に漲りて戰衣を浴びせ、動作自由ならざるより、軍服を着替ふること二回に及びて、

尙も勇ましく奮闘せしが、此時從卒二名大尉の前面に立ち塞がりて、敵彈の楯となり、松川大尉の一身を覆うて、其の生命を全からしめたるは、見るも坐ろに、感歎の涙に咽はざるはなかりき。此勇敢忠誠なる二名の從卒は、一は耳邊に負傷し、一は腹部に貫通銃創を負ひて斃れしかば、此壯烈の振舞を目睹せる一隊の戰友は、士氣益々振ひ、某曹長の如きは敵が投げ出し、爆裂彈の今にも破裂せむとするを、双手に掴みて投げ返し、敵をして却て損傷を負はしめたる如き、其沈勇驚くべき計りにて、流石に頑強なる敵をして、一步だも近づく能はざらしめたり。（中略）斯くの如くして、惡戦苦闘數時間に亘りし後、遂に敵を壕内より撃退し、充分の効果を收めしが、我が損害も亦甚だ多大にして、第三中隊の如きは、生存者僅かに二名、第四中隊亦十三名を残すのみ。其戦況の凄絶なりしこと以て其一般を察知すべきなり。

實状宛も見るが如しと謂ふべし。而して此役に際し、第十一師團長土屋中將（光春）も、王家屯に於て頭部に貫通銃創を負ひたり。戦闘の激烈なりしこと知るべきなり。

明治卅七年十二月十八日の戦 こゝに於て第三軍司令部は、東鷄冠山北砲臺に向ひ、正攻法を探るべきに決し、着々工事を進め、敵の防禦視線を避けて、胸墻下に隧道を穿ち、大爆發の計劃をなし、松山聯隊並に高知聯隊主として、之が攻撃に任じ、明治卅七年十二月十八日午後二時十五分大

爆發を實行し、黒煙天に漲り、爆聲天地を振動せしめ、焰々たる猛火數十丈、咫尺辨する能はざりき。之を期として、我軍進撃を開始し、青木廿二聯隊長は、軍旗を擁して、胸牆上に現はれ、部下を督勵せり。尋で、十一師團長鮫島中將自ら諸兵を指揮して、進撃し、又苦闘を重ねしが、最後の突撃に於て、遂に東鷄冠山北砲臺を確實に占領したり。此時青木縱隊の森田中尉の一隊は、先づ其正面の敵を驅逐して、砲臺内に入りたり。翌十九日午前零時十分師團長鮫島中將幕僚を從へて、砲臺内に入り、天皇陛下の萬歳を三唱せしが、其聲山岳を振撼せしめたりと云ふ。

我軍は、之より破竹の勢を以て、二龍山松樹山の二砲臺を陥れ、明治卅八年一月一日望臺を占領し、全二日には東鷄冠山全線の占領を了し、一舉して旅順に突入せむとせしが、二日午前五時俄に休戦の命あり。尋で敵將ステツセルの降伏を見るに至れり。

鴨綠江軍に屬して勇戦す 已にして第廿二聯隊は、鴨綠江軍に参加すべきことを命せられ、第十旅團長山中少將指揮の下に、明治卅八年二月廿三日清河城（本溪湖の東約十二里）の戦に於て、左翼隊となりて、奮戦之を占領し、又馬群丹附近に勇戦し、撫順の敵を撃破して、多數の敵兵を此方面に牽制し、以て奉天大會戦に、我軍をして、未曾有の大勝利を得しめ、又敵の退路に迫りて、敵に多大の損害を與へたり。尋で營盤及び八家子附近に滞陣せしが、日露兩國の媾和成立し、平和克復

と共に、第廿二聯隊は、明治卅九年一月四日を以て、第十旅團は同月十日を以て、戦地を發し戦勝軍人たる無上の光榮を負ひつゝ、高濱に着し、こゝに名譽の凱旋を了へたり。

戦死者甚だ多し 此役戦死負傷者甚だ多かりき。殊に旅順の要塞は、難攻不落の稱ありて、戦闘困難を極めたれば、之に参加したる廿二聯隊の如きは、戦死最も多し。今其著しきものを録せば、

戦死 歩兵中尉菅正 同吉田貞市 歩兵少尉八田雄次 豫備歩兵少尉三好政太郎 歩兵大尉松丸淳一 同柳川賢 同松岡正彰 歩兵中尉三宅萬里白 同玉井太郎平 歩兵少尉石田土市 同後藤直宏 歩兵少佐上村長治 歩兵大尉瀨川萬太郎 同川上喜八 同村上政太郎 歩兵中尉中城虎雄 同林辰巳 同久野安吉 歩兵少尉島田止郎 同土岐鶴吉 豫備歩兵少尉伊藤成路 同曾根嘉一郎 豫備歩兵少尉武内秀正 歩兵大尉吉本久暢 豫備歩兵少尉矢野茂躬 同和田長穂 同近藤鷹一 歩兵少佐福地守太郎 同吉田寅藏 同厚東秀吉 歩兵大尉長岡長之助 歩兵少尉大井潔 歩兵大尉吉田寅藏 歩兵少佐樋口千万太 歩兵大尉石井極一 歩兵中尉杉村要太郎 豫備歩兵少尉竹葉秀實 同徳永貞五郎 同新谷朔 歩兵少佐大江保 歩兵大尉太田佐一

此外負傷後死亡せるもの、或は病死せるもの等猶頗る多し。而して下士以下の戦死を加へて一千二

百名の多きに達し、負傷者三千八百七十七名の多きに及べり。

(附記) 此戦役に際し、**俘虜收容場**を松山に設置せられ、松山衛戍病院松山公會堂松山勸善社及大林寺雲祥寺妙清寺法龍寺正宗寺等を之に當て、又城北練兵場にバラックを建設して、病傷者を收容し、陸軍騎兵大佐河野春庵之が委員長となりて、統轄したり。其收容總數は固より時期によりて、多少の差異ありしが、其最も多き時は四千人を超えたりき。

又日露戦役は振古未曾有の一大事件なれば、國民上下心を一にして**義勇奉公の務**を全うしたり。されば縣下各地の小學校青年團等の各團體、其他はそれ〴〵規約を定めて、奉公の誠意を致したり。今其主なるものを擧ぐれば、

- 一 忠君愛國の志氣を涵養し、時局に通せしめむとの目的を以て、講話會を開催したること。
- 一 適當なる位置に、揭示場を設けて、戦況を知らしめたること。
- 一 共同作業をなして、貯金をなし、又共同作業より得たる金を恤兵部に寄贈せしこと。
- 一 出征軍人の家族を慰安する法を立てたること。
- 一 徴兵検査に合格せし者に對し、入營前に學術を教授せしこと。
- 一 道路橋梁等の改修をなし、出征軍人並に送迎者に便利を與へたること。

- 一 記念林を設けて、國家經濟の途を啓き記念圖書館を設けて、智識の普及を計りたること。
 - 一 團體を作り出征軍人の留守宅を見舞ひ、收穫等の手傳をなさしめたること。
 - 一 伊豫に於ける風景寫眞數十枚を集め、豫備病院に送りたること。
 - 一 松山武揚會の事業を賛し、病衣千枚蒲團五千枚の裁縫をなしたること。
 - 一 出征軍人家族を慰安する目的を以て、音樂會等を開催せしこと。
- 要するに、日露戦役に我軍の大捷を得たるは、上 天皇陛下の御稜威によれるは、云ふまでもなき事ながら、下國民が心を一にして、出征兵士に對する、後援の事業を成就したる結果によらずんばあらざるなり。

シベリア出兵

大正三年歐洲の戦亂あり。吾が邦は日英同盟の誼を重んじ、同年八月廿三日獨逸に對して宣戰の詔勅降下あり。尋で青島攻圍戰となり。(同年十一月七日陷落)シベリア出兵となる。而して松山聯隊亦其中に加はり、浦蘆斯德、ベスチャンカ、チタ、ウエルフネージンスク、ベクレミシエーウオ、等の戦闘に参加す。戦闘間を通じて、戦死者二十三名負傷者三十二名なりき。

(参考) 松山歩兵第二十二聯隊は、明治十七年六月二十五日を以て設置せられ、廣島鎮臺に屬し、明治廿一年二月一日歩兵第十旅團司令部を松山に置かれたり。(松山高知聯隊を管す)明治卅一年軍備擴張と共に、善通寺第十一師團管下となりしが、明治四

十一年十月一日復廣島第五師團管下となれり。而して聯隊旗を拜受したるは、正に明治十九年八月十七日なり。

第五章 現今に於ける伊豫人士の發展

過去に於ける發展の跡

伊豫の國大三島に鎮座せる大山積神は、伊豫の豪族越智氏の氏神として、又植民興産の守護神として、或は海外發展の威靈神として、或は國威宣揚の援助神として、伊豫國民上下の信仰偏にこゝに集中せり。されば伊豫諸島に居住せる民族は、其神威を仰ぎ、瀬戸内海を根據地として、よく海上生活に甘んじたるのみならず、進んで、海外發展の途を啓きたり。而して平安朝の末に際し、中央政府の威信地に委すると共に、之等益其勢威を逞しうして、所謂藤原純友の亂を馴致したりと雖も、之を平定せしものも亦伊豫の海部たり。而して之等の後は益發達して、所謂海賊となりぬ。爾來伊豫の海賊は、自ら活動して、伊豫國史中の主要部を形成せるのみならず、附近諸國の豪族と伊豫國內に於ける英雄との仲介者となりて、互に種々の關係を結ばしめ、或は爲めに鬭争を開始し、或は互に交通提携せしめて、以て伊豫國史を經緯せり。

されば、かの延元興國の際に當りては、伊豫諸島の海賊、就中忽那島大島等其中堅となりて、征西將軍の宮並に脇屋刑部卿を迎へて、以て吉野朝廷の一大勢力となり、又室町の盛時に當りては、倭寇として海外に活躍したるのみならず、豊臣秀吉の外征には、其水師の主要部となりぬ。加之大島の村上氏は、其水軍兵法を傳へて、所謂三島流の法を立て、日本海の戦には之を應用せられて、意外の光榮を世に博したる如きは、誠に偉なりとすべきなり。現今我が伊豫人士にして、或は海外に發展し、或は内地の實業界に牛耳を取り、或は財界に重鎮と成れるもの多きは、亦よく其祖法を繼承せるものとなすべし。

又宗教界に於ては、昔聖德太子の伊豫行啓と僧行基の巡錫とは、伊豫の佛教界に至大の影響を與へぬ。之を始めにしては僧光定が佛教統一の歩を進め、之を中にしては一遍上人の平等利益を説ける凝然曠古の達識安西無二の信仰、之を終にしては僧大了の法徳の如き、是亦伊豫史上の花たらずんばあらざるなり。

翻て惟ふに、我が伊豫の國は、山川秀麗風光明媚、氣候亦温和なる結果として、古來文學上の秀才輩出したるのみならず、俳諧の如きは地方的平民娛樂として、盛に行はれ、遠くは五雲、樗堂近くは子規の如き三俳聖を出したり。又漢學者としては、尾藤二洲長野豊山近藤篤山の如き、國學者としては本間游清矢野玄道あり。歌人として石井義郷半井梧菴あり。近くは末廣鐵腸の政治小説の如き、大和

田建樹の國文新體詩の如き、亦文壇の一異彩たりき。加之蘭學者二宮敬作が、初めて富士山の高さを測量したるが如き、武田竹塘が蘭法を應用して五稜廓を築きたるが如きは、稀に見るの一大快事と謂ふべきなり。更に之を政治司法界に求むれば、鈴木重遠の硬骨、穂積八束の碩學、兒島惟謙の嚴然として、威武に屈せずして司直の大任を全うしたるが如き、共に齊しく國民の謳歌する所たり。而して近時文運の旺盛なると共に、文に法に醫に工に、諸博士輩出して、到底枚擧に遑あらざらむとす。

現今に於ける發展の數々

明治維新の後舊薩長土肥四藩の如きは、其勢力優秀にして、此中薩長の勢最も優れ、所謂長閑薩閩の勢益盛なるに至れり。而して我が伊豫の諸藩の如き、宇和島大洲等を除きたる外は、比較的不利の地位にありたれども、偉人は決して之に屈することなく、各奮勵して其運命を開展したり。即ち實業界に於ては、山下龜三郎（北宇和郡喜佐方村の人）勝田銀次郎（松山の人）矢野亮一（今治市の人）廣瀬鍼太郎（越智郡菊間町の人）池田龍一（喜多郡大洲の人）大倉彖馬（西條の人）村井保固（吉田町の人）賀田金三郎（松山の人）皆川廣量（松山の人）新田長次郎（温泉郡山西の人）田内榮三郎（松山の人）諸氏の如き又土居通夫（京阪電車長たりき）菊池恭三（日本紡績社長）今西林三郎（阪神電車社長たりき）其他松木幹一郎（周桑郡楠川村の人）船田一雄（上浮穴郡久万町の人）石原擴（松山の人）竹内維彦の諸氏を始め頗る多し。又經濟界に於ては、松尾臣善

男爵（宇和島の人）岩佐珪藏（新居郡の人）佃一豫（松山の人）西園寺龜次郎（宇和島の人）櫻田助作（宇和島の人）等の諸氏あり。其他商業家として、上甲信弘（吉田町の人）津田勝五郎（松山の人）高橋龍太郎（内子町の人）等の諸氏を出したり。

又政治法曹界並に議政壇上の人及び法學者としては勝田主計（松山の人）大藏大臣たりき）政尾藤吉（大洲町の人）藤野正年、古谷久綱、都築馨六（西條藩士都築綱忠の男）松浦慎次郎、告森良（宇和島の人）加藤恒忠（松山の人）深見寅之助（越智郡の人）力石雄一郎（大洲の人）河上哲太（周桑郡の人）押川方義（松山の人）村松恒一郎（宇和島の人）高山長幸（大洲の人）渡部修（宇和島の人）杉宜陳（周桑郡の人）五百木良三、成田榮信、武市庫太、高橋秀臣（西條の人）高野金重（松山の人）竹内作平（越智郡の人）門屋尙志、尾崎敬義（松山の人）今井嘉幸、日野國明（松山の人）清水隆徳（宇和島の人）穂積陳重、同八束、同重遠（宇和島の人）末廣重雄（宇和島の人）の諸氏以下枚擧に遑あらず。而して岩崎一高（松山の人）井上要（喜多郡の人）の二氏の中、一は松山市長として、一は伊豫鐵道電氣株式會社社長として、地方の爲めに盡瘁しつゝあり。

次に又軍人としては、秋山好古（松山の人）仙波太郎（温泉郡の人）久松定謨伯爵（舊松山藩主）小原傳（今治の人）井上仁郎（新谷村の人）澁谷在明、古海巖潮（西宇和郡の人）白河義則（松山の人）

秋山眞之(松山の人) 山路一善(松山の人) 兵頭雅譽(宇和島の人) 兒島八二郎(松山の人) 服部眞彦(新谷の人) 小崎正滿(松山の人) 西原爲五郎(宇摩郡の人) 櫻井眞清(松山の人) 櫻井忠温(松山の人) 水野廣徳(松山の人) 田所成恭(温泉郡の人) 清水喜重(松山の人) 等諸氏の外猶多かるべし。

又文學者並に文學者としては、内藤鳴雪(松山の人) 河東碧梧桐(松山の人) 高濱虚子(松山の人) 寒川巖骨(松山の人) 松根東洋城(宇和島の人) 木村鷹太郎(宇和島の人) 後藤朝太郎(松山の人) 片上伸(波止濱の人) 山本信哉(北宇和郡の人) 原秀四郎(波止濱の人) 加藤彰廉、和久正辰、山路一遊、越智眞逸、服部嘉香、安倍能成、山本信博(松山の人) 藤岡繼平(周桑郡の人) 田中雁木(松山の人) 菅菊太郎(大三島の人) 渡部善次郎(温泉郡の人) 三輪田眞佐子(温泉郡久米村の人) 故三輪田元綱夫人) 櫻井ちか子(大洲に貫す) 櫻井鷗村(松山の人) 三並良(松山の人) 西松唯一、賀茂正雄(松山の人) 末廣恭二(宇和島の人) 岡田和一郎(西條の人) 眞鍋嘉一郎(西條の人) 佐伯矩(伊豫郡の人) 柳瀬實次郎(今治の人) 谷口長雄(宇和島の人) 兒玉龍藏、門田正經、永江爲政(松山の人) 西園寺源透(東宇和郡の人)の諸氏あり。

美術界にありては故天野方壺(三津の人) 中川八郎(喜多郡天神村の人) 故河崎蘭香(八幡濱の人)

大智勝観(越智郡の人) 松本仙舉(東宇和郡の人) 白井雨山(東宇和郡の人) 下村爲山(松山の人) 水木伸一(温泉郡の人) 長谷川竹友(温泉郡の人) 八木彩霞(松山の人) 村上鳳湖(周桑郡の人) 矢野翠鳳(伊豫郡の人) 杉浦非水(松山の人) 柴崎恒信(松山の人) 菊池小琴(三津の人)の諸氏あり。

其外池内信嘉、河崎利吉兩氏(松山の人)の謠曲界に於ける、或は井上正夫(伊豫郡砥部の人) 森律子(松山の人)の劇界に於ける、皆令名あり(武智勇記氏の著日本の伊豫人によれる所多し)

以上は唯其管見の及べるものを列記したるに過ぎず。或は記すべきものを逸したるも多からむことを懼る。唯我等同郷の偉人が現今かくも活躍しつゝあることを述べて、後進子弟の龜鑑に供したるに過ぎず。其逸したるは偏に余が不敏の致す所、先輩に向て、固より輕重を敢へてしたるにはあらざるなり。又以上諸氏の中已に易簪せられたる偉人もなきにあらず。

之を要するに、一朝志を立て邁往奮進して、敢へて顧みざるが如き、或は機を見る事敏にして、策を卒爾の間に盡し、以て萬全の功を獲するか如きは、伊豫人士の動的長所と謂ふべく、之を遠くは、河野通有に、近くは、日露の役に於て、鑑ることを得べし。又其の心情温雅詞藻に富み文筆に巧なるは、伊豫人士の靜的長所と謂ふべし。遠くは本間游清に於て、近くは正岡子規に於て之を見ることを得べし。

し。吾人希くは、少年子弟よく之を砭針とし、龜鑑と仰ぎ、加ふるに堅忍持久以て、大器を成就せしめ、我が郷祖先の英靈に對ふるを得しめむことを、眞に切望に堪へざるなり。

何故に碎きし身ぞこ人間は

それと答へむ大和魂

(谷川士清)

伊豫史精義(終)

附 録

伊豫史研究重要史籍

○六國史。 日本書紀、(神代より持統天皇まで)續日本紀、(文武天皇の元年より桓武天皇の延暦十年まで)日本後紀、(桓武天皇の延暦十年より淳和天皇の天長十年二月まで)續日本後紀、(淳和天皇の天長十年より嘉祥三年三月に至る)文德實錄、(嘉祥三年三月より、天安二年八月に至る)三代實錄、(天安二年八月より仁和三年八月に至る清和陽成光孝三代の實錄なり)の中、伊豫に關係ある記事を見るべし。而して日本書紀には飯田武郷の日本書紀通釋あり。

○古事記。 神代より推古天皇に至るまでの記事に就て、伊豫に關係あるものを見るべし。而して註釋には本居宣長の古事記傳最も完備せり。

○國造本紀考證。 栗田寛博士の著にして、國造本紀を考證せるものなり。伊豫古代史研究に缺くべからざる良著とす。

○古風土記逸文考證。 栗田寛博士の著にして、其中伊豫風土記逸文並に其考證は、伊豫史の好史料なり。

○新撰姓氏録考證。 栗田寛博士の著にして、伊豫に於ける氏族の消長を見るに好史料なり。

○大日本史並志表。 徳川光圀の撰する所にして、神武天皇より、後小松天皇の南北合一までの事蹟を載せ、本紀の外に列傳、(皇妃皇子皇女諸臣將軍將軍家臣文學者歌人孝子義士烈女隱逸方伎逆臣反臣外國の十七列傳)あり。志表には、神祇志職官志氏族志兵志刑志禮樂志佛事志食貨志陰陽志及び公卿表あり。事實詳明にして考證精確の評あり。加ふるに史實を記述せる際、其原據たる史料を注記したれば、溯て研究するに便利なり。

○野史。 飯田忠彦の著にして、後小松天皇より仁孝天皇に至るまで二百四十年間の事蹟を記述せるものなり。大日本史につぎて缺ぐべからざるものとす。

○東鑑と後鑑。 東鑑五十一巻は鎌倉幕府時代の唯一史料にして、高倉天皇の治承四年より龜山天皇の文永三年に至るの記事あり。後鑑は成島司直の撰にして、元弘元年より天正元年に至るの記事あり。一々古文書を引用したれば、史學研究には誠に珍重すべき良書なり。

○重編應仁記。 文安より永祿に至る百餘年間の記録にして廿巻あり。昔より學者間に重要視せら

る。

○徳川實記。 五百十七巻あり。成島司直の手に成り、家康より家治に至る間の史實を載せたり。

○續徳川實記。 徳川家齊以後、慶喜に至る五代八十餘年間の記録なり。

其他徳川十五代史。(内藤耻叟著) 徳川太平記(小宮山綏介著)等皆良著なり。

○藩翰譜。 十三巻あり。新井白石の手に成り、慶長五年より延寶八年に至る、八十餘年間に於ける諸侯伯三百三十七家の沿革を記述す。同備考四巻は、系譜を載せたり。

○續藩翰譜。 廿三巻あり。近藤吉左衛門の撰にして、延寶八年より、天明六年に至る間の諸侯伯の沿革を載す。

○南山巡狩録。 十五巻あり。大草公弼の著にして、南朝五十七年間の史實を載せたり。記事比較的正確なりこの評あり。

○異稱日本傳。 十五巻あり。松下見林の著にして、支那朝鮮の史書中我が國の記事にかゝる分を抄出せるものなり。伊豫海賊史の研究史料としても珍重すべし。

○史徵墨寶考證。 帝國大學の編する所なり。

○伏敵編。 龜山天皇の文應元年より、後花園天皇の嘉吉三年に至る百八十五年間の日支韓の關係に就

て、記述せるもの、其附録たる靖方湖原は、上古より文應年間に至る日支韓交渉の史實を載せたり。殊に文永弘安の二役の事を知るに便なり。

○征韓偉略 五冊。水戸藩儒官川口長孺の著はす所なり。

○豊大閣征外新史 五冊。木下真弘の著なり。

○日本帝國海上權力史講義 一冊。小笠原長生の著なり。

○豫章記。寫本一卷、河野氏の祖伊豫王子を始め其歴代の事蹟を記述し、河野通義(通治の曾孫)の逝去に至て欄筆せり。應永年中に成りしものならむと云ふ。而して通義以後の記録は後人の附記したるものなり。

豫章記には、高野山上藏院本、得能本、群書類従本等あり。而して群書類従本には、温泉郡山越村龍穩寺の正本によりて寫したるものを、萬治二年七月十六日如松子の點檢せしものを採録せり。如松子はかの雍州府志の著を以て有名なる、黒川道祐なり。伊豫史研究には有益なる史料なり。

○豫陽河野家譜。寫本六卷、河野氏の祖伊豫王子より第五十六代河野通直までの事蹟を採録し挿むに當時の古文書を以てせり。蓋し逐次追記したるものなるべければ、其完成に至るまでには、多数の日子を費したるものならむ。而して其完結を告げしは、固より通直の卒後にあるべし。即ち末段

に、「告達于聚樂續而雖被愁訴於于今無鴻命」とあるは、其徵證とすべきなり。而して此書の第三卷に、「自貞治三年至正平廿四年所々治亂者以今岡陽向軒家傳之記録寫之訖」とあるは、豫章記の正平廿四年の終に、是迄今岡陽向軒の注し置く分を寫すとあると其揆を一にせる所ありて、豫章記と共に伊豫史研究の雙璧となすべし。又豫章記並豫陽河野家譜共得能氏等南朝に屬したる人々の記事を缺きたり。通盛(通治)系の人によりて成りしものかと察せらる。但し此書に得能通俊の事を記して、子孫委見得能之傳矣とあれば、故らに省きて乗せざりしか。其所謂得能之傳なるもの、世に傳はらざるは遺憾なりと謂ふべし。(土居得能氏名稱考による)

○築山本河野家譜。土居得能氏名稱考によれば、此書は安藝築山氏家傳の書を天正十三年(一作十五年)河野通直國を失ひ、安藝の竹原に蟄居して死し、子なし。同國甲立の城主宍戸元秀の子を嗣とし通軌と名づく。其子通昭豊臣秀吉を狙撃せむと謀り、果さずして死す。其子通許禍を恐れ、母氏に従つて、築山氏と稱す。即ち今の築山氏の祖なり。故に其家實は河野の本系を承け、古文書を傳ふこと見ゆとある如く、此書の系統としては、誠に希有の史料なれども、時に文段の錯亂、年號の相違等無きにあらず。豫章記豫陽河野家譜と、彼此對照して以て研究資料に供すべし。

○豫陽郡郷俚言集。寫本一冊、余が所藏せるものは、松山藩士加藤氏の家に傳へらるものと察せ

らる。其奥書に、

右俚諺集は往昔與平某^{松山郷々村々の吏に命じて、其名所古跡の遺詞を哀て、寶永七庚寅年終に一}書となりぬと、或人語りき。後世仙波某豫陽讓の數本より抜書して、是を増補す。予其稿本を請得て寫之者也。于時寶曆十二年五月晦日。

とあるによりて、此書の成立を知ることを得べし。而して本書を温泉郡以下十三郡に分ち、舊郷名石高古城塞古社寺舊跡等に關する傳説口碑を記述せり。郷土史研究上の珍籍とすべし。

○宇和郡記。寫本一冊、本書は慶長年間に記録したるものにして村名石高等を掲げたり。

○宇和舊記。寫本數冊、此書は宇和島藩士井關又右衛門の著にして、西園寺家の由來並其幕下諸將の記事を始め、社寺の縁起等多く見聞の儘を記録し、又古文書等を多く載せたり。宇和地方の地理歴史研究に缺ぐべからざるものなり。

○御年譜徵考。寫本二冊、本書は伊達家の編纂にして、宇和島藩の事蹟を編年體に記述したるものなり。

○大洲舊記。寫本十二冊、本書は安永の頃大洲藩が吏員に命じて、領内の地誌に就て調査編成せしめしものならむと云ふ。但し其完結を見るに至らずして、中止せしが如し。載する所領内百七十一

ヶ村の沿革名所舊跡傳説或は偉人の墳墓等あり。

○西條誌。寫本二十卷、本書は日野和煦が天保十三年西條藩主の命を奉じて、撰述したるものなり。西條藩領内七十ヶ村の沿革石高舊家の由緒古城砦名所舊跡社寺の縁起等を始め偉人名士孝子等の傳説等繪畫を加へて詳述したり。其繪畫は眞に珍重すべし。

○小松枝折。寫本一冊、小松藩士棚橋某の隨筆なり。古監物公分限記を始め、修史上參考となるもの多し。

○小松邑誌。寫本十五冊、此書は小松藩の編述する所にして、税制行政の事を始め伊豫の沿革、城址舊跡等に就て記述せり。

○大洲秘録。寫本五冊、此書は卷尾に元文五年庚申歳仲秋人見甚左衛門榮智とあり。余が偶然某所に於て發見したるものにして、加藤家の系譜を始め、家臣の略系、食祿住所家紋檀那寺等一々之を詳記し、各村の石高寺社古跡等に就て記述せり。大洲藩史研究には缺ぐべからざるものなり。

○大洲温古集。寫本四冊、此書は大洲藩士野々村長左衛門玄秀の口述にかゝり其見聞録なり。寶曆四年の序文あり。

○今治夜話。寫本四冊、此書は今治藩士戸塚政興が、文化年中に編述せしものにして、久松氏就

封以來の見聞録なり。

○今治舊記一冊、今治拾遺五十冊、今治藩老臣服部泉の著にして、拾遺は今治藩の創開より明治四年までの記事ありと云ふ。

○清良記。寫本三十四冊、此書は宇和郡三間郷の人士居水也の著にして、三間郷宮下村大森城主式部大夫土居清良の一代に關することを記述したるものなり。其中第七の卷上下は、親民月鑑集と唱へ、清良の家臣松浦宗案の農事に關する意見を縷述す。こは方に永祿七年の事にして、此書を以て世界最古の農書なりと説くものあり。

○八社略談。寫本一冊、此書は享保年間源忠記といへる者の編せる所、其採録せる所は、湯月桑原日尾雄郡日招山崎還熊勝山の八社の縁起に過ぎざれども、其附説せる所、往々史上の参考となることあり。

○陰德太平記。刊本 八十一卷、本書は香川正矩の編する所、主として關西に於ける武家の興廢を記述せるものにして、文明年間より、慶長年間に至る百十餘年間の事蹟を知るに最も便なり。固より編纂物なれば、唯参考として有益なるものなれども、河野毛利兩氏の關係、長宗我部氏の興亡等を知るに都合よき参考書なり。

○南海通紀。刊本二十一卷、本書は香西成資の撰にして、享保己亥仲春上弦の序あり。源平時代より、戰國時代の末に至るまでの記事あり。挿むに奇警なる評語を以てす。其參考史料に供すべきこと、猶陰德太平記の如し。史籍集覽に收めらる。

○正慶亂離志。刊本一冊、此書はもと、京の東福寺に傳へられしを、元祿二年前田侯の有となりしものなり。今其の由來を按するに、之は東福寺領肥前國彼杵庄の事に就て、鎌倉の教書下知狀等の目錄を僧良覺の書きし嘉曆四年七月の文書（紙のつぎ目毎に其人の華押あり）の裏に記せるものにて、楠木正成の戰のことどもを、正慶二年閏二月にかけると、又肥前國博多に住める者の日記と覺し、同三月十二日菊池寂阿の討れしより、四月七日まで鎮西邊の事どもを載せたる書にて、其筆跡嘉曆四年の文に等しきは、良覺の手書なる事顯然なれば、史の闕文を補はむには、實に此上なき珍書なり云々と、土居得能名稱考に見ゆ。土居氏得能氏の義舉並に、星の岡の戰の實相を知るには、此書を指いて他に徴すべきものなし。續史籍集覽に收めらる。

○聿修録。刊本二冊、藤堂高兎が文政元年に撰述したるものにして、藤堂家の家譜なり。

○長元物語。刊本一卷、此書は續史籍集覽に收められたるものにして、長宗我部元親の事蹟を知るに便利なるものなり。

○土佐勤王史。刊本一冊、此書は瑞山會の編述なり。維新當時の土佐藩の行動を知ると共に、其他藩との交渉事項を知るに便なり。其他土佐物語廿卷あり。之は寶永二年より享保五年までの間に成りしものにして、固より後世の編輯物なれど、参考に資すべし。其外四國軍紀（本名土佐軍記元祿庚辰小畑邦器の序あり）等あり。

○大内氏實錄。刊本五冊、近藤清石の著にして河野氏對大内氏の關係を知るに便なり。

○松山叢談。刊本卅一冊、久松伯爵家の編纂にして、松山藩主歴代の事蹟を記したるものなり。

○松山藩傳記抄。寫本一冊、松山藩に關する諸種の説話を記述せり。

○海南遺稿。刊本四冊、此書は藤野海南の遺稿にして、其卷末の手録は、維新當時の事蹟を知るに便なり。

○伊豫古跡志。寫本三冊、松山藩士野田石陽の著はす所なり。

○伊豫二名集。寫本一冊、本書は新居郡岡田通載の著にして、宇摩より宇和に至る十四郡の城塞古社寺名所舊跡等を録したるものなり。

○水里玄義。寫本一冊、本書は河野教通の臣土居近江守通安が主命により、明應七年二月五日撰述せしものなり。内容は河野氏の祖先系譜に就ての數説を記し、之が評論を試みたるものなり。

○伊豫國三島神社大祝家記。寫本一冊、本書は三島神社の沿革より始めて、宮司家の次第を叙したるものなり。

○海上道程記。一冊 一品流水軍集。十二冊 此二書は越智郡村上彌太郎氏の所藏にして、伊豫水師の發達を研究する好資料なり。

○海賊古法。寫本一冊 海賊古法解 寫本二冊 本書は野島流海賊船のこゝを記し、其戦法等を説きたるものなり。

○伊豫各藩紀。寫本九冊、本書は愛媛縣廳の編述にして、明治二年六月各藩版籍奉還より置縣までの記録なり。

○神山縣紀石鏡縣紀。寫本各一冊、本書は愛媛縣廳の編述にして、廢藩より明治六年愛媛縣設置までの記録なり。

○愛媛面影。刊本五冊、半井忠見の著にして、伊豫の地誌を研究するには、最も便利なるものなり。考證も正確なる所多し。

○越智郡郷土誌材。刊本一冊、原文學博士の著にして、國府の位置を考證せる等卓越の見多し。

○伊豫温故録。刊本一冊、宮脇通赫の著にして伊豫全國の地誌を比較的詳細に述べたるものなり。

名所舊蹟等を調査するには便利なるものなれども、其採録せる史料の玉石混淆せるは大に惜むべし。

○松山市誌。温泉郡誌。新居郡誌。等皆其郡市廳に於て編纂せるもの共に參考に資すべし。

○愛媛縣誌稿。刊本二冊、愛媛縣廳に於て陶山斌次郎（編纂委員長）羽田又永景浦直孝（委員）に命じて起稿せしめたるものなり、史料の撰擇史實の考究等の時日治ねからざりし爲め、更に改訂を要すべき點も尠からざるべし。稿本として出版せり。

○伊豫各藩記。寫本九冊。愛媛縣廳の編する所にして、明治二年六月各藩封土奉還の日より、廢藩置縣の時までにかゝる八藩並に幕領のことを記述せるものなり。

○吉田宇和島兩藩誌。刊本一冊、愛媛教育協會北宇和部會の編纂にして、兵頭賢一外數氏の執筆に成れり。兩藩の史蹟を調査するには、缺ぐべからざるものなり。史料の豊富なる點に於て稀に見る良著なりとす。

○愛媛略史。刊本一冊 半井忠見の著にして、編年體に伊豫の史實を略述せるものなり。

○郡鑑。寫本十二冊、本書は、寛文九年吉田藩岡村直正の筆になれるものにして、吉田藩の地誌として尊重すべきものなり。

○大成郡録。寫本十一冊、本書は、宇和島藩臣神尾運慧の撰にして、同藩の税制行政勸業の事項を

始め、舊領主の事蹟古城址等のことを録せり。

○不鳴條。寫本五冊、本書は、宇和島藩郡奉行所の記録にして、藩内の行政税制等を採録したるものなり。

○四國七城巡見録。寫本一冊、本書は寛永四年八月八日より十月初旬まで幕府の隱密が、大洲松山今治高松徳島高知宇和島の七城を巡見せし時の報告書なり。

○西海巡見志。寫本一冊、本書は寛文七年幕吏巡見の際の報告書なり。中に伊豫沿海島嶼の記事あり。

○豫州別子立川兩銅山仕格覺書。寫本一冊、本書は、寛永年間より嘉永六年まで兩銅山の沿革を録したるものなり。

○天正十五年忽那島大浦分檢地帳。一冊、本書は、温泉郡東中島村役場の所藏にして、豊臣氏檢地當時のものなり。

○内藤鳴雪翁自叙傳。維新史料として尊重すべし。内藤翁の自述にかゝる。

○藝藩通誌。安藝頼杏坪の撰する所にして、伊豫と山陽地方との關係を知るに缺ぐべからざるものなり。

- 香川縣史。四冊、香川縣廳の撰述なり。高知縣史。一冊、高知縣廳の撰述なり。
- 鶴鳴餘韻。刊本三冊、伊達侯爵家の編纂にして、秀宗村侯宗城三公の事蹟を詳記せり。
- 南豫遺香 正續。刊本二冊、兵頭賢一氏の筆に成り、南豫地方の先哲の傳を蒐めたものなり。
- 愛媛縣教育史稿。永谷習吉氏の編せるものにして舊藩時代の部のみ成稿せり。
- 愛媛教育功勞者傳。刊本一冊、愛媛縣教育協會誌の特別號にして、村井俊明景浦直孝の執筆なり。伊豫の先哲數十人の傳を載せたり。
- 孔夫子傳附伊豫先哲傳。松山高等學校に於ける孔夫子二千四百年祭典會の發行にして、伊豫先篤傳を附記せり。重松俊章西園寺源透景浦直孝の執筆なり。
- 伊豫善行錄。刊本一冊、愛媛教育協會の編述なり。諸種の徳目を掲げ之が實例として伊豫の篤行者の事蹟を記述したり。
- 河野氏系圖。河野氏系圖には、善應寺本石手寺本高野山上藏院本手向山神社本紀氏系圖裏書古文書類纂所載のもの長福寺本群書類從本豫章記所載のもの及び温故録に載せられたるもの等枚舉に遑なし。皆一短一長あり。併せ見て参考に資すべし。
- 越智古系豫州新居系圖。最も参考に供すべし。

- 河野分限錄。寫本一冊、本書は、一名を河野人數の卷と云ふ。天正年間に於ける河野氏臣下の氏名居城等を記したるものなり。
- 寛政重修諸家譜。徳川幕府の編する所、諸侯伯の沿革を知るに缺ぐべからざる史料なり。
- 尊卑分脈。洞院公定の編する所にして系圖としては大成せるものなり。
- 栗里先生雜著。刊本三冊、文學博士栗田寛氏の著にして、修史上參考となるべき研究多き中にも、御邑御領沿革考國造族類考物部氏に關する研究越智氏族考證戶籍考國縣里村の制莊園考郷名同唱考上古の兵制軍國の制等頗る有益なるもの多し。
- 復軒雜纂。刊本一冊、文學博士大槻文彦氏の著にして、蘭學者の傳記就中高野長英の傳等參考すべきもの多し。
- 徳川政教考、並維新史八講。刊本一冊、文學博士吉田東伍氏の著にして、參考に資すべき點多し。
- 鹿鳴園叢書。第一卷、萩原西疇の編する所にして、此中に採録せられたる、藤樹年譜は最も參考とするに足る。
- 五山文學小史。刊本一冊、下村觀光の著にして、五山文學の沿革を知るに便なり。

○日本宋學史。 刊本一冊、西村天囚の著にして宋學の沿革並に儒者の傳を見るに便なり。

○日本歌學史。 刊本一冊、文學博士佐々木信綱の著なり

○和歌史の研究。 刊本一冊、全上

○近世和歌史。 刊本一冊、全上

○日本醫學史。 刊本一冊、文學博士醫學博士富士川游の著なり。

○日本醫人傳。 刊本一冊、紫竹屏山の著なり。

以上の外伊豫史研究上参考として通讀の必要あるものは、

有史以前の日本

鳥居 龍巖著

考古學

高橋 健自著

古墳と上代文化

高橋 健自著

神代の研究

福田芳之助著

神代史の新らしい研究

津田左右吉著

神祇史

宮地 直一著

神祇史綱要

宮地 直一著

官職制度沿革史

小中村清矩著

官職要解

和田 英松著

日本古代法典

萩野 由之著

日本古代法釋義

有賀 長雄著

令義解

小中村清矩著

令集解

令義解講義

小中村清矩著

日本法制史

地邊 義象著

日本法制史の研究

三浦 周行著

制度通

伊藤 東涯著

徳川縣治要覽

安藤 博著

地方凡例錄

大石 久敬著

地方大概集

加藤 高文著

日本制度通

小中村萩野合著

徳川禁令考

司法 省編

日本美術略史稿

農商務省編

日本繪畫史

横井 時冬著

近世繪畫史

藤岡作太郎著

日本美術史講話

黒田 鵬心著

日本佛教史綱

村上 專精著

和漢佛教年契

全 上

佛教大年表

望月 信亨著

日本佛教史の研究

辻 善之助著

日本西教史

太政 官譯

日本宗教史

土屋 詮教著

日本教育史資料

文部 省編

日本教育史

佐藤 誠實著

近世教育史

横山 達三著

日本文學史

三上高津兩氏著

明治文學史

岩城準太郎著

外交志稿

外務 省編

日本工業史

横井 時冬著

日本商業史

同 上

同上維新後の分

同 上

工藝史料

黒川 眞賴著

大日本農史	農商務省編	先哲叢談	原 善著
同 後篇	東條 信耕著	近世叢語	角田 簡著
近世名家碑文集	横瀬 貞編	國學者傳記集成	大川 茂雄編
日韓古史斷	吉田 東伍著	史學叢說	南 茂樹編
懷舊記事	山縣 有朋著	七年史	星野 恒著
戊辰戰史	川崎 紫山著	明治歴史	北原 雅長著
防長史要	山口縣廳編	佐賀電信錄	坪谷善四郎著
丁丑亂概	鹿兒島縣編	西南戰史	神奈垣魯文著
現代史綱	増澤 長吉著	伊達騷動實錄	川崎 紫山著
野中兼山	杉 重忠著	歌謠類聚	大槻 文彦著
俚謠集	文 部 省編	日本金石年表	石朋齋主人編
大日本金石史	木崎 好尙著	日本風俗史	藤岡平手合著
近世風俗志	喜田川守貞著	國史便覽	重田定一等編
日本歴史地理要覽	堀田璋左右著	名人忌辰錄	關根 只誠著

人物年表	早川 蒼淵著	武江年表	齋藤 幸成著
日本博物年表	白井光太郎著	史籍年表	伴 信友著
史籍年表	小泉安次郎編	江戸舊事考	江戸 會編

以上を通讀參考して之を地方的史籍と相對照すべきなり。而して更に國史大系正續、史籍集覽正續、群書類從正續、史料大觀、故實叢書、國書刊行會本、史料通覽、大日本時代史、史料綜覽、大日本史料、同古文書、大日本人名辭書、佛家人名辭書、國書解題の類の參考に資すべきは固より言を俟たざる所なり。

○古文書の類には、
 忽那文書並に入川文書。 忽那島忽那氏に傳ふるものにして、南北朝時代の史料としては、其正確にして豊富なること、稀に見る所なり。又入川文書は海賊史研究に唯一の史料たり。
 善應寺文書。 温泉郡河野村善應寺に傳ふるもの、河野通盛並に河野氏の事蹟を研究するに缺ぐべからざるものなり。

興隆寺文書。 新居郡徳田村古田興隆寺に傳ふるものにして南北朝時代研究に必須なるものなり。
 國分寺文書。 越智郡國分寺に傳ふるものにして、其中免田記坪付等は特に珍とすべし。

大山積神社古文書。大三島の大山積神社に傳ふるものにして、其數甚だ多し。かの大森源左衛門

尉直治の文書の如きは、大森氏の沿革の外庄園の發達等を研究するに缺ぐべからざるものなり。

石手寺文書。温泉郡石手寺所藏のものにして、河野氏に關するもの多し。

八幡神社古文書。北宇和郡高近村大字高田八幡社所藏のものにして、徳治年間のものあり。

高野山文書。高野山上藏院は伊豫國の宿坊なりしかば、伊豫に關する文書多かりしが、同寺は明

治廿一年祝融の災に罹り、爲めに之を金剛三昧院に傳へたり。河野氏に關する文書類る多し。

長福寺文書。周桑郡多賀村大字北條長福寺所藏の文書なり。

武井文書。松山藩繪師武井周發の家に傳へられたるものにして、加藤嘉明に關するもの多し。

安國寺文書。温泉郡三内村則之内安國寺所藏のものなり。

秋山文書。宇摩郡三島町秋山丈太郎所藏のもの、天正年間のもの多し。

二神文書。温泉郡神和村二神島二神團四郎所藏のものにして、文明天正頃のもの多し。

池内文書。温泉郡河野村池内家所藏のものにして、中に河野通信の文書あり。

其他觀念寺文書、長隆寺文書等猶多けれども、此には唯其一斑を記するのみ。(伊豫史籍の解題は西園寺富水兄の研究に負ふ所多し)

追加補正

大寶令の撰定と伊豫の章

越智郡給理郷

は、畏友菅菊太郎氏の研究によれば、昔花給理と呼ぶものが、いつしか花の一字を省きて、給理となりたるにて、現今の大三島と伯方島との海峡を鼻栗と稱し、或は古く花緑花栗鼻扶等の字をあてたり。要するに橘郷を割きて、日吉郷花給理郷を置きたる時に、其花給理郷なる名稱は、今のハナグリ瀬戸のハナグリの名を取りたるものにして、本郷の包含する地域も、ハナグリ海峡を中心とする四圍の島嶼なるべしとの説あり。詳に伊豫史談第十六號に見ゆ。

又伊豫郡餘戸郷 は今の上灘下灘邊ならむとの説もあれど、今の余土を云へるならむとの説もあり。

(本書七一ページ参照)

平安朝に於ける新佛教と伊豫の章

空海が伊豫に巡錫せしは、伊豫に於ける諸寺院の縁起傳説に

見ゆる所なるが、三教指歸卷下假名乞兒論に「或登金巖而遇雪坎壞或跨石峯以絶粮輶軻」とあるを解して金巖は金山出石寺のことを云ひ、石峯は石槌を稱するなり。されば之を以て空海伊豫巡錫の證左となすべしと説く者あり。(富水學兄の談による)思ふに此は假名乞兒の行蹟に就て云へるものにし

て、金巖並に石峯が説者の如く、伊豫のそれを指せるや否や俄に斷じ難けれども、空海と伊豫との關係を知るに一考すべき資料なり。(本書一三一ページ参照)

承平天慶の亂と伊豫の海賊の章

承平天慶の亂は、要するに伊豫海賊の一部即ち佐伯部(豊後

國等をも含む)の黨類と藤原純友との提携に成りしことは、本章に於て説きたる所なるが、佐伯部即ちもと蝦夷民族の集團は、頗る強暴なりしことは、前九年の役に安倍氏が俘囚長たりし關係より非常に強かりしことによりても證明し得べし。而して是等の佐伯部は王朝時代官兵の庭弱なる者多き時に際しては、朝命を奉じて、兇黨討平の任に膺りたる事も多かりき。

今茲に記述せむとするは、

前九年の役に際し安倍氏の一族並に部下の人々は之を伊豫に放置かれたる一事なり。朝野群載卷

十一康平七年三月廿九日の太政官符に、

太政官符 伊豫國司

應安置便所飯降俘囚安倍宗任同正任同貞(眞)任同家任沙彌良増等五人 從類參拾貳人事 宗任從類大男七人 正任從類廿人(大男八人小男六人女六人)貞(眞)任從類大男一人 家任從類二人(大男一人小男一人)良増從類一人 部領使正六位上行鎮守府將軍監藤原朝臣則經從類三人云々。

とありて、同官符の末文に、

(前略) 件宗任等忽悔舊惡已爲降虜推其情趣何不矜憐宜仰彼同黨類相共移住便所永爲皇民支給衣糧者國宜承知依宣行之路次之國宜給食馬符到奉行

左中辨藤原朝臣泰憲

右大史小槻宿禰孝信

康平七年三月廿九日

と見ゆ。されば、伊豫に安倍氏の殘黨の配置せられしは事實なり。(本書五九ページ一六四ページ参照)

北條時頼の廻國に就て

北條時頼が退職の後諸國を行脚せりとは、いとも有名なる傳説なれど

も、増鏡太平記の類に之を事實として記載せる外、正確なる史料古文書の類には之を記述せず。殊に東鑑にも、其記事を認めず。(東鑑は從來鎌倉幕府の日記なりとして、世に知られたれども、近時研究の結果鎌倉幕府が文書日記其他の正確なる記録によりて、編纂せしめたるものなりと云ふ)されば、菅茶山瀧澤馬琴は已に之を疑へり。加之北條九代記の類にも、行脚の記事なければ、猶一層の研究を要すべきことなり。我が縣下に於ても時頼行脚の傳説なきにしもあらず。かの温泉郡(元下浮穴郡)三内村則之内字長野に長四尺幅二尺位の石あり。時頼腰掛の石と云ひ傳へ、傍に祠堂あり。(寶

永年間の建設なりと云ふ）共に國民傳説としては貴重なる資料なり。

忽那島の板碑に就て

忽那島は現今中島と稱す。温泉郡に屬し、三津濱より西北五里二十一丁周圍七里卅二丁あり。而して中島と云ふ名稱は、興國三年の記に創めて見ゆる所とす。（忽那島開發記）忽那義範が征西將軍懷良親王を奉じて、忠節を勵みたるは、史上に顯著なる所にして、本文に記述せし所の如し。而して征西府西徒後も忽那氏並に其一族は多くは南朝に與して精忠を致したり。今其證左とも見るべきは、同島東中島村役場に程近き「たを山」に一の板碑あり。丘の麓松樹の下に少しく傾き、半土中に埋りて建ちたり。正面に佛像を刻し、其上に題して、

文中元年閏八月日敬白

とあり。文中元年は、南北合一の年（元中九年閏十月五日）を距る廿年前にして、南朝の衰運に傾きたる時なりとす。此衰微の秋に際して、猶南朝の正朔を奉じたるは、我が邦に其類甚だ鮮とす。誠に貴重すべき一の史蹟なり。（本書二八〇ページ参照）

因に云ふ、忽那氏は南北合一後史上に顯著なる事蹟尠かりしが、天正十三年豊臣秀吉の長宗我部氏征討に際し忽那通恭小早川氏の軍と高峠城に戦ひ戦死してより、家運また昔日の如くならざるに至れり。而して徳川氏の世に至り、字大浦小濱粟井宇和間は大洲領に屬し長師宮野神の浦畑里饒吉

木熊田は松山領に屬し粟井は幕領に指定せられたり。（安永八年）

大島に就て

村上氏の原據地は、新居郡大島なりし事は、豫章記に見ゆる所にして、而して其後越智郡大島に移りたるなり。其年次は詳に知り難し。舊記に貞觀元年大島八幡（越智郡）を勸請すと見ゆれば、越智郡大島の發展も相當の年所を経たる事を知るべし。而して同島なる原八幡社の棟札には、

元中九年閏十月十五日

願主村上山城守義顯建立

とありと傳ふ。余は未だ之を實見せずと雖も、之を信とする時は、南北合一即ち元中九年閏十月五日後に於て、猶南朝の正朔、（閏十月十五日）を奉することとなり、従つて此島が終始南朝の與黨たりしことを語ることを知るべし。即ちかの忽那島の板碑と共に史上の珍とすべし。（本書三〇〇ページ参照）

新田義宗義治の伊豫入國に就ての章

義宗義治は一旦伊豫に入國して、後更に東國に赴き精忠を抽でたるにあらずやとは、本文に記述せし所なるが、其中應永二十年（喜連川系圖に見えたる正平廿三年義宗戦死より四十八年の後）伊達持宗信夫郡大佛城（今の福島市の邊）によりて皇軍に與し新田義宗迎へられて其軍師となりし事は、渡邊博士の室町時代史に記載せられたる所なるが、之は篤學

なる羽田尊穆氏の談によれば其原據とする史料甚だ薄弱なるにより、訂正版の同時代史には、削除せられたる由なり。よりに余は更に畏友某氏を煩はして、義宗義治の末路に關して、同博士は如何なる説を抱持せらるゝかの示教を仰ぎたるに、全く喜連川系圖の説に據るの外なきことを示されたり。而して喜連川系圖には

應安元年（南朝正平廿三年）七月新田義宗義治越後上野境に旗を揚ぐ憲顯是を聞て嫡男憲將二男能憲三男憲春追手の大將として千葉宇都宮結城小山を差向けらる新田敗北義治は出羽へ落去り義宗は討死

とあり。而して田中義成博士の南北朝時代史並に新田郷土史論にも畧同様の記事見えたり。されど豫陽河野家譜には、

新田義宗同義治兩將官軍衰弊之後下向于豫州給河野家令惑其零落給敵軍不襲遠絶人倫尋閑疎平安之地令安住温泉郡温泉山深谷細河氏聞之雖覓其在所當家之輩深慎不明之於是細川含憤於當家竟爲内亂之基本畢

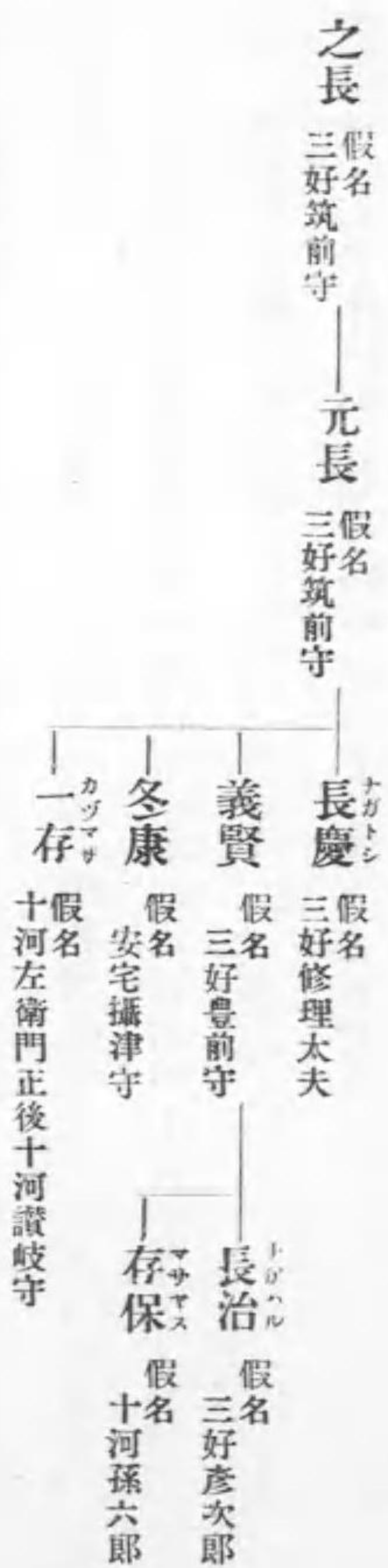
とあれば、或機會を利用して兩將が伊豫に入國せしことありしならむか、猶研究を要す。（本書三一八ページ参照）

（正誤）本書三一五頁大佛城の記事を削除す。又三一八頁三行目應永廿三年とあるは、正平廿三年の誤に付訂正す。

戰國時代に於ける四國の形勢と細川三好兩氏の章

三好氏の事蹟は、續群書類從中の三好記三卷

に詳なり。其中に系圖あり。参考の爲め其要を摘録すれば、（本書三六〇ページ参照）



伊豫八藩の成立の章

富田信濃守知信の名に就ては、或は知勝と云ひ、或は信高とも傳へられし

が、北宇和郡大隆寺の記録には、知勝と見え、慶長十三年宇和島十万石に封せられ、同十八年奥州に謫せられ、寛永十年二月廿九日岩城に卒すあり。又知勝の父は藩翰譜に引ける一書に左近將監信廣とあり。大隆寺過去帖に正眼院殿江雲水西大居士慶長四年十月十八日卒去と見ゆるは、正しく信廣のことなるべし。（本書四一九ページ参照）

藩政時代の教育の章

僧明月の書は、越後の僧良寛と共に天下の雙璧として珍重せらるゝ所なるが、其筆蹟の師は泉南の豪農食野佐太郎なりと傳へらる。然れどもまた懷素を習ひたりと見えて、三津正覺寺に懷素の法帖に、明月の與書したるものあり。以つて其由來する所を知るべし。(本書六〇七ページ参照)

伊豫に於ける勤王思想の發達と志士の活動の章(其一)

大山爲起が來て松山にありしは、貞享四年より正徳元年まで廿五年間なりしことは、本文に説述せし所なるが、其間の講説は、伊豫の勤王思想に影響を與へしこと固より多大なり。加之地方文化の上に於ても必ずや、好結果を呈したるなるべし。爲起が選みし松山附近八景の詠に。(本書六五六ページ参照)

三島 開花

櫻花匂ひも今日は三つ島の神のいがきに開きそめたり

浮橋 夜月

久方の天の浮橋うつしてぞ影てりわたる秋の夜の月

江山 春眺

見わたせは霞にそむる江戸山の麓の櫻匂ふ春風

万歳の曉鐘

ねられねば我友となる曉の千秋の寺の鐘のひゞきは

杉 巖 晚 霞

諸人の行きかふ路も春の日の斜にかすむ杉のむら立

小 栗 暮 雨

旅人も袖うちらはらふ道のへの小栗の里の雨の夕暮

堀 江 歸 帆

霞はれ打出て、見れば堀江浦帆さけて集ふ海人の釣舟

城頭の霽雪

足引の山白妙に降る雪ははれての後も袖を寒けき

同上(其二)

矢野玄道が専心惟神の道を唱道したるは、平田篤胤の旨を奉したるによれる事、勿論なれども、其門に入りたるは、弘化四年正月十九日年廿五歳の時にして、篤胤の歿後なり。(平田篤胤は天保十四年閏九月十一日六十八歳にして逝けり)而して、明治維新に際しては、神武肇造の昔に則らむことを志し、従て祭政一致の世の實現せむことを望みしが、事其志と違ひしかば、

榎原の御代にかへると思ひしはあらぬいめにてありけるものと云へり。

但しかく云はゞ、玄道は頗る頑固なる守舊論者の様にも聞ゆれど、決して然らず。夙に開國の國是を認めて、鎖國攘夷を我が皇國の大道にあらずといへり。其書翰の中に、

(前略)何れ外國へ往來する様に相成可申候右のエウロッパアメリカ邊までも來往が出来次第玄道も遊歴して萬國を見物し風土人物を見極め萬國を混同して我が神州へ歸せしめむ事の謀二には萬國の制度を取て我が邦家の爲に取用ひ萬古不易の計策を立て度と此は喜歡に堪不申候云々と併せ見て、其思想を見るべし。(本書六六四並に六九一ページ参照)

伊豫に於ける蘭學の發達の章

二宮敬作は其師シーボルトに會見の爲め、長崎に赴き、病死せしを以て、墓は同市皓臺寺にもあり。其碑文は次の如し。

文久二年壬戌三月十二日、二宮如山君五十九、客死於長崎、嗣逸二歛葬于皓臺寺、同年逸二歿。門人伊篤建碑。名敬作、如山其號、伊豫宇和郡伊崎人、父名六彌、母竹内氏、家世業農、至君始學醫。年二十二、游長崎、將行父戒君曰、臨事勿以吾爲念、君諾而行、師事蘭客支伊勃兒篤者六年、支伊氏西洋俊傑、視君殊厚、遂授印信、其將還適得罪連及門人、舉皆驚悸、君

自奮曰、既師之安避其患輒詣官自辨、不允入獄、二年得原而歸、居喜多郡上須戒、安政二年宇和島侯舉重藩醫、既而再游長崎、會支伊氏復來航、見君大喜、愛遇愈到、而請治者日益衆、塾生恒數十人、君爲人磊落不拘小節、好飲善談、而事親孝、待人恕、遇事勇、爲解紛振窮未嘗見難色、至于病者則不問貧富輒往施治、愛人之誠一出自中心、故莫不愛敬者、其不幸無壽、噫其可悲也已。妻西氏先一年歿、舉一女一男庶子一人、女配養子良一、伊篤乃支伊氏女、而住長崎者、銘曰

於戲如山 醫者之碩 仁術所加 人蒙其澤
豈特曰醫 雅存忠赤 嘗繫獄中 心則夷白
身雖客死 有安其宅 皓臺之邱 永世銘石

同郡

上甲 榛 撰文

敬作の長子を逸士と云ふ。文久二年七月廿四日を以て長崎に逝けり。或は殺されたりとも云ひ、或は毒殺の厄に遭ひたりとも云ふ。佛諡して森林軒拙亭義高居士と號す。末子を終吉と呼び、明治四十一年八月廿四日函館船渠會社在勤中に病死し、其子直夫長崎縣壹岐郡箱崎村に住せり。又一女あり。名を石と云ふ。養子西良一に配したり。新谷村野間彌之助氏所藏の文書によれば、敬作

が石に與へたりし遺書は、

ちゝはゝの御事をおもひ出してあるやなきたるに

孝行の立たい時分に親はなし

國をへたて妾に別れて

思ひきや深き心を(數字不明)

しら露なから消えゆかむとは

大醉書の一

春雨やふる里の事思わする

如山

ちまいめ

數々書きちらし酒の酔わますく進みおゐの

深きを思ひて

待ちわびん心わしりつ旅の春

如山

右三紙如山二宮國手所寄其女阿石也國手客寓崎陽每得郷便必題小詞以報平安是也今茲壬戌三月以病没于崎陽阿石以不能親湯藥哀痛無已則往崎陽拜其墓面弟審狀乃取其所寄爲軸晨夕觀以存如在之誠焉亦可

悲也國手天資卓犖不拘小節其爲人憂世有烈士風不唯醫術卓越於衆也榛辱交之久而不得臨穴送葬以爲遺

憾今一見此書恍如相對尤不勝悲傷況在其女乎因其囑題之後云

文久二壬戌夏五望日

辱交上甲榛撰並書

ごあり。其他野間氏は敬作自筆の蘭語字書一冊を所藏せられたり。(本書七三三ページ参照)

幕末に於ける諸藩の活動の章

坂本龍馬を殺したるは原田佐之助なる事は本文に説きし所の如

し。然るに其下手人に就ては異説頗る多く、或は自ら其下手人なる事を唱ふる者もありと云ふ。維新史蹟圖説には、當時此悲劇を目撃したる菊屋峯吉翁の談なりとて、龍馬は京都河原町四條上る西側(井口新之助所有)の假寓にて、幕府見廻組頭佐々木只三郎(小刀の達人)の爲めに殺されたりとせり。記して異聞を弘む。(本書七六六ページ参照)

述懐

稚桃書屋主人

樂みは史書にありけり史書よみて

むかへし年を史書に送りつ

なき友の歌撰りいで、誦し居れば

夏のみしか夜ふけわたりぬる

寒さしのき暑さに堪へてとる筆の

力なからめや拙かれども

索引

い り

伊豫の成立
伊豫の國名に就て
伊豫の書き方
祝部土器の發見
出雲系統の神社
伊豫岡八幡神社
伊豫の國造
伊余の國造
伊豫親王
伊豫郡
池田郷
井出郷

三 石井郷
三 井上郷
三 石井郷
三 井門郷
三 出部郷
三 石田郷
三 石野郷
三 石城
四一四 伊豫國學の位置
四一五 伊豫風土記逸文
四 伊佐爾波岡
六 伊豫海賊
七 伊豫の莊園
七 出雲坊宗賢

七〇、二四
七
七
七
七
七
七
七
八
八三
八七―二二
一〇七―一〇八
一五〇―一五三
一六一―一七一
一八一―一八三

一の谷の戦	一八四	石川刑部大輔	三六八
伊豫水師の武功(源平時代)	一八九—一九〇	池田高祐	四〇二
伊豫國司(文治以後)	一九一—一九三	今治藩の成立	四一六—四二八
伊豫に於ける地頭職	一九四	板島	四一九
伊豫御家人卅二人	一九五	今治藩の沿革	四三四—四四一
一向宗	二五—二七	一宮武良	四四〇
一遍上人	三〇—三三	飯淵貞幹	四五六、八四、八二六
隠元	三五	伊豫の幕領	四六一—四六四
伊豫に於ける河野通盛	三六〇—三六三	今治藩と島原の亂	四六七
伊豫海賊の活動	二七九—三〇六	伊豫に於ける切支丹宗	四六八—四六九
一條兼定	三五〇	伊豫諸藩の教禁的處置	四七〇—四七六
嚴島の戦と伊豫海賊	三五五—三五九	伊豫に於ける諸藩の施設(寛政の治に對して)	
一宮成助	三六一		五五六—五五九
一條房家	三六四	伊藤兵助	五五九、六〇二
一條兼定	三五〇、三五五	齋宮必簡(靜齋)	五五九、六〇六
一條内政	三六六	今治藩の教育	五六三—五六四

池内重華	五六三	伊豫木綿	七六八
池田和堂	五六三—五六四	伊豫緋	七六九
伊藤祐道	五五五	伊豫の七ツ免に就て	七五三
井淵灌園	五七二	今治藩幕末の活動	七七七—七七九
伊尾喜充徳	五七六	伊東瑞溪	七六七
石王塞軒	五六六、六二四	井關齋右衛門	七七一
伊藤仁齋	六〇一	いろは丸	七九七
池内禎助	六六六、六八三	岩倉具視	八二七—八五〇
石井晋吉	六四四	伊豫史研究重要史籍	八六九—八八八
一色序平	六四三		
伊藤克誠(閑牛)	六四四	は	
伊藤雲涯	六五〇	方言俚語傳説の類亦參考に資すべし	一五
伊豫に於ける國學の發達	六五五—七〇一	隼人民族	二九—三〇
伊豫に於ける歌道と俳諧	七〇一—七〇七	播磨風土記	三三
石井義郷	七〇七—七〇八	播磨塚	六二
伊豫に於ける蘭學の發達	七〇七—七〇八	垣生郷	七三

拜志郷	七八	芳賀彌三右衛門	七四五
八十八ヶ所に就て	一四一—一四二	藩の經濟收支	七五三
八幡愚童記	二〇七	藩札	七五四—七五五
白隠	三三二	幕末に於ける諸藩の活動	七五七
盤珪	三三二、三五七	蛤御門の變と松山藩	七五八—七六一
羽久地	三五五	原田佐之助	七六一—七七一
蜂須賀正勝	三九二	版籍奉還後の今治	七七九
八藩沿革概略附說伊豫の幕領	四六—四四四	林玖十郎	七九〇
波賀清太夫覺書	五〇一—五〇三	幕末の吉田藩	七九五
幕府の蝗害救濟策	五二一—五二五	版籍奉還後の吉田藩	七九五—七九六
藩政時代の教育	五五九—五六四	幕末の大洲藩	七九六—七九八
萩原西疇	五六一—五六一	版籍奉還後の大洲藩	八〇〇—八〇三
培達校	五七—五六八	幕末の新谷藩	八〇三
早川新平	六〇六	版籍奉還後の新谷藩	八〇三—八〇四
服部栗齋	六五一—六二六	幕末に於ける西條藩	八〇四
林松前	七〇一	版籍奉還後の西條藩	八〇五—八〇六

幕末の小松藩	八〇六	新田義助伊豫下向	三〇六—三〇九
版籍奉還後の小松藩	八〇七	新田義助の終焉	三一一—三一一
明宮御用掛	八二八—八三〇	新田義宗義治の勤王	三三二
服部正	八五三	新田義宗義治の伊豫入國	三三二—三三八、八九三
		仁木義尹	三三三
		新谷藩の成立に就て	四四四
		新谷藩の沿革	四六〇
		新谷藩の教育	五九九—五七一

に

西伊豫	二七	西川樂齋	六二七
新居郡	六六	二宮正禎	六八七—七〇四
新居郷	七〇	西村清臣	七三三
新屋	七一	二宮敬作	七三三—七三四
新屋郷(喜多)	七九	二宮逸士	七三三
新居(驛馬)	七九	西宇和郡の織物	七四一
熟田津	一〇八—一一二	西之川鑛山	七四六
日蓮宗	三二七—三三〇	日本憲法史上の一大偉人	八三〇—八四七
日蓮	三二七—三三八		
日述	三二九—三三〇		

ほ

北肥戦誌 二〇九
 星の岡の戦 二四一—二五一
 細川頼之 三三三
 堀江村福角北寺 三五五
 細川氏の興隆 三三八
 細川勝元 三四一
 細川氏の消長 三六一—三六〇
 細川澄元 三五九
 細川氏の滅亡 三五九
 細川高國 三五九
 細川晴元 三五二、三五九
 堀田氏善 三九四
 堀部安兵衛 五〇四—五〇五
 本間游清 五七七、六八五—六八七、七〇一—七〇二

へ

堀河學派 六〇一—六〇五
 堀江正達 六五一
 星野久樹 七三三
 北海道官有物拂下問題 八三二—八三七
 牡丹臺 八五二
 北清事件 八五三
 北條時頼の廻國説に就て 八九一—八九二
 別當大師 二二八
 遍路に就て 一三三—一四六
 平氏と伊豫 一七三
 平氏と伊豫の國守 一七三
 別子銅山 七四六
 米艦渡來と品川砲臺 七五七
 平壤攻撃 八五〇—八五二

と

十城別王 六〇
 砥部莊 一七〇
 東禪寺 一九九
 土居得能氏略系 三三九—三四〇
 土居得能二氏義舉の事情 二四一—二四四
 土居通増の戦死 二六八
 得能通綱の戦死 二六九—二七〇
 得能彈正 二七二
 土居通重 二七四—二七六
 土居通世 二七六—二七九
 虎丸城 三六一
 土佐の七土豪 三六三
 土佐國司一條家と元親 三六五
 土居清良 三七三—三七五

ち

豊臣氏の四國征伐 三六五—三六六
 豊臣氏四國分封 三九一—三九三
 得居半左衛門通久 三九二
 豊臣秀吉外征 三九三—四〇〇
 藤堂高虎 三九四、三九七、四〇二、四〇六、四一七、四一八
 戸田勝隆 四一九
 富田知信 四一九、八九五
 豊田政仲 六二五
 東條立堂 六五三
 常盤井嚴戈 六七五、六七六、七〇五
 得能淡雲 六八一—六八二、七九八
 常盤井守貫 七〇四—七〇五
 砥部燒 七四三—七四五
 鳥羽伏見の戦と松山藩 七七一—七七五

中央史實との連絡	四	町家質場所	七五
地名の研究	一四	長州征伐と松山藩	七二―七六
近井(驛馬)	克		
地頭に就て	一九	リ	
長福寺	二〇	良忍	二二
長慶天皇の伊豫入國説	三九―三一	臨濟宗	二八―三一
長宗我部氏の畧歴	三三―三六	李成桂	三四〇
長宗我部國親	三六	李舜臣	三九六―三九八
長宗我部元親と阿讃兩國	三七		
長宗我部元親の伊豫侵略	三六	ぬ	
長宗我部元親の對河野氏政策	三二	怒麻國造	四五
長宗我部元親と織田信長	三二―三四	奴可入道西寂	一八〇
長宗我部元親と豊臣秀吉	三四―三五	お	
長性寺	三九〇	を	
長宗我部元親	三九	大國主少彦名二神	三
近田八束	七五	小市國造	四七―五七

越智(河野)氏の出自	四七―五七	大館氏略歴	三三〇
小千命	四七―四八	大館氏明靈應を献す	三三一
越智玉澄	五	應仁の亂の終末	三四―三四五
越智郡	六	應仁の亂と伊豫	三四〇―三四五
温泉郡	六	大内教弘	三四三
大井郷	七	大内政弘	三四三
大内郷	七	大祝安英	三四
岡田郷	七	大内氏の略歴	三四六
越智(驛馬)	七	大内氏と伊豫	三四六―三四八
大岡(驛馬)	七	大内教弘の末路	三四六
氣長足媛の歌	一〇―一二	大内義興	三四七
小野氏彦	一五	大友氏の略歴	三四八
小野好古	一六	大友氏と河野氏との關係	三四八―三五三
大島莊	一七	大友政親	三四八
大森彦七	二二―二六	大友義右	三四八
大館氏明の戦死	三〇	大友義鑑	三四八

大友義鎮(宗麟)	三五〇	大月履齋	五五九、六三
大友義統	三五二	尾崎山人	五五、六七九、六八一
大内河野兩氏の反目	三五三	大洲藩の教育	五六八、五六九
大野直之	三六八	岡研水	五七二
小川祐忠	三九二、四〇三	大洲好人録	五九六
大洲藩の成立	四三二、四三三	尾崎訥齋	六〇三
岡部直明	四四〇	荻生祖徠	六〇五
大洲藩の沿革	四五一、四五九	大高阪芝山の妻	六一一、六二二
大洲藩と島原の亂	四六八	奥平栖遲庵	六九
沖の島並に篠山問題	四六八、四七一	尾崎久愷	六四
沖の島問題	四六八、四八〇	岡田寒泉	六三三
大石主税以下の十士に就て	五〇三、五〇八	越智士亮(高洲)	六四五
岡野金右衛門	五〇五	大野約菴	六四五
大高原五	五〇六、五〇八	奥山鳳鳴	六四五
奥平久兵衛	五二一、五九	大原觀山	六四九
大高阪季明(芝山)	五五九、六二〇、六二一	大山爲起	六五六、六六一

大和田建樹	六九一、六九二、七〇四、七〇五	倭寇の航路	三三七、三三九
小澤種春	七〇〇、七〇一	倭寇の消長	三四〇
小澤庵庵の系によれる歌人	七〇七、七二二	脇阪安治	三九四、三九七
岡田冬源	七二八	和田通條	六〇二
奥平鶯居	七二九	和田浩亭	六五二
大洲半紙	七四二、七四三	鷺野南村	六五三
越智郡の綿ネル製造	七四七	王政維新後の松山藩	七五五、七五六
岡吉定	七五七	王政維新後の宇和島藩	七九三、七九五
大村益次郎	七六八	王政維新前後の大洲藩	七九一、七九九
大洲一揆	八〇〇、八〇二		
わ		か	
和氣郡	六一六、六一七	河野氏の出自	四七一、四七
黄檗宗	二二五、二二六	風早郡	六六
倭寇の意義並に活動	三三三、三三四	賀茂郷	七〇
倭寇と伊豫	三三四、三三七	神戸郷	七〇
		神戸郷(周桑郡)	七〇

鴨部郷	七	河野通信通政の勤王	一九七
神戸郷(野間郡)	七	河野通信の末路	一九九
河野郷	七	河野通政通末通久通俊	二〇〇
神戸郷(久米)	七	河野通信勤王の事情	二〇一
神前郷	七	河野通有	二〇三—二一一
神戸(伊豫)	七	河野通時	二〇四
海賊の意義	一四	河野通忠	二〇八
海賊の發達	一四—一五	河野通高	二一〇
海賊發達の年次	一五—一五	河野通盛	二四—二六二
河野好方と藤原純友	一六—一六	合田彌四郎貞遠	二六五
鴨部莊	一七	金ヶ崎の戰	二六九
河野通清源氏に應ず	一七—一七	河野通里	二七一
河野通清舉兵の年月	一七	河野通景通元	二七三
河野通清の末路	一八〇	懷良親王	二七九—二九八
河野通信父の仇を報ず	一八一—一八三	河野通朝通堯	三三—三三四
河野通信と源義經	一八三	河野氏細川氏と和す	三四—三三八

河野龜王丸(通義又通能)	三五	菅 正蔭	三九四
河野鬼王丸(通之)	三五	加藤清正	三九五
川之江の戰	三九	勝 山	四〇九
金谷經氏	三九	加藤氏(大洲)	四二三
海東諸國記	三五	加藤光泰	四三三
河野教通(通直)	三四	加藤貞泰	四三、四五六
河野通春	三四	加藤直泰	四三四
河野氏二分の事情	三四—三四	菅 良史	四三三
香西成資	三五	甘諸の傳來	四三七—四三八
河野通直と大友宗麟	三五	蒲生忠知	四三—四二四
河野流鐵砲	三五	加藤泰興	四五六—四五七、五六八
金子傳兵衛基家	三六	加藤泰恒	四五七
河野氏と豊臣氏	三六—三七	加藤泰統	四五八
河野氏の滅亡	三七	加藤泰温	四五八
戒能備前守通森	三七	加藤泰武泰行泰術泰社泰秋	四五九
加藤嘉明	三九—三四、三六、三九七、四〇一、四〇六、四二—四二三	加藤文麗(泰都)	四五九

加藤泰舩泰貫泰廣泰官泰儔泰理泰令	四〇〇	片山北海	三二七
片岡新右衛門正信	四〇五	菅 橘洲	六四四
貝賀彌左衛門	五〇六	景浦子要	六四八
加藤泰義	五八、六三三	門屋孤舟、師董	五五一
川田雄琴(資深)	五八、五九一、六〇一	河東虎臣	五五一
香波 晋	五七〇	近藤南洋	五五一
金子耻堂	五七三、六四四	荷田春滿	六六一
金子魚洲	五七三	賀茂真淵の系に屬する國學者	六八五
加藤自謙	五七六	梶谷承慶	六六七、七〇四
川田資哲(爲谿)	五九九	賀茂真淵の系に屬する歌人	七〇一
川田資始	五九九	菅 周庵	七〇八、七三三
川田資敬(紫淵)	五九九	香川景樹の系によれる歌人	七三三、七三三
川田資復	五九九	川端五雲	七四一、七五五
川田玄水	五九九	加藤曉臺	七七七
川田完平	五九九	門屋麥士	七八
唐 錦	六二	河東碧梧桐	七六

鎌田玄臺	七九一、七三	吉岡莊	一六七
鍵谷カナ女	七四二	吉田藩の成立	四三
各藩草高現石表	七五二、七五三	吉元平太	五九
加藤泰幹	七六二、七九七	吉田藩の教育	五七、五七六
凱旋(明治廿七八年の役)	八五三	吉尾勇助	六二七
よ		横山由清	六六六
餘戸郷	九	横山三千子(桂子)	六六六
吉田郷	七〇	吉見長左衛門	七九〇
餘戸(周敷郡)	七〇	た	
吉原郷	七	道前道後の稱呼に就て	二六
吉井郷	七	武内宿禰	五〇、五一
餘戸(久米郡)	七	武國凝	五九
餘戸(伊豫郡)	七	大化の改新と伊豫	六三
庸	八三、八四	大寶令の制定に就て	六四
吉原莊	一七	丹上郷	七〇

田野郷	七〇	道元	三四
高橋郷	七二	立烏帽子城	二五一
立花郷(越智郡)	七二	瀧櫻神社	二七〇
高市郷	七二	高外木城	三四一、三八七
宅万郷	七二	塔ヶ岡	三五六
高田郷	七三	高尾城	三六一
高尾郷	七三	竹原	三九〇
立花郷	七〇、七三	伊達氏	四二一、四三三
立間郷	七四	伊達秀宗	四三一、四四二
道後温泉	九五—一〇〇	伊達宗純	四三二
平将門	一四六—一六六	高橋忠董	四三三
橋遠保	一六二	伊達宗利	四四一—四四三
高市俊儀	一六二	伊達宗贊	四四三—四四五
高市秀儀	一八五	伊達村候	四四五—四五〇
壇の浦の戦	一八七	伊達村豊(宗春)	四五二、四八六—四八七
縦淵城	二〇四	伊達村信村賢村芳宗翰宗孝宗敬	四五二

田中一如	五六〇	高内又七	七五三—七五四
擇善堂	五六一—五六七	伊達宗城	七七九—七九三
竹鼻正修	五七、六五、六八三	高野長英	七六一—七六七
高木玄林	六〇二	武田龜五郎	七九七
丹波南陵	六〇三	武田斐三郎	七六六、七九八
谷寛得	六〇九	武田豊城	八三四
高木可及	六三三	高松保實	八三七
高橋復齋	六二七、六四六	第廿二聯隊の苦戦	八五六—八五七
玉木葦齋	六三五	立見尙文	八五〇
田内董史	六三、七〇〇、七二—七三	〔れ〕	
武智五友	六四八	冷泉持房	二九五
玉井修立	六五一	烈女松江	五九六—五九八
田岡俊三郎	六六一—六七七	〔そ〕	
伊達村芳夫人満喜子	六八六		
玉松操	六九一		
谷世範	七七七	總社	七七

租	八三—八四	な	
曹洞宗	三三—三七	中伊豫	二七
即非	三五	難波郷	七三
十河存保	三六一—三九一	那賀	七三
園美久	六二五	就田津	一九
索麵	七〇七	長崎探題	四八
租稅	七九—七五	中村勘助	五〇五
津根郷	六九	中村喜左衛門	五五九、六〇二
津宮郷	七〇	長野恭度	五三三、六二五、六八三
鼓ヶ浦	三五	長尾信敬	五七六
佃十成	三三—三五	中江藤樹と大洲	五七九—五八九
都築訓治	四〇四—四〇五	中江藤樹の大洲を去る	五八一—五八四
都築温	五七二	中江藤樹の感化	五八四—五八九
都築燧洋	五七五	中江藤樹の門人	五八五
	五七三、六五三	中川謙叔	五八五

長野彬々	六〇三	頼杏坪	六五三
中村夢洲	六〇四	む	
長野豊山	六〇六	夢窓國師	三二〇
長野淮海	六〇七	村上義弘の勤王	二九一—三〇六
長瀧隆善	七〇四	村上氏の出自	二九九—三〇二
半井梧菴	七〇八—七二二	村上義弘の勤王	三〇二—三〇五
内藤鳴雪	七六	村上義弘の晩年	三〇五
夏目漱石	七六—七七	村上武慶	三五六—三五七
長門屋吉左衛門	七〇七	村田箕山	六二六—六二七、六八三
中井弘	七六八	村田藏六	七三五
中村俊治	七九七—七九八	向井和平	七四五
七鳥村外二十三ヶ村一揆	八〇八	う	
ら		宇摩郡	六六
頼春水	六三七	浮穴郡	六六
頼山陽	六三五		

宇和郡	六〇六	宇佐美淡齋	六〇六—六〇七
宇都宮氏に就て	三六八—三七三	歌原松陽	六〇八
宇都宮豊綱	三六八—三七〇	海野游翁	七〇七
宇和島	四一九	宇和島藩に於ける靜幽廬	七五—七六
宇和島藩成立	四一九—四二〇	内海淡節	七九
宇和島城	四二〇—四三三	宇和島藩幕末の活動	七九—八〇七
宇和島藩の沿革	四三—四五		
宇和島仙臺兩藩の確執	四四—四五		
宇和島藩と島原の亂	四四—四五		
宇和島藩の蝗害救濟策	四八—四九		
宇和島騒動の真相	四七		
上田陸舟	五八—五九		
宇都宮龍山	五〇—五一		
宇和島藩の教育	五七—五七		
宇田川揚軒	六〇—六一		
上村信好	六一		
		野間郡	六六
		野田石陽	六〇九
		野澤象水	六七
		野之口隆正	六四—六五、六九四—六九五
		野田廣足	六八七、七〇四
		野井安定	六八七、七〇四
		登せ米	七五六
		野村一揆	七九三—七九四

く

廣義的郷土史	三	空海	一三〇
國造時代の伊豫	四—五	空海と伊豫	一三一
久味國造	四—五	桑原生行	一三二
國乳別	四—五	熊野湛増	一三八
來目部小楯	五九	空也	一三三
國の等級	六〇—六一	忽那一族軍忠次第	一四六
郡の沿革	六四—六五	忽那島開發記	一四七
桑村郡	六五—六九	忽那重明	一七八
久米郡	六六	忽那島沿革略説	一八〇
桑原郷	六七	忽那重義	一八一
久米郷	六八	忽那義範	二八一—二九六
軍團に就て	七三	忽那土居氏の提携	二八三—二八五
熊野郷	七四	忽那重清重明の晩節	二八五—二八六
光定	八〇—八二	忽那島滯留中の懷良親王	二九一—二九四
	八五	黑瀬城	三三七、三七五
	一三六	來島通康	三五七

黒田孝高	三六五	栗田樗堂	七六—七八
來島通總	三六七	黒田白年	七八
九鬼嘉隆	三九四	久米駿公	七七一—七九
來島通之	三九四	過去に於ける發展の跡	八三—八四
桑山重勝	三九四		
來島康親	四〇三、四〇六		
黒田將監吉辰	四六五		
蝗害の状況(大洲松山宇和島藩)	五〇—五三	彌生式土器に就て	二八—二九
寛政の治と伊豫	五四—五九	日本武尊と伊豫	五—六
寛政の治に就て	五四—五五	山田郷	六九
日下伯巖	五〇、六四七	山口郷	六九
寛政異學の禁の反動	六〇—六一	矢野郷	七四
寛政三博士	六六—六九	山背(驛馬)	七九
寛政異學の禁	六三	山崎莊	一六
黒川通軌	六四	矢野莊	一六
桑折桂園	六五	屋島の戰	一八四

や

懷良親王	二七九—二九	山田東海	六五〇
山名宗全	三四二	矢野翠竹	六五三
屋代島	三五九	矢野快庵	六五三
山家清兵衛	四二、四九—五五	山崎闇齋と大洲との關係	六三—六三
山内與右衛門	五二—五九	山崎門人淺見綱齋派	六八三
山井昇	五五、六〇—六六	山崎門人三宅尙齋派	六八三
山井璞輔	五六	山崎門人佐藤直方派	六八四
山井幹六	五六	山田常典	六六七
養正館	五七	養蠶業	七四
陽明學派	五九—六一	山本忠彰	七七
安川寛	五九	山本尙徳	八〇—八三
矢野玄道	六〇、六四、六九—六九、七〇	山中信儀	八五
山崎闇齋	六二		
矢野松齋	六二		
山田静齋	六四、六八	晦巖	三三、七〇—七二
山野内紫泉	六四	松葉城	三八

ま

滿濟日記	三三九	松山藩の赤穂浪士一件に關する史料	四九四—五〇三
毛利氏に就て	三五三	松山藩の蝗害救濟策	五五—五二八
毛利氏と河野氏	三五四—三五五	松山藩宇和島藩の内訌	五二—五五四
毛利元就	三五三、三五六	松山騷動の俗説	五二—五三三
松山藩の成立	四〇七	松山騷動俗説辨	五四—五九
松前城	四〇八—四〇九	松山騷動の真相	五九—五四九
松山城	四〇九	松山藩の教育	五五九—五六二
松山城在番時代	四一五	松岡清溪	五六九
松平頼純	四二五	丸山南海	六〇三
松山藩の沿革	四三七—四三四	松田東門	六三三
松平不白(定政)	四二六	松岡仲良	六二五
松野清正	四二九	正岡子規	七〇一—七〇七
松平定通	四三二—四三三	前場默軒	七〇七
松平定信	四三一	松根圖書	七九—七九二
松平頼純より歴代	四六一	松屋蘭臺	七八
松山藩の赤穂浪士待遇	四七—四九	松山藩の藩籍奉還	七六

松山縣
松山歩兵第廿二聯隊

八〇八—八〇九
八六一—八六二

憲法制定
現今に於ける伊豫人士の發展
現今に於ける發展の數々

八三七—八四七
八六一—八六八
八六四—八六八

狹義的郷土史

三

二名島と云ふ名に就て

二四

源氏と伊豫

一七

風土記の編輯

八六

元寇

二〇三

佛性寺

二七

源空

二二三

藤原純友

一四六—一六六

元弘の擧

二二八

藤原純友海賊に與す

一五一—一五八

建武の業類る

二五三

藤原純友の横暴

一五七—一五九

元均

三九七

藤原純友の誅伐

一五九—一六四

月海

五七一

藤原文元

一六四

護國學派

六〇五—六二〇

船所五郎正利

一八八

縣治一覽表

八八

佛光國師

二三〇

憲法制定と香渡晋

八七—八四九

不受不施派

二二九

佛殿城	三六一	籠田郷	七〇
福島正則	三九二	給理郷	七、八九九
府中城	四二七	國府の位置	七〇一七
不破數右衛門	五〇五	國學に就て	八二一八
藤内南阜	六〇四	貢賦に就て	八三
藤野海南	六九九	國分二寺	一一二一六
復古神道と大山爲起	六六一	虎關師鍊	二九
藤本鐵石	六八	興隆寺	三三
浮屠收容場	八六〇	小早川隆景	三五、三六、三八、三九
		小西行長	三九七
		小松藩の成立	四一
		小松藩の沿革	四二
		興聖寺に於ける木村大高兩士の碑	五〇八
		近藤元良(名洲)	五一
		克明館	五四
		小松藩の教育	五七、五八

こ

古墳並に出土物を研究の資となすべし	二	役小角	一一一三
骨董的研究と科學的研究との區別をなすべし	二六	圓仁(慈覺大師)	二八
古墳	三五—四三	圓珍(智證大師)	二九
國造本紀	四三	榮西	二八
郷と里	四九—五	江島爲信	四三九—四四〇、五三

近藤春崧(篤山)

五七、三七一—三三

近藤春潮

五七、六三

近藤春齋

五七、六三

兒玉暉山

五七〇

近藤寡齋

六九

古賀精里

六三—六四

近藤逸翁(泥龜庵)

六八

近藤芳樹

六五、六九七

國學

六五

五雲歿後の伊豫の俳壇

七五

公議所

八二

え

系

愛媛と云ふ名に就て
荏原郷
驛馬に就て

三五
三
六—七

調
天台宗
天保以後の俳句と内海淡節
田庄臺の戦

八三—八四
一三三
七八—七九
八五

あ

英多郷	七	赤穂浪士の復讐	四八五
粟井郷	七	赤穂浪士の切腹	四八九—四九四
天山郷	七	安藤陽州	五七一、六〇三
吾川郷	七	安藤毅軒	五七、六〇四
天山	七	安藤観生	五七二
飽田津	七	浅見綱齋	六二
荒乳の中山	七	青地林宗	七六
尼子經久	七	安東其馨	七九
赤松次郎則房	七	安質母尼鑛山	七六
安國寺惠瓊	七	鳴緑江軍に従うて奮戦す	八五
足立重信	七	青木助二郎	八五
下見吉十郎	七	佐伯部	八五
安藤繼明	七	櫻井郷	七二
赤穂浪士と松山吉田兩藩	七	賞多郷	七二

さ

最澄の事蹟	二四	齋院敬和	六四
佐伯是基	一五—一六	櫻井漆器	七三
佐伯惟忠	三二	薩長聯合と松山藩	七六—七七
西園寺公俊	三六	佐賀の暴動と西南の亂	八八—八九
西園寺公廣	三五、三七	佐賀の亂に就て	八八—八九
草木六部耕種法	三五	西郷隆盛	八三—八七
鷺ノ森城	三六		
西園寺氏に就て	三七—三七九	き	
西園寺氏の部將	三七—三七九	郷土史の意義	一
西條藩の成立	四二	郷土科	二
西條藩の沿革	四〇—四六一	郷土史に對する主張	四
篠山問題	四〇—四二	郷土の偉人は中央史實に對して如何なる	
西條藩の教育	五五	地位にあるかを講究せざるべからず	六
左氏珠山	五四	郷土史の研究によりて中央史實の誤謬を	
齋藤雄蟻	五七	訂すべし	七
佐藤直方	六九	郷土史は歴史教授の出發點又歸趣點たるべし	八

郷土史を修むるには宜しく地方的感情を 除却して至公至正なるべし	二〇	菊ヶ森城	三六〇
郷土史の研究は正確なる史料によるべし	二三	吉良淺野一條聞書	四九四—五〇一
郷土史研究は断片的ならずして系統的な るべし	二七	木村岡右衛門	五〇五
郷土史中の偉人の言行に關し倫理的意義 を見出すべし	二八	享保の蝗害と義農	五二〇—五三一
郷土史を研究せむとする者は常に史料の 蒐集に志すべし	二九	義農作兵衛	五三三
記紀に見えたる伊豫國	三二	木村力山	五六五
喜多郡	三六	求道軒	五七〇
行基	二八—三〇	崎門學綱齋派	六二二—六二四
紀淑人	一五九	全 尙齋派	六四四—六二八
菊麻莊	一七〇	全 佐藤派	六二八—六四四
疑念	三三〇	全 玉木派	六四五
木芽峠	二七〇	麴溪書院	六二六
		玉駕女史	六四七
		木村信統	六五五、六七〇、六七五
		崎門學を奉せるもの、勤王的行動	六八三
		菊屋新助	七四〇—七四一

菊間瓦	七四	米良右近將監	三三六
欽定憲法の綱領定まる	八四—八七	妻鳥采女	三六一
九連城攻撃	八五	明治維新後の耶蘇教	四七—四八
義勇奉公の務	八〇—八二	明教館	五二—五二
		明倫堂	五九
		明倫館	五七
		明月	六〇七—六〇八
		明治廿七八年並三十七八年戦役及び シベリア出兵	八五〇—八六二
		明治廿七八年の役	八五〇—八五三
		明治卅七八年の役	八五三—八六一
		明治卅七年十二月十八日の戦	八五七—八五八
		明治卅七八年戦役の戦死者	八五九

ゆ

湯の郡	五		
弓削島莊	一六		
湯築城	三九〇—三九一		
由井天山	六〇四		
由井伴陰	六〇四		
由井冠山	六〇四		
融通會所	七五七		

め

妙起	三三〇	御井郷	六九
----	-----	-----	----

み

御井郷(桑村郡)	七〇	三輪執齋	五九〇
味酒郷	七二	南村梅軒	六一〇
三間郷	七四	三宅尙齋	六一四
御 莊	七六	宮原龍山	六一六
源頼義と伊豫	一七五	宮原桐月	六一六
湊川の戦	二五七—二六〇	宮原弦堂	六七七
湊山の戦	三四五	三上是庵	六〇〇—六二五、七三—七五
宮尾城	三五六	三品崇	六四四
三好之長	三五九	宮内克崇	六四八
三好元長	三五九	味酒講記	五六六
三好氏と伊豫	三六〇—三六三	三輪田元綱	六五五—六七五、六九五—七〇〇、七〇六
三好長治	三六一	三木左三	六七—六七八
三好笑岩	三六二	三木源一郎	六七八—六七九
三津久米方面の戦	四〇四—四〇五	三輪田米山	六九五
宮脇通赫	五七一	三輪田危行	六九六
		三輪田眞佐子	六九九

三瀬周三
三浦安
民間風俗の矯正

七四—七六 承久の亂の成因に就て
八〇六 志賀島
八二〇 浄土宗
親鸞上人
時 宗

一九六
二〇四
二二—二三
二二五
二三〇—二三五

し

主として古文書によるべし
四道將軍と伊豫
周敷郡
島山郷
周敷(驛馬)
定額寺
眞言宗の成立
四國道路
承平天慶の亂
莊園の發達
守護に就て

三 正慶亂離志
五七—五九 篠塚伊賀守
六六 勝瑞城
七〇 信西堂
七九 島津義弘
二七—二八 鹽成の堀切
二三 島原の亂と松山藩
一三—一四 殉 死
一四—一六 重見重親
一六 島原の亂に就て
一九二 島原の亂に於ける松山藩の出師

四六四—四六五
四六五

鳥原の亂後に於ける伊豫の切支丹宗

四九一—四七〇

所領に就て

七四八—七四九

神傳流水泳

五五八

上甲芳亭

七九一

止善堂書院

五五九

四國師團の出征

八五三—八五四

上甲拙園

五七三

シベリア出兵

八六一

時觀堂

五七六

ひ

儒學各派

五七九—六五四

東伊豫

二七

朱子學派

六〇一—六五四

日吉郷

七

昌平學派

六三三—六五四

姫原郷

七二

柴野栗山

六二六

日振島と藤原純友

一一三—一六四

新名多吉

六五三

廣瀬の戰

一九

篠崎三島

六五三

久松定行

四二五—四二六

篠崎小竹

六五三

久松定房

四二八

澁川春海

六五七—六五九

一柳氏

四二四

子規歿後の俳壇

七六—七七

一柳直盛

四四—四四

シ—ポルト

七三三

久松定行入城の當時

四二六—四二八

久松不白(松平)

四八

人見正達

六〇三

久松定頼定長定直

四九—四三〇

尾藤二州

六六—六六

久松定英

四三〇

平田系の學者の言論と行動

六三—六六

久松定喬

四三〇—四三二

平田鏡胤

六四、六九

久松定通(松平)

四二—四三三

尾藤二洲門人等の主張

六四

久松定功定靜定國定則

四三〇—四三二

平田篤胤の系によれる國學者

六九—七〇

久松勝善(定穀)勝成定昭

四三三—四三四

平田篤胤の系によれる歌人

七五—七六

久松定房定時定陳

四三四—四四〇

鄙の手ぶりに顯はれたる歌人

七〇

久松定基定郷定休

四四〇—四四二

緋燕

七四

久松定剛定法

四四二

東鷄冠山の戰

八五四—八五六

一柳直頼直治頼徳頼邦頼壽頼欽頼親頼紹頼明

四六一—四六三

も

八五四—八五六

一柳直卿(蝶庵)

四六一—四六三

本山梅慶

三六四

久松長世

四六一、五七七

森嵩

四五、五七

日野和煦

五五五

森余山

五七七

日野三樂

五五六

森村太兵衛

五八八

本居宣長の系に屬する國學者	六六七	善應寺	二六一—二六三
本居大平の門人	六六八	征西將軍宮	二七九—二九一
本居内遠の門人	六九〇	征西宮忽那入島	二八七—二九一
本居宣長の系に屬する歌人	七三—七五	征西府西遷	二九四—二九六
木 蠟	七四五	千町原の戰	三三九
本山茂任	八〇九—八二二	世田城の戰	三三〇
せ		仙石權兵衛秀久	三九一
石器時代の遺物に就て	二六	關ヶ原の戰と伊豫諸侯の向背	四〇一
聖德太子の道後行啓	一〇〇—一〇七	西軍の敗と伊豫諸藩	四〇六
聖德太子道後温泉碑	一〇三—一〇六	仙臺騷動と宇和島吉田藩	四八二—四八四
聖 光	二二四	仙臺藩の内訌に就て	四八二—四八三
正法寺	二二四	千馬三郎兵衛	五〇六
聖一國師	二二八	正心院夫人	六二二
誠 拙	三二二	仙貨紙	七四—七四二
千 呆	三三六	泉貨居士	七四二
		石鐵縣	八〇九—八二三

西南の亂に於ける伊豫の聲援
西南の役に於ける伊豫の戦死者

八二四—八二六	鈴木重樹	七〇四
八二六—八二七	杉田玄白	七二八—七三九
	鈴木重遠	七七六

す

崇神景行兩朝の伊豫	五七一—六〇
陶晴賢	三五五
菅谷半之丞	五〇五
鈴木永頼	五六三
末廣雙竹	五七五
末廣靜修	五七五
末廣重恭	五七五
杉山熊臺	六〇八
鈴木栗里	六〇九
菅原長好	六五—六六
巢内式部	六八—六八三
鈴木重麿	六九—七〇四

跋

我が畏友景浦稚桃氏は、曩に愛媛縣史の編輯を囑託せられた。併し縣史には、其蘊蓄の幾部分を載録したに過ぎなかつた。是は我等の頗る遺憾とする所であつたが、氏は爾來研鑽怠るなく、更に筆を起し、十年の日子を費して、脱稿したものが、即ち此伊豫史精義である。曩日氏は、余に告げていふには、伊豫には、未だ古今を一貫した系統的の史書がないからして敢へて此書を編成したのである。固よりかゝる著述には五十年は愚か、百年の日子を要すべきもので此書が完璧でないのは

云ふまでもないが、今其基礎を築き立て、置けば其後の造作と修理とは良工匠が出て仕上げてくれるであらう。余は聲に應じて答へた。それは固よりであるが、兎に角君は此大著を數年にして成立せしめたので世人は其篤學に對して深く感謝すべきのみならず。吾人は學界の一大慶事として、之を祝福するのである。併し上下三千年の久しきにわたる記事なれば、多少の誤謬と不備の點あることは、誰しも免れぬ所である。さり乍ら之は君の云はるゝ、通向後の研究と、後人の補足とによつて、完璧を期すべきで、君が基礎的計畫の功は、千歳不磨であるといつて、互に會心の笑を漏らしたのであつ

た。今伊豫史精義の刊行成るに臨み、氏と話し會つた言の一節を録して跋辭とするのである。

大正甲子晚秋某日

伊豫史談會幹事

富水道人

西園寺源透識

9 B 30

大正十三年十二月八日印刷
大正十三年十二月十三日發行

正價金七円



不許複製

著者

景浦直孝

發行者

藤田政助

印刷者

福田文一郎

印刷所

福田合名會社
松山市魚町二丁目二十八番地

發行所

伊豫史籍刊行會出版部

松山市魚町二丁目二十八番地
電話二二二二番
振替大阪二三二九六番



終